



第 8 5 回 通 常 総 会

と き 令和 6 年 5 月 16 日

と ころ 「木材会館」

一般社団法人 全国木材組合連合会

次 第

開 会

会長挨拶

議長選出

議 題

第1号議案 令和5年度 事業報告承認の件 1

第2号議案 令和5年度 収支決算承認の件 59

第3号議案 令和6年度 会費等決定の件 83

第4号議案 令和6年度 借入金最高限度額決定の件 . . 87

第5号議案 令和6年度 役員報酬決定の件 87

第6号議案 役員改選の件 91

(報 告) 令和6年度 事業計画

令和6年度 収支予算

閉 会

第 1 号 議 案

令 和 5 年 度

事 業 報 告 承 認 の 件

令和5年度事業報告

I 温暖化防止・地域活性化に貢献する木材利用の推進

令和5年度は、コロナ禍から平時へ移行する中、円安が進むとともに物価の上昇が起こった。また、住宅着工の減少から木材需要が減少となった。他方、5月に開催されたG7広島サミットでは、首脳コミュニケ等で、持続可能な森林経営と木材利用の促進がコミットされた。

木材、国産材の利用に大きな期待が高まる中、非住宅建築、中高層建築等今まであまり使われてこなかった分野での木造化、木質化を進めるための積極的な普及活動を行うとともに、品質、性能の確かな国産材の安定供給体制の確立に向けて取組を行った。

1 ウッドファースト社会実現に向けての運動の展開

令和3年6月の「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下、「都市(まち)の木造化推進法」）の制定を受け、令和4年3月に全木連は農林水産大臣と第1号の協定を結び、農林水産省、林野庁と安定供給体制の確立、木材利用のさらなる普及に向けた活動で連携し、活動を強化することとした。

法律施行後3年目となる令和5年は、ウッド・チェンジを一層促進するため、木材利用促進月間中の10月24日に林野庁とともに「木づかいシンポジウム2023」を開催した。

さらに、木材利用が地球温暖化防止対策、地方創生に果たす役割について、広く国民に理解を求め木材利用拡大に対する支援の輪を広げるため、機会あるごとに農林水産省、国土交通省をはじめとする関係省庁などに対して、木材利用を優先する社会実現への取組を働きかけた。

2 消費者、需要者への普及活動

(1) 木材利用拡大への普及活動

ア 新型コロナウイルス感染症の影響が収まり展示会の再開も相次ぐ中、本年度については、Japan Home&Building Show2023(11月)、モクコレ2024(令和6年1月)などの展示会に参加するとともに、木づかい推進月間での各種シンポジウム、フェアなどに参加協力し、合法伐採木材、JAS材を含め、幅広い国産材の利用拡大のための普及活動を実施した。

イ 全木連ホームページ等において、木材の特質や住宅・街づくり等における木材利用などに関する各種知識・情報の提供、普及啓発に取り組んだ。

ウ 木材利用促進に特化した、「ラブキノヘイ」のホームページにより一般消費者に対して木のある暮らし・木の街づくりのメリットや木造建築物の施工事例

の紹介に取り組んだ。

エ 会員や住宅関連団体等から木材需給や価格に関する情報収集等を行い、林野庁の需給情報連絡協議会等の場で共有した。

(2) 木材利用に関する教育活動等の推進

小・中・高校生の木材利用普及のため、「高校生ものづくりコンテスト関東大会（令和5年8月）」、「高校生ものづくりコンテスト全国大会（同11月）」、「全国中学生創造ものづくり教育フェア（令和6年1月）」に資材提供・協力を行ったほか、日本木材青壮年団体連合会主催の「全国児童・生徒木工工作コンクール」、各種展示会における木製遊具等の展示など「木育」活動の推進に積極的に取り組んだ。

3 地球温暖化防止対策としての木材利用

(1) 地球温暖化対策への対応としての木材利用の推進

2020年以降の温室効果ガス削減のための国際的枠組みである「パリ協定」の中で、木材利用を通じた森林整備の一層の推進及び伐採木材の二酸化炭素固定に対する評価（HWP）が適切に位置づけられていることに伴い、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の算定の普及に取り組んだ。

また、建築物における木材利用について、投資家や施主、そのニーズを受けた建築業者から木材利用による二酸化炭素の排出削減量を定量評価することから、ライフサイクルアセスメント（LCA）調査手法を用いて算出した「国内で生産されるJAS構造材（人工乾燥材）の排出源単位」の普及に努めた。

(2) 違法伐採対策の推進等

ア 林野庁ガイドラインに基づく、合法性等の証明された木材・木材製品の利用促進のため、認定事業者の拡大に努めた。令和6年3月段階での認定団体、認定事業体数は、それぞれ150、約1万2千となった。合法性の証明された木材・木材製品の信頼性確保のための研修会、セミナーを実施し、供給体制の整備に努めた。

また、合法証明の信頼性の確保に向けて、認定団体の事業者認定・フォローアップ、認定事業者の合法木材の証明に当たって必要な分別管理、書類管理等の手続き、実施体制等の適切な運用について情報提供を行った。

イ 違法伐採対策に関する輸出国、輸入国側の動きについて、海外の関係者との情報交換を行うとともに、環境NGO等との意見交換を実施した。

ウ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」についての認定団体、認定事業者等へのセミナー、研修会等を開催するとともに、改正クリーンウッド法の施行（令和7年4月）に向けて、会員への情報提供等を行った。

(3) 木質バイオマス利用等の促進

化石燃料の使用削減への貢献や未利用材・林地残材等の有効なカスケード

活用推進のため、木質バイオマスの発電利用については、関係団体と連携し、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した事業者認定や適切な供給体制の構築、情報提供などの推進に取り組んだ。

II 住宅、街づくりへの総合的な木材利用の取組

住宅、公共・商工業施設、身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策、税制などの充実強化に取り組んだ。

1 木材利用の提案活動

ウッドショックの後遺症に加え、円安など木材需給の不透明さが増している状況にある中、人工乾燥材を含む国産材の安定供給体制の確保に向けて、令和5年8月に森林・林業・木材産業関係施策に関する要望書を林野庁に提出した。

2 木造住宅及び中高層建築物への木材・地域材利用

- (1) 中高層建築物における木材利用の環境整備、木質建築資材の利用拡大の環境整備、簡易な構造物等の木造化、木質化などの木材利用の拡大対策に対し委員会への参加など積極的な対応を行った。
- (2) 非住宅、都市の中での木材利用促進へ向けた建築関係諸制度の動きに対して情報収集・提供、会議等への参加などの取組を行った。
- (3) 令和4年度補正予算による「建築用木材の転換促進支援事業」や「JAS構造材実証支援事業」、令和5年度（令和4年度繰越）当初予算による「都市における木材需要の拡大事業」により、住宅分野や非住宅建築物への品質の確かな木材利用の促進に取り組んだ。
- (4) 日本木材総合情報センター・全日本市場連盟と連携して、「顔の見える木材供給体制構築事業」により、森林経営の持続性が担保された木材の供給と需要拡大に資する取組に対して助成を行うとともにその取組に関する情報の収集・提供等の活動を行った。
また、「木材流通における転換促進支援事業」により、木材流通事業者等が実施する、工務店等が国産の木材製品に転換を図るために必要な技術的知識の習得や生産・流通に関する情報の収集・共有への取組に助成を行った。
- (5) 国産材の利用拡大を図るため、「森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進協議会」、（一社）国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会、（一社）木材表示推進協議会等と連携し、各種活動を展開した。

3 公共建築物・商工業施設への木材利用促進

- (1) 「森林を活かす都市の木造化推進協議会」と連携し、「森林を活かす都市の木

造化推進議員連盟」に対し、要望書を提出。議連では「提言」をまとめ、財務省等関係省に申し入れを行い、6年度予算に一部反映された。また、民間建築物を含む都市部での抜本的な木造化、木質化推進の活動を展開した。

- (2) 都市(まち)の木造化推進法に基づく市町村方針策定の拡大等に各県木連とともに取り組んだ。
- (3) 木材利用拡大のための都道府県条例の策定に向けての都道府県木連の活動に協力し、同条例は令和5年3月末までに27府県で策定された。
- (4) 木材利用推進中央協議会と連携し、建築事例の普及、情報提供等に取り組んだ。令和6年1月29日開催の「新たな木材利用事例発表会～JAS材の普及拡大に向けて」を木材利用推進中央協議会とともに主催し、JAS材の供給・利用の拡大やJAS材生産の取組などJAS材の普及拡大に関しての最新情報の共有を図った。

Ⅲ 木材産業の成長産業化に向けた産業構造の確立

1 木材産業の経営安定化の取組

(1) 経営の安定化対策

- ア 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、並びに林業施設整備等利子助成制度などの有効活用と制度充実を図るため、関係機関との情報交換等を実施した。
- イ 令和5年度が延長検討年となった木材加工業における軽油引取税の免税措置について林野庁等へ制度延長を要望し、年末の令和6年度税制改正において軽油引取税は3年間の延長措置が認められた。

(2) 雇用対策等

- ア 雇用調整助成金、雇用創出に係る関係事業、企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策の情報提供を行なった。
- イ 外国人技能実習制度への機械製材作業追加及び技能実習評価試験実施機関認定に向け厚生労働省等への説明を進め、令和5年10月31日付けで厚生労働省から機械製材作業追加等は認められた。この認定を受け技能実習評価試験業務を開始した。
また本制度を円滑に実施するために創設した「外国人技能実習部会」の会員数は増加し、正会員62社、賛助会員22社となった。
- ウ 林野庁から、木材産業の特定技能制度への追加検討を行う「外国人材の受入れに向けた条件整備等に関する委託事業」等を事務局として受託した。

(3) 労働安全対策等

- ア 林材業ゼロ災推進中央協議会木材・木製品製造業部会の事務局として、ブロックゼロ災推進会議や厚生労働省への労災保険率に係る要請活動に参画した。なお、木材・木製品製造業の労災保険率は令和6年度から現行の千分の14から千分の13へと10年振りに引き下げられることとなった。
- イ 令和5年度林野庁予算「作業安全強化促進支援事業」の補助対象として選定され、製材工場等の木材加工業者を対象とした安全診断・指導等を行うとともに、都道府県木連が行なう安全研修会へ助成を行った。また、林業機械化協会と連携し「令和5年度林業・木材産業労働安全対策事業」の木材産業関係安全講習会を開催県木連とともに実施した。

2 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造の変化に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に取り組むとともに、いわゆる「物流の2024年問題」の検討に参画した。

(1) 「物流の2024問題」への対応

「物流の2024問題」に対応して、農林水産省に設置された「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」に賛助メンバーとして参画し、情報の収集、発信、共有に努めた。

(2) 高度な木材加工・流通構造の確立

- ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取組、特に品質の安定した乾燥材生産・供給の拡大に取り組んだ。
- イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設のリース・利子助成制度などの有効活用に取り組んだ。

(3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取組

素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用に取り組んだ。

(4) 技術・製品開発への取組

- ア 中高層の建築物の木造化、木質化促進のため、(公財)日本住宅・木材技術センター(住・木センター)が実施する「中高層建築物における木材利用の環境整備検討委員会」等に委員として参画した。
- イ 林野庁補助事業を活用し、木材の人工乾燥技術の普及のためのセミナーの開催、トドマツ枠組材の強度データの収集、含水率の変化による割れや接合部の強度の検証、製材JASの格付け率の向上に資する非破壊検査の方法の検討について試験研究機関等の協力を受けて取り組んだ。

ウ 製材JASの見直しに向けて設置された(独法)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)の原案作成委員会において、委員として参画し、全木連「製材JAS規格の見直しに関する検討会」の議論結果等を踏まえ、意見表明、試験データの提供等を行った。

(5) 木材貿易・海外との交流

ア 国産材の海外への輸出促進

日本木材輸出振興協会等と連携して、輸出拡大に向けての対策を検討するための委員会及び林野庁と意見交換に出席した。

イ 貿易問題への対応と海外との交流

インドネシア、米国の木材関係団体等と木材需給や違法伐採対策等に関する意見交換等を引続き実施するとともに、韓国の木材関係団体との連携の検討を行った。

3 東日本大震災、熊本地震、能登半島地震の復興・復旧と木材需給安定の取組

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金令和確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、バーク等の適切な処理対策などに引き続き取り組んだ。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震について、被災情報の収集、被災事業者等に対する支援措置に関する情報提供を行うことと併せて、被災県に対する見舞金の拠出に取り組んだ。

IV 安全・安心の木材利用・供給の推進

1 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

(1) JAS制度、JAS木材製品の利用・供給の促進

令和7年に予定されている改正建築基準法等の施行による木造住宅への影響や製材JASの課題等について、各都道府県木連や全市連と連携して、建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、セミナーを実施するなど、製材JASの供給・利用拡大に向けた取組を行うとともに、林野庁補助事業も活用しながら、建築専門雑誌、業界紙、動画配信サービス、新聞、ホームページ、木材利用イベント等を通じて「信頼できるJAS製材品」の利用普及と供給促進に取り組んだ。

また、「JAS製材品普及推進展示会」に替わる新たな表彰制度の検討をおこなった。

(2) 製材品のホルムアルデヒド放散等級表示の登録制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散等級表示について、JAS制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引続き実施した。

(3) 合法性証明木材・都道府県産認証材の利用、供給拡大の取組及びクリーンウッド法への対応

ア 林野庁ガイドラインに基づく合法性証明木材の証明連鎖の着実な実行のため、合法木材認定事業者の拡大と関係事業者の理解促進に努めた。

イ 都道府県産材認証制度の一層の充実推進に取り組んだ。

ウ クリーンウッド法に関するセミナー、合法伐採木材等の利用促進のための全国協議会の開催、都道府県単位での協議会・意見交換会開催の支援を行うとともに合法性確認の能力向上のための研修等を開催し、川下の住宅産業事業者も含めた木材関連事業者の理解を深めた。また、合法性確認のための手引き(国産材原木を購入する事業者向け)を作成した。

エ 改正クリーンウッド法について、会員への情報提供を行うとともに木材関連事業者や消費者への普及を行った。

2 木材の健康・安全対策

(1) 木材の健康性能の普及

ア 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に取り組むとともに、スギ材の特有成分分析試験方法の検討委員会に委員として参画した。

イ アセトアルデヒドやT-VOCの規制等の動きについては、木材利用促進に支障がないよう情報収集に努めた。

V 組織活動の活性化等

1 全国木材産業振興大会の開催

第57回全国木材産業振興大会については、10月19日に群馬県(高崎市)において群馬県木協連、関東支部の協力のもとに、全国から約470名が参加して開催した。

2 団体活動の活性化等

(1) 制度・施策の提言等

ア 令和5年5月26日に関係国会議員に対して令和5年度木材産業の振興に関する予算等の陳情、8月18日に財務省へ木造住宅の新築促進等の要望、11月22日に関係国会議員に令和5年度補正予算及び令和6年度予算等に関する要望活動を行った。

イ 令和5年8月17日に総務委員会を開催し、全木連関係者表彰者選考及び第58回全国木材産業振興大会の開催を決定するとともに、森林・木材産業振興のための諸活動について情報交換を行った。

(2) 関係団体との連携強化

木材利用推進、木材産業振興のため、森林・林業・木材、建築、中小企業・消費者の関係団体等との連携強化並びに、JAPIC、住木センター、木材総合情報センター、木材加工技術協会、木活協、SGEC、建築学会、土木学会などの理事等を務めるとともに、これらの団体主催の会議・勉強会に積極的に参加した。

(3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取組

ア 一般消費者・建築関係者などに木材・木材利用に関する様々な情報を提供するため全木連ホームページの拡充改善に取り組んだ。

イ 全木連時報を通じて、会員間の各種情報の共有化に努めた。

ウ 木材利用優良施設カレンダーを作成、木材の利用促進に努めた。

(4) 各種委員会の開催

令和6年3月に木材PR委員会を開催し、令和6年度における木材利用普及事業の取組方向、木材PRポスターの企画方針について決定した。

(5) 全木連事務所の移転

全木連事務局が入居する永田町ビルは令和6年6月末までの事務所退去が求められ、移転先は議員会館や霞が関への交通の利便性にも配慮し千代田区一番町の全国町村議員会館とした。

3 都道府県木連、支部、関係団体等の会議、諸活動への参加

都道府県木(協)連総会、支部会議、ブロックにおける行政との連絡会議等に参加するとともに、関係団体の事業活動への参加・協力を積極的に取り組んだ。

(参考) 令和5年度全木連主要行事一覧表

月	日	主 要 行 事
4	12	第1回全国事務局長会議 (WEB)
	20	JAS構造材実証支援事業等説明会 (静岡県木連 WEB)
5	2	全木連・全木協連・木退共第1回理事会 (書面)
	10	JAS構造材実証支援事業等説明会 (神奈川県木連 横浜市)
	11	第2回全国事務局長会議 (WEB) 建築転換
	17	JAS構造材実証支援事業等説明会 (群馬県木連 前橋市)
	22	JAS構造材実証支援事業等説明会 (山口県木連 WEB)
	23	JAS展実行委員会 (永田町ビル)
	25~ 26	全木連・全木協連・木退共・全木政連通常総会 (木材会館)
6	6	外国人技能実習部会通常総会 (書面)
	21	第3回全国事務局長会議 (WEB)
7	11	第1回JAS構造材実証支援事業企画運営委員会
	20	第1回CW事業検討委員会 (永田町ビル)
8	3	第1回顔の見える木材供給体制構築事業運営委員会
	8	第1回木材流通における転換促進支援事業運営委員会
	17	全木連総務委員会・全木協連表彰選考委員合同委員会 (AP虎ノ門)
	29	第2回CW事業検討委員会 (永田町ビル)
9	26	第1回CW専門委員会 (ワイム貸会議室)
	29	第4回全国事務局長会議 (WEB)
	*	CW合法性確認研修 (27:兵庫県)
	*	CW地方協議会 (21:長崎県)
	*	CW普及セミナー (21:長崎県)
10	5~ 8	ウッドワンダーランド2023 (ポートメッセなごや)
	19	第57回全国木材産業振興大会 (群馬県高崎市 Gメッセ群馬)
	24	木づかいシンポジウム2023「活木(カッコ)いい」のプロに聞く、ウッド・チェンジを語ろうin農林水産省
	24~ 25	CW専門委員会現地視察 (宮崎県都城市)
	30	木材利用推進「全国会議」(木材会館)
	31	木材加工職種(機械製材作業)の技能実習移行対象職種追加を受け、試験業務を開始
11	6	合法伐採木材利用促進全国協議会 (ワイム貸会議室)
	15~ 17	Japan Home&Building show 2023 (東京ビッグサイト)
	21	全木連・全木協連・木退共臨時総会、理事会 (木材会館)
	22	顔の見える木材供給体制構築事業運営委員会 中間報告会
	*	CW合法性確認研修 (8:福岡県、宮崎県、10:全市連、全買連、都木連(都内)、14:全買連(大阪市内)、22:山形県、24:愛知県、28:滋賀県、29:群馬県①)
	*	CW地方協議会 (27:福井県、29:石川県)
	*	CW普及セミナー (27:福井県、29:石川県)
	*	合法木材事業者研修 (7:2×4JAS協 (WEB))

12	18	第2回CW専門委員会（ワイルド貸会議室）
	*	CW合法性確認研修（4：群馬県②、5：青森県、8：新潟県（WEB）、14：徳島県、15：群馬県③）
	*	CW地方協議会（4：宮城県、12：熊本県、15：鹿児島県、19：京都府、20：北海道、22：三重県）
	*	CW普及セミナー（4：宮城県、12：熊本県、15：鹿児島県）
	*	合法木材事業者研修（6：広島県）
1	11～ 12	モクコレ2024（東京ビッグサイト）
	29	第15回「新たな木材利用事例発表会」（木材会館）
	30～ 31	CW合法性確認手引き現地ヒアリング（秋田県秋田市、大館市）
	*	CW合法性確認研修（17：岩手県）
	*	CW地方協議会（22：山梨県、23：栃木県）
	*	CW普及セミナー（23：栃木県）
2	19	木材流通における転換促進支援事業 事業報告会
	20	第3回CW専門委員会（TKP赤坂カンファレンスルーム）
	29	第2回顔の見える木材供給体制構築事業運営委員会
	*	CW合法性確認研修（26：奈良県）
	*	CW地方協議会（2：富山県、6：岐阜県（意見交換会、WEB））
	*	CW普及セミナー（2：富山県、15：山梨県、28：埼玉県）
3	4	第2回木材流通における転換促進支援事業運営委員会
	5	第3回CW事業検討委員会（永田町ビル）
	11	顔の見える木材供給体制構築事業運営委員会 事業報告会
	14	全木連・全木協連・木退共理事会、全木政連常任委員会（木材会館）
	15	全国事務局長会議、木材PR委員会（木材会館）
	19	第2回JAS構造材実証支援事業企画運営委員会
	*	CW合法性確認研修（6：日合連（WEB））
	*	合法木材事業者研修（18：前橋国有林森林整備協会）

事業報告 参考資料

資料1 令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算
(木材産業・住宅関係)

資料2 令和6年度税制改正事項

資料3 活動関連資料

1. 予算等の要望
2. 森林を活かす都市の木造化推進協議会の活動
3. 建築物木材利用促進協定
4. 都市の木造化推進法に基づく都道府県方針の改訂及び市区町村方針の策定状況
5. 木材利用促進条例の策定状況
6. 合法木材等供給の現状とクリーンウッド法
7. 第15回「新たな木材利用事例発表会」の概要
8. 令和5年度木材利用推進「全国会議」の概要
9. 外国人材受け入れの概要
10. 労働安全関係の概要
11. 製材等JAS認証工場一覧表(令和5年度末)

資料 1

木材産業関係令和 5 年度補正予算及び令和 6 年度当初予算 (木材産業・住宅関係)

◀ 林野庁予算 ▶

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 【令和 6 年度予算額 14,397,655 (16,142,891) 千円】
 (令和 5 年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策) 45,810,895千円)
 (令和 5 年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000,110千円)

<対策のポイント>
 カーボンニュートラル等を実現し、花粉発生量の削減にも資するよう、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進します。

<政策目標>
 国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和 4 年] → 42百万m³ [令和 12 年まで])

<事業の全体像>

<p>1. 林業・木材産業循環成長対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐を支援 ・木材加工流通施設、木造公共建築物の整備を支援 ・木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設の整備を支援 	<p>5. 森林・林業担い手育成総合対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者への体系的な研修、就業前の青年への給付金支給、林業経営体の労働安全対策を支援
<p>2. 林業デジタル・イノベーション総合対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業機械の自動化・遠隔操作化や木質系新素材の開発・実証、森林資源情報のデジタル化、新技術を活用する高度技術者の育成、デジタル林業戦略拠点の構築を支援 	<p>6. 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採から再造林・保育に至る収支がプラスとなる経営モデルの構築を支援
<p>3. 建築用木材供給・利用強化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部における建築用木材の利用実証・普及、JAS製材のサプライチェーン構築、製材やCLTを用いた建築物の低コスト化に向けた技術開発や設計・建築実証を支援 	<p>7. 林業・木材産業金融対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化を支援
<p>4. 木材需要の創出・輸出力強化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木の効果の見える化や木材製品の輸出促進を支援 ・「地域内エコシステム」の展開、特用林産物の需要拡大を支援 	<p>8. 森林・山村地域振興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や地域外関係者による森林の保全管理等を支援

**森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業循環成長対策** 【令和 6 年度予算額 6,410,123 (7,132,339) 千円】
 (令和 5 年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 12,585,500千円)
 (令和 5 年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000,110千円の内訳)

<対策のポイント>
 路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、エリートツリー等の苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設、特用林産振興施設の整備等の川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<事業目標>
 国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和 4 年] → 42百万m³ [令和 12 年まで])

<事業の内容>

- 林業・木材産業生産基盤強化対策**
 路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐のほか、木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物の整備や、森林境界の明確化等を支援します。
- 再造林低コスト化促進対策**
 再造林に係る低コスト化を進めるため、低密度植栽等の低コスト造林、エリートツリー等の原種増産技術の開発やコンテナ苗の増産に向けた施設整備等を支援します。さらに、再造林に向けた川上から川下まで一体となった取組を支援します。

(関連事業)
(R5年度補正予算) 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策
 2,000,048千円
 燃油・資材の価格高騰に対応するため、きのこの生産施設の省エネ化や生産資材導入を支援するとともに、木質バイオマスの収集・運搬、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組等を支援します。

<事業の流れ>
 定額 (1/2, 1/3以内等) 等 定額 (1/2, 1/3以内等) 等
 国 → 都道府県 → 林業経営体等 (1の事業、2の事業の一部)
 民間団体等 (市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む) (2の事業の一部)
 ※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

林業・木材産業生産基盤強化対策
 路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、間伐材生産、森林整備地域活動支援対策、林業の多様な担い手の育成、山村地域の防災・減災対策、森林資源保全対策 (ナラ枯れ被害対策支援を強化)

再造林低コスト化促進対策
 低コスト再造林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、優良種苗木生産推進対策

事業構想 (都道府県が作成する 5 年間の取組方針)

川上：森林組合、製材生産事業者、自伐林家等
 川中：製材事業者、合板事業者等
 川下：木材需要者

林業・木材産業の生産基盤強化に向けた川上から川下までの総合的な取組

林業・木材産業生産基盤強化対策
 木材加工流通施設等の整備 (地域材利用量の増加に係る費用対効果を高めつつ、乾燥能力や原木、製品のストック機能の支援を強化)

林業・木材産業生産基盤強化対策
 木質バイオマス利用促進施設の整備 (枝葉や短尺材の利用など木質バイオマスの安定供給に係る取組への支援を強化)、特用林産振興施設等の整備 (熊鷹床の再利用等の取組や新規参入者への支援を強化)、木造公共建築物等の整備

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち
建築用木材供給・利用の強化 (木材製品の消費拡大対策)

【令和5年度補正予算額 45,810,895千円の内数】

<対策のポイント>
 輸入木材製品の優位性が高まる中、新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、JAS構造材の利用実証や外構部等の木質化の実証等を支援します。

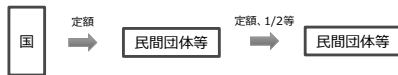
<事業の内容>

- 1. CLT建築実証支援**
 CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。
 また、木質建築部材に関する製造コストの縮減や建築物の合理的な設計・建築に関する技術開発等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。
- 2. JAS構造材実証支援**
 JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。
- 3. 外構部等の木質化対策支援**
 これまで木材があまり使われていない非住宅及び住宅の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1、2事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)
 (3の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち
木材需要の創出・輸出力の強化 (木材製品等の輸出支援対策)

【令和5年度補正予算額 45,810,895千円の内数】

<対策のポイント>
 輸出に向けた木材製品等の国際競争力強化のため、日本産木材製品のプロモーション活動、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証、特用林産物の販売促進活動を支援します。また、きのこの知的財産保護の取組を支援します。

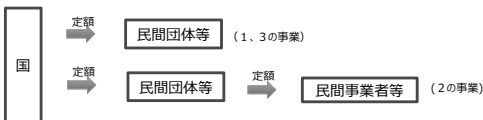
<事業の内容>

- 1. 日本産木材製品のプロモーション活動支援**
 日本産木材製品の認知度向上を図り、海外販路を拡大するため、訪日外国人向けに旅を基軸としたフィールドにおける効果的なプロモーション活動を支援します。
- 2. 輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援**
 構造材や内装材等の付加価値の高い木材製品の輸出を促進するため、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等を支援します。
- 3. 特用林産物の需要拡大**
 特用林産物の輸出拡大に向け、文化・消費動向等の市場調査、SNS等を活用した情報発信等の販売促進活動、きのこ品種の育成者権侵害実態の把握や簡易DNA鑑定技術の開発・実証等を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2299)
 (2の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2295)
 (3の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8059)

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

【令和5年度補正予算額 6,000,110千円】

<対策のポイント>

「花粉症対策初期集中対応パッケージ」の着実な実行に向けて、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、花粉の飛散量の予測、スギ花粉の飛散防止等の総合的な対策を緊急に支援します。

<政策目標>

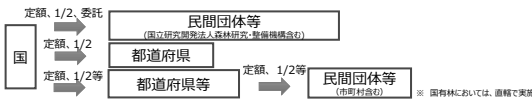
スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減〔令和15年度まで〕、5割削減〔令和35年度まで〕）

<事業の内容>

- 1. スギ人工林の伐採・植替え等の加速化**
スギ人工林伐採重点区域を設定し、伐採・植替えに寄与する路網整備や伐採・植替えの一貫作業、森林所有者への働きかけ支援による意欲ある林業経営体への**森林の集約化**を支援します。
- 2. スギ材の需要拡大**
住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、集成材工場や保管施設等の整備、建築物へのスギ材利用の機運醸成を支援します。
- 3. 花粉の少ない苗木の生産拡大**
官民を挙げた苗木増産体制の強化、細胞増殖技術を活用した苗木大量増産技術の開発、花粉の少ない苗木の広域流通を支援します。
- 4. 林業の生産性向上及び労働力の確保**
意欲ある木材加工業者等に対する高性能林業機械の導入、農業や建設業など他産業との連携等を支援します。
- 5. 花粉飛散量の予測・飛散防止**
航空レーザ計測による森林資源情報の高度化、森林現場におけるスギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査の実施を支援します。

（関連事業）林業・木材産業国際競争力強化総合対策<一部公共>
45,810,895千円の内訳

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 発生源対策

スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

- スギ人工林伐採重点区域を設定し、伐採・植替えの一貫作業と路網整備を推進
- 意欲ある林業経営体への森林の集約化の促進

スギ材需要の拡大

- 住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進
- 集成材工場、保管施設等の整備
- 建築物へのスギ材利用の機運の醸成

花粉の少ない苗木の生産拡大

- 森林研究・整備機構における原種増産施設の整備
- 都道府県における探種園・探種圃の整備
- 民間事業者によるコンテナ苗木増産施設の整備
- スギの未熟種子から苗木を大量増産する技術の開発
- 苗木の生産量が多い産地から少ない地域への供給の促進

2. 飛散対策

スギ花粉飛散量の予測

- 花粉飛散予測の高度化に向けた航空レーザ計測・解析を推進

スギ花粉の飛散防止

- 森林現場でスギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査を支援

林業の生産性向上及び労働力の確保

- 意欲ある木材加工業者等に対する高性能林業機械の導入
- 農業、建設業等の他産業、他地域との連携の促進

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうち スギ材の需要拡大

【令和5年度補正予算額 6,000,110千円の内訳】

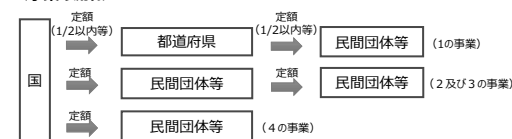
<対策のポイント>

「伐って使って植えて育てる」循環利用の加速化に向けた川下の需要拡大のため、構架材のスギ材への置換えに資する集成材工場等の整備、住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、スギ材の活用に向けた技術開発、建築物へのスギ材利用の機運の醸成を促進する取組等を支援します。

<事業の内容>

- 1. 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備**
スギ材の利用拡大向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。
- 2. 花粉症対策木材利用促進**
住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等における、スギJAS構造材等の利用の促進を支援します。
- 3. 花粉症対策木材の活用に向けた技術開発**
スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援します。
- 4. 花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成**
スギ材を活用した建築物の木造・木質化を促進するイベントの開催やSNSを活用した情報発信など、機運の醸成を図る取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

川中におけるスギ材製品供給

花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備

- スギ材を一定量活用する木材加工流通施設等
- 木材加工機械等の導入支援
- 製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備支援

スギ材を活用した製品の効率的・安定的な供給

異樹種集成材 LVL 平角材

川下におけるスギ材利用

花粉症対策木材利用促進

- 住宅分野
- スギJAS構造材等の利用促進を支援

花粉症対策木材の活用に向けた技術開発

- スギ材の利用拡大に向けた技術開発を支援

花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成

- スギ材利用の機運醸成を図る取組を支援

+

スギ材の需要拡大による発生源対策の計画的な推進

【お問い合わせ先】
(1～3の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2293)
(4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業金融対策（継続）

【令和6年度予算額 397,014（554,101）千円】

＜対策のポイント＞

意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（35百万m³〔令和4年〕→ 42百万m³〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 林業施設整備等利子助成事業 236,142千円

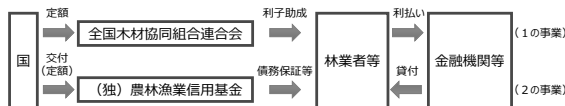
意欲と能力のある林業経営者や自然災害の被害を受けた林業経営者が（株）日本政策金融公庫から資金を借り入れる場合等の利子について、**最大2%・最長10年間**助成します（**実質無利子化**）。

2. 林業信用保証事業 160,872千円

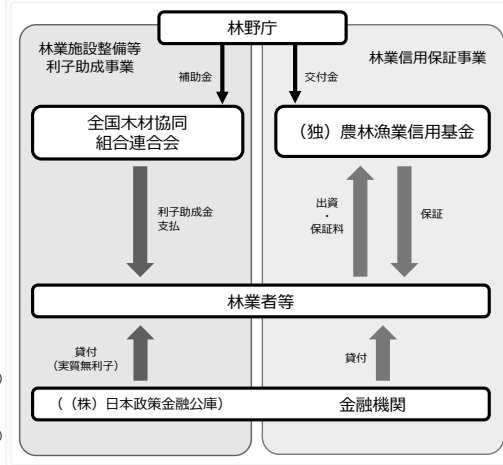
林業者等に対する融資の円滑化を図るため、（独）農林漁業信用基金に対し、以下の経費を支援します。

- ① 林業者等が事業承継・創業、重大な災害からの復旧に取り組む際に必要な資金の借入れに係る保証料を免除するために必要な経費
- ② 保証料率を軽減し、信用基金の財務基盤等を維持するために必要な経費等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 林野庁企画課（03-3502-8037）

令和6年度住宅局関係予算の基本方針

重点施策のポイント

- 1.誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保（こども・子育て／セーフティネット／バリアフリー）
- 2.住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現（省エネ対策／木材利用の促進）
- 3.住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備（防災・減災／公営老朽化／密集市街地）
- 4.既存ストックの有効活用と流通市場の形成（空き家／マンション／既存流通・リフォーム）
- 5.住宅・建築分野のDX・生産性向上の推進（建築BIM／建築確認のオンライン化／国際展開）

予算総括表

（単位：億円）

事項	予算額		
	R6	R5	前年比
公共事業	1,643	1,643	1.00
行政経費	98	123	0.79
合計	1,740	1,766	0.99

注. 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

2. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現に向けて、住宅・建築物分野の省エネ対策の強化、木材利用の促進を図る。

背景・課題

住宅・建築物の省エネ化

- 住宅・建築物のエネルギー消費（全エネルギー消費の約3割）
- 新築時の対策強化の必要性（ZEH・ZEBレベル・ライフサイクルカーボン）
- 既存ストックの低い省エネ性能（現行基準適合ストックは13%）

<省エネ化の予定・目標>
 2025 :省エネ基準適合の義務づけ
 2030まで:ZEH・ZEBレベル適合を義務づけ
 2050 :ストック平均でZEH・ZEBレベルを目指す

木材利用

- 森林の炭素貯蔵・建物への炭素固定
- 中高層住宅・非住宅での木造推進

<関連する法改正・計画>
 ・都市(まち)の木造化推進法(R3)
 ・建築物省エネ法及び建築基準法(R4)
 ・花粉症対策の全体像(R5.5関係閣僚会議決定)



純木造11F研修施設

主要事項

1. 省エネ対策

- 新築住宅・建築物の省エネ性能の引上げ
 - ・子育てエコホーム支援事業の重点的な実施によるZEH・長期優良住宅整備への支援の強化
 - ・公営住宅のZEH化への支援
 - ・モデル事業(ライフサイクルカーボン算出)への支援
- 既存住宅・建築物ストックの省エネリフォームの促進
 - ・公営住宅・UR賃貸住宅の省エネ改修への支援
 - ・長期優良住宅化リフォームへの支援
 - ・既存住宅・建築物の省エネリフォームへの支援

2. 木材利用の促進

- 木造建築物等の規制合理化に向けた基準整備
- 優良な木造建築物等の整備等への支援

優良木造建築物等整備推進事業

令和6年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(447.10億円)の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

I. 普及枠

補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 一定規模以上であること
※建築基準法上、耐火構造又は準耐火構造が求められるものに限る
共同住宅・事務所：階数4以上
非住宅(事務所除く)：階数3以上又は延べ面積3,000㎡超
- ③ 不特定の者又は特定多数の者の利用に供する用途
- ④ 木造建築物の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑤ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑥ 再造林又は再利用等に資する取組がなされること等

補助率・補助上限額

- 補助率
【調査設計費】 木造化に関する費用の1/2以内
【建設工事費】 木造化による掛増し費用の1/3以内
又は建設工事費の7%以内
- 補助上限額 2億円

II. 先導枠

補助要件

- ① 防火・構造等に関して先導性を有すること
※有識者委員会により先導性を評価
- ② 普及枠の補助要件を満たすこと

補助率・補助上限額

- 補助率
【調査設計費】 木造化に関する費用の1/2以内
【建設工事費】 木造化による掛増し費用の1/2以内
又は建設工事費の10%以内
- 補助上限額 3億円

【補助対象のイメージ】



5階建て共同住宅

11階建て純木造

都市木造建築物設計支援事業

令和6年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(447.10億円)の内数

低層住宅やS造・RC造に加えて、非住宅や中高層の木造建築物(中大規模木造建築物)に取り組みたいという設計者の技術力向上を図るため、設計者を育成する取組を推進する。

中大規模木造建築物の設計者向け講習会

意匠設計者及び構造設計者向けに、中大規模木造建築物の設計に関するテキストを用いた講習会をWEBや対面形式等により、全国規模で実施することで、知識・技術を得得する機会を幅広く提供。
令和5年度は、意匠及び構造(動画配信+ライブ質疑)、構造設計演習(対面、1都1府3県)の講習会を実施。

講習会の実施



WEB講習の画面

※R5年度講習会の案内(抜粋)



設計資料の作成



木でつくる中大規模建築の設計入門
発行：(公財)日本住宅・木材技術センター

子育てエコホーム支援事業の概要

令和5年度補正予算：2,100億円
令和6年度当初予算：400億円

1 制度の目的

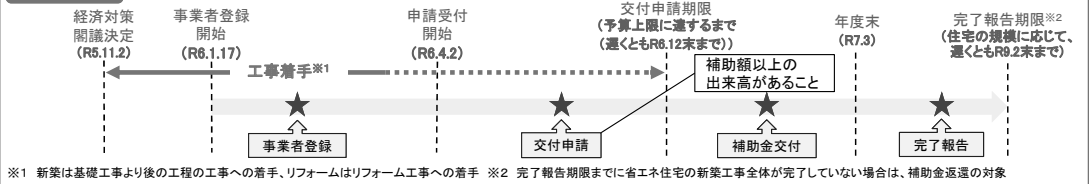
エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯*による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。
※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)
※経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、新築は基礎工事以後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築		住宅のリフォーム*1	
対象住宅	補助額	対象工事	補助額
①長期優良住宅 ②ZEH住宅 <small>(強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)</small> <small>※ 対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。</small> <small>※ 土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)に立地している住宅は原則除外とする。</small> <small>※ 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外かつ災害レドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は洪水被害防止区域)内で建設されたものうち、3戸以上の隣接又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は原則除外とする。</small>	① 100万円/戸 ② 80万円/戸 <small>ただし、以下の①かつ②に該当する区域に立地している住宅は原則半額</small> (イ) 市街化調整区域 (ロ) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)	① 住宅の省エネ改修 リフォーム工事内容に応じて定める額* ・子育て世帯・若者夫婦世帯：上限30万円/戸 ・その他の世帯：上限20万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限80万円/戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯：上限45万円/戸 ・その他の世帯：上限30万円/戸	② 住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等 (①の工事を行った場合に限る。)*2

3 手続き



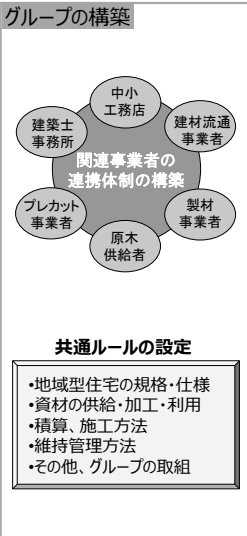
*1 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)(*2において「3省連携事業」という。)とのワンストップ対応を実施
*2 3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする

<参考> 地域型住宅グリーン化事業

令和5年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(279.18億円)の内数

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅(ZEH等)の整備等に対して支援を行う。

<現行制度の概要>



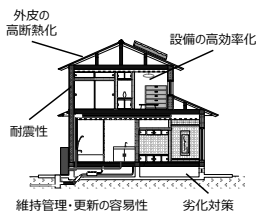
※赤字はⅡ期より再開

地域型住宅の整備

【補助対象】

- 認定長期優良住宅
- ZEH・Nearly ZEH
- 認定低炭素住宅
- ZEH Oriented

補助対象となる住宅のイメージ



【加算措置】①～④の併用可

- ①地域材加算
・柱・梁・桁・土台の過半又は全てに地域材を使用
- ②和の住まい加算(地域住文化加算)
・地域の伝統的な建築技術を活用
- ③三世同居加算/若者・子育て世帯加算
・玄関・キッチン・浴室又はトイレのいずれか2つを複数箇所設置
・40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯
- ④バリアフリー加算
・バリアフリー対策を実施

【補助限度額】140万円/戸等(Ⅱ期以降は110万円/戸等)

Ⅰ期：7月～11月 Ⅱ期：12月～2月末 Ⅲ期：3月～

≪ 林野庁 ≫

令和 6 年度 税制改正事項（林野関係）

- 1 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を 5/10 から 55/100 とし、人口の譲与割合を 3/10 から 25/100 とする。（森林環境譲与税）
- 2 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を 3 年延長する。（軽油引取税）
- 3 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の 20% の控除等）の適用期限を 2 年延長する。（所得税）
- 4 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の割増償却について、見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。
(所得税・法人税)
- 5 バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3 年間、1/2 控除等）について、木質固形燃料製造設備に係る課税標準を価格の 3/4 とした上、その適用期限を 2 年延長する。（固定資産税）
- 6 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の非課税措置の適用期限を 1 年延長する。（印紙税）

【財務省等 5 府省庁共管】

《国土交通省住宅局》

令和6年度国土交通省税制改正事項(住宅局関係)(1/4)					
住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持(所得税・個人住民税)					
2024年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件について、以下(※今回の改正内容は下線)のとおり措置する。					
<入居年>		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
控除率：0.7%					与党大綱 R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :5,000万円【今回改正内容】	4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,500万円【今回改正内容】	3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,000万円【今回改正内容】	3,000万円
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円	
		その他の住宅		2,000万円	
控除期間		新築住宅・買取再販 13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)			既存住宅 10年
所得要件		2,000万円			
床面積要件		50㎡(新築の場合、2024(R6)年までに建築確認：40㎡【今回改正内容】(所得要件：1,000万円))			

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

与党大綱 R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討

令和6年度国土交通省税制改正事項(住宅局関係)(2/4)																										
既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充・延長(所得税)																										
<p>既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置を2年間延長するとともに、こども・子育て政策の抜本的強化に向けて、「こどもまんなかまちづくり」を推進するため、子育てに対応した住宅へのリフォームに係る所得税の特例措置を新たに講じる。</p>																										
<p>施策の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2022年の出生数は約77万人と過去最低で、少子化は危機的状況。 ➢ 子育てに対する不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、住宅のハード面の性能向上により子育ての負担の軽減を図る必要がある。 <p>⇒ 子育てに対応した住宅へのリフォームを支援し、子育て世帯の居住環境を改善。</p>	<p>経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ こども・子育て政策は最も有効な未来への投資であり、「こども未来戦略方針」に沿って、政府を挙げて取組を抜本強化し、少子化傾向を反転させる。 ➢ 子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進する <p>こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ …子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。具体的には、…既存の民間住宅ストックの活用を進める。 																									
<p>要望の結果</p> <p>① 現行の措置を2年間(令和6年1月1日～令和7年12月31日)延長する。</p> <p>② 子育て世帯等※1が子育てに対応した住宅へのリフォーム※2を行う場合に、標準的な工事費用相当額の10%等※3を所得税から控除する。(適用期限：令和6年12月31日)</p> <p>与党大綱 R7年の措置について、R7年度税制改正にて同様の方向性で検討</p>	<p>子育てに対応した住宅への主なリフォームイメージ</p> <p>転落防止の手すりの設置 可動式間仕切り壁の設置 対面式キッチンへの交換 防音性の高い床への交換</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工事</th> <th>対象工事限度額</th> <th>最大控除額(対象工事)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震</td> <td>250万円</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>バリアフリー</td> <td>200万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ</td> <td>250万円(350万円)※4</td> <td>25万円(35万円)※4</td> </tr> <tr> <td>三世代同居</td> <td>250万円</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長期優良住宅化</td> <td>耐震+省エネ+耐久性</td> <td>500万円(600万円)※4</td> <td>50万円(60万円)※4</td> </tr> <tr> <td>耐震or省エネ+耐久性</td> <td>250万円(350万円)※4</td> <td>25万円(35万円)※4</td> </tr> <tr> <td>子育て【拡充】</td> <td>250万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象工事	対象工事限度額	最大控除額(対象工事)	耐震	250万円	25万円	バリアフリー	200万円	20万円	省エネ	250万円(350万円)※4	25万円(35万円)※4	三世代同居	250万円	25万円	長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円)※4	50万円(60万円)※4	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円)※4	25万円(35万円)※4	子育て【拡充】	250万円	25万円	<p>※1 「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」</p> <p>※2 ①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事(一定のものに限る。)</p> <p>※3 対象工事の限度額超過及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除 ※4 カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合</p>
対象工事	対象工事限度額	最大控除額(対象工事)																								
耐震	250万円	25万円																								
バリアフリー	200万円	20万円																								
省エネ	250万円(350万円)※4	25万円(35万円)※4																								
三世代同居	250万円	25万円																								
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円)※4	50万円(60万円)※4																							
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円)※4	25万円(35万円)※4																							
子育て【拡充】	250万円	25万円																								

令和6年度国土交通省税制改正事項(住宅局関係)(3/4)

要望結果	特例措置	税目
拡充	住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持 <再掲> [借入限度額] 子育て世帯・若者夫婦世帯が令和6年に新築住宅等に入居する場合には、令和4・5年年入居の場合の水準(5,000万円、4,500万円、4,000万円)を維持 [床面積要件] 合計所得金額1,000万円以下の者が新築住宅に入居する場合に限り40㎡以上に緩和する措置を延長(建築確認の期限:令和5年末→令和6年末) ※令和7年については、令和6年と同様の方向性で検討	所得税 個人住民税
延長	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等 ※住宅の取得等のための贈与について、500万円(質の高い住宅の場合は1,000万円)まで非課税	贈与税 相続税
延長	認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除 ※認定住宅等を新築した場合に、標準的なかかりまし費用の10%(最大65万円)を所得税から控除	所得税
延長	新築住宅に係る固定資産税の減額措置 ※住宅を新築した場合、税額を3年間(マンションの場合は5年間)2分の1に減額	固定資産税
延長 拡充	リフォーム促進税制 [所得税]【拡充(下線部)・延長】<再掲> 一定のリフォーム(耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修・三世代同居リフォーム・長期優良住宅化リフォーム又は子育て対応リフォーム)を行った場合、所得税額から最大80万円を税額控除 [固定資産税]【延長】 耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修又は長期優良住宅化リフォームを行った場合、翌年度の固定資産税額を最大2/3減額 ※耐震改修:1/2 ・バリアフリー、省エネ改修:1/3 ・長期優良住宅化リフォーム:2/3	所得税 固定資産税

令和6年度国土交通省税制改正事項(住宅局関係)(4/4)

要望結果	特例措置	税目
延長	居住用財産の買換え等に係る特例措置 ※住宅の買換えに伴い譲渡所得が生じた場合、100%課税繰り延べ ※住宅の買換え・譲渡に伴い譲渡損失が生じた場合、所得金額の計算上最大4年間にわたり繰越控除	所得税 個人住民税
延長	住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に係る特例措置 ※住宅用家屋に係る登録免許税率について、以下のとおり軽減 ①所有権の保存登記:本則0.4% → 0.15% ②所有権の移転登記:本則2.0% → 0.3% ③住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記:本則0.4% → 0.1%	登録免許税
延長	買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置 ※買取再販事業者により一定のリフォームが行われた既存住宅を取得する場合、家屋の所有権移転登記の税率を軽減:一般住宅0.3% → 0.1%	登録免許税
延長	認定長期優良住宅・低炭素住宅に係る特例措置 ※一般住宅に係る特例を下記のとおり深掘り(認定低炭素住宅は登録免許税のみ) ・登録免許税(所有権保存登記):一般住宅0.15% → 0.1%等 ・不動産取得税:課税標準から1,300万円控除(一般住宅特例1,200万円) ・固定資産税:新築住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長(戸建て5年、マンション7年)	登録免許税 不動産取得税 固定資産税
延長	住宅の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置 ※住宅の取得に係る不動産取得税率について軽減:本則4% → 3%	不動産取得税

【その他】

延長:宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置(不動産取得税)
 延長:マンション建替事業・マンション敷地売却事業・敷地分割事業に係る特例措置(登録免許税・不動産取得税)

資料 3

活動関連資料

1. 予算等の要望

令和5年度 木材産業の振興に関する要望事項について

令和2年以降、新型コロナウイルスのまん延、コロナ禍に起因するいわゆるウッドショック、ロシアによるウクライナ侵攻とその制裁措置、エネルギー・食料価格の暴騰等世界規模のインフレが進行し、日本経済にも大きな影響を与えている。特に世界の金利上昇に伴う円安により、輸入木材価格の環境は激変してきた。私たち木材関係事業者はその波に翻弄され、木材が足りない、木材が売れない、といった商況が急激に変化する不安定な事業環境の中で、建築関係者など需要者と連携して、木材の利用拡大、木材の安定供給、木材産業の強化を図っているところである。

戦中、戦後の大量の伐採の後、資源の枯渇などから、昭和 30 年代以降減り続けてきた国産材供給量は、平成 14 年に 1,642 万^m、自給率では 18.8%まで縮小した。供給関係者は、その苦境の中にあって、先人たちが戦後つくり育ててきた人工林資源が収穫期を迎え、価格乱高下の中、国産材供給量、木材自給率を向上させてきている。しかし、依然として国産材の供給関係者は中小規模で収益力の低い事業者が多く、引き続きその育成、成長を図っていくこと並びに主伐生産後に確実に再生林がなされるように、再生しつつある林業のシステムを磨いていくことも課題となっている。

また、ウッドショックの際に、国産材の供給の増大を建築関係者等から強く求められたが、乾燥機の不足、製材所の働き手の不足、製材機械の能力不足、製品在庫能力の不足等に加え、素材生産事業においても、作業道、林道の整備不足、働き手の不足もあって原木供給を大幅に拡大できず、需要の急増に応じた国産材供給に対応できなかった。また、世界で問題となる違法伐採に対応するクリーンウッド法の改正に伴い付加される情報管理等の環境整備も急務となっている。

政府においては、カーボンニュートラルの実現を宣言し、森林整備、民間建築物の木造化・木質化による木材の長期利用を推進しつつ、国産材の供給量を現状の 3,300 万^mから令和7年には 4,000 万^mに増やそうとしている。都市の木造化に対応する基準の検討や木材生産の合理化の推進に当たっても、需要の確保は必須条件であり、一部の住宅取得支援策の終了や住宅ローン金利上昇に伴う住宅着工の減少により、過度の需給調整や価格対応を迫られている。私たち木材関係事業者は、我が国の社会的に、また環境的に影響の大きい目標を抱えており、我が国の世界貢献、国内産業の成長の一翼を担うべく、これまで以上に努力していくこととしている。

このようなことから、以下を国に要望する。

記

1 国産材の需要拡大と国産材安定供給体制の構築に必要な木材加工施設等の整備の推進

外国産材に対する競争力を強化するとともに、地域における国産材利用を進め、林業・木材産業の成長産業化を推進するためには、品質、性能が明確な国産材を需要に応じて利用者に届ける必要がある。このため、木材需要の更なる拡大を図る建築・土木や産業用素材等の新用途の開発・実証や、省人化や効率化した木材加工施設の整備、性能、品質を高めるための製材機械、乾燥機やその他の木材加工機械の導入、多発する機械類の火災防止対策などの施策を充実すること。

2 木材産業の労働力確保のための外国人材の拡大対策の強化と労働安全対策への支援の充実

国産材の供給力の強化においては、製材機械等の能力を上げて対応する必要があるが、一方で機械を動かす作業者を確保しなくてはその効果も十分には発現しない。このため、木材産業における労働力の確保対策とともに、資格制度の整備促進等の外国人材の受け入れを拡大するための対策を講ずること。

また、機械工程における労働災害も多い状況にあることから、労働安全対策への支援の充実を図ること。

3 持続的な国産材供給力の強化を図るための林道、作業道等の整備、林業の担い手の育成対策の充実

国産材の供給力の強化に当たっては、元となる森林から伐り出される木材の量を増やす必要がある。このため、低コストで効率的な搬出を行うのに必要な林道、作業道等の整備や林業機械の充実、伐採後の着実な再生林対策の拡大、研修等を充実し持続的な林業の担い手の育成を図ること。

4 需給ギャップの緩和を図るためのサプライチェーンにおける木材事業者の流通在庫確保対策の創出

人口の減少・高齢化などにより、建築物の需要が不安定になっており、木材の需給のバランスも崩れがちな傾向にある。価格の乱高下にもつながっており、木材事業者にとっても需要者・消費者にとっても持続的な木材利用の支障となっている。木材価格の下落・低迷に対応するために、これまで、効率性を上げるためサプライチェーン内の在庫を極力少なくする経営努力をしてきたが、今後は、サプライチェーンの構築に当たって、保管料の補填や利子補給など一定程度在庫を確保することを促進する対策を図ること。

5 改正クリーンウッド法に対応するため全ての木材事業者が活用しやすい情報システムの整備

改正クリーンウッド法の施行に向けて、木材事業者が合法木材であることを需要者に伝えて木材を届けることが重要であり、このために零細・小規模な事業者、高齢な事業者等でも簡便に電子的に手続きが行える情報システムの開発が絶対不可欠である。そのような運用が可能となるよう事業者への普及も含め、早急に実用化を図ること。また、これら事業者の声をしっかりと聞き取り、誰一人取り残されることがないように対応すること。

6 建築物の安全・安心を図るための JAS 構造材の普及と定着

木材の新たな需要先である非住宅の建築物、昨年の建築基準法の改正を踏まえた環境性能の高い安心・安全な住宅建築物を建てるために、求められる JAS 構造材の普及を一層促進し、その生産・流通を需要に応じて拡大していく必要がある。このため、普及事業を拡大するとともに、生産・流通の拡大に資する製材 JAS の制度運用の見直しを図ること。

7 都市の木造化・木材利用の拡大を図るための木材事業者への支援の拡大

都市の建築を主に担う建設業企業は、木材の産地や品種等に精通しておらず、設計に当たっても、木材の規格、製材・乾燥などの生産・流通の実態が十分に考慮されないことから、国産材を十分に使いこなせていない状況にある。このため、国産木材が適切に利用され、施工者、建築主の木材利用に対する満足度も高まるよう施工者、建築主が木材事業者等の協力も得ながら建設計画を立てること等を支援すること。

8 物価高騰等に対応した新設住宅着工の促進のための経済対策

昨年の夏ごろより、物価高騰による建築需要の減退が起こり、木造住宅が太宗を占める持ち家の着工が16か月連続で前年を下回っている。2022年度の持ち家の着工は対前年度比 11.8%減と大幅に落ち込んでおり、木材需要の減退は深刻である。現状では、住宅全体においても貸家だけが好調であり、木材事業者は生産調整を行っているが、昨年来の大量の欧州産材の在庫が捌けないため、製材品価格は大幅に下がっている。このため、高断熱性能を有する脱炭素化住宅の建築・リフォーム促進など住宅建設需要の拡大のため今一段の経済対策を講ずること。

令和5年5月26日

一般社団法人 全国木材組合連合会
会長 菅野 康 則
全国木材協同組合連合会
会長 松原 正 和

持家等の木造住宅の新築促進に関する要望書

本年度の新設住宅着工戸数の見通しは8月初めで85.3万戸と、昨年度に比べてわずかに減少する（建設経済研究所）と予測されているが、持家の新設住宅着工については、19か月連続の対前年同月比の減少を記録するなど大きく減少している。

リーマンショックの影響で1965年ごろのレベルにまで落ち込んだ28.5万戸（2009年度）のレベルが10年以上維持されてきた持家の着工戸数は、昨年度には24.8万戸と1割以上低下し、本年度はさらに減少傾向にあり、先の建設経済研究所の予測では、8月初めで24.2万戸と予測されている。平常レベルを15%下回り、コロナ禍の2020年度より減少する見通しである。このことは建設コスト高止まりや住宅ローン金利上昇が要因と考えられている。

しかし、鉄、コンクリートなどの建設資材価格が全体的に高騰している中、木材価格が低下しているにもかかわらず、木造が主体である持家の着工動向に顕著な落ち込みが生じており、2021年の年末から19か月間にわたり対前年同月比がマイナスの状況が続いている。マンションの価格が戸建住宅に比べて高騰しているにもかかわらず、マンションに比べ戸建住宅が建たなくなったのは、消費者である国民個人が自宅を建てるのが難しくなったということである。

国民生活を豊かさと潤いを感じるものにするためには、国民個人が自らの家庭のライフスタイルに応じた住宅を取得し、住まうことが重要であると考え、今やその住宅取得が難しくなりつつあることは、国民の幸福感を大きく損なうことになる。

また、政府は異次元の少子化対策を講じることとしているが、子育て世代が一定の広さと快適さを備えた自宅を取得することも子育て環境の整備のため不可欠である。

加えて、持家等の木造住宅の新築の促進は、木材以外の資材で建てられる住宅に比べて、我が国の2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、今年中に政府が検討するとしている新たな花粉症対策のスギ伐採木材の需要拡大においても重要な部分を占めるものとする。

このため、政府は下記の政策を講じるよう要望する。

記

- 1 政府はぜひとも物価高騰を抑止する対策や住宅新築・取得を促進する対策を講じて、消費者による住宅の着工を増やすとともに、
- 2 特に、スギをはじめとした木材の利用拡大策を講じて木造（戸建）住宅の新築を促進し、併せてカーボンニュートラルに向けた目標を達成する。

令和5年8月18日

一般社団法人 全国木材組合連合会
会長 菅野 康則

全国木材協同組合連合会
会長 松原 正和

令和5年度補正予算及び令和6年度予算等に関する要望書

国におかれましては、引き続き円安、長引く物価高騰による実質的な可処分所得の縮小などに直面している現在、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から30年ぶりの変革を力強く進める「供給力の強化」と、物価高を乗り越える「国民への還元」の2つを「車の両輪」とした「総合経済対策」を策定されました。これにより、経済の好循環に伴う賃上げと所得減税により物価高騰を超える所得の増大を実現することが期待されます。

私ども木材産業関連事業者は、我が国の人工林資源が長く育成期にあったことから、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツなどの国産材を活用して事業を展開、強化することが困難となっておりました。近年、ようやく、人工林資源もその過半が利用期を迎えてきており、将来の持続的な森林の保全管理と木材の安定供給を両立していくことが可能となってきました。また、輸入木材の供給不安が顕在化したいわゆるウッドショックにより、需要者の国産材供給に対する期待も強くなっております。経済の安全保障の観点からも輸入木材に依存してきた状況を見直す気運が感じられるようになってまいりました。

これを機会に、私どもは、これまでの長い苦境から早急に脱し、輸入木材との競争を克服しつつ、需要に応じた国産材を安定的に供給する「供給力」を取り戻し、地域経済の活性化、2050年カーボンニュートラルの実現、さらには花粉発生源対策の推進に貢献していきたいと考えております。そのためには、現状の課題を克服することがまず必要であり、今後の補正予算の実行、令和6年度予算の編成、税制改正に当たっては、なにとぞ、下記につきまして、国のご支援をお願い申し上げます。

記

- 円安による資材調達の高騰や建築の働き手不足などから住宅着工が停滞しており、持ち家の着工が 22 か月連続で前年を下回り、1月～9月までの着工数は前年の9.8%減となるほか、年間の新設住宅着工戸数は新型コロナの蔓延下であった令和2年以下に落ち込もうとしている現状にある。これに伴う木材需要の減退は深刻である。このため、住宅建築の着工を促進する措置を講ずることはもとより、非住宅建築の木材需要を拡大する事業の実施を促進すること。

- 建築分野における国産材への転換を進め、輸入木材に依存しない安定した需給構造を構築することが経済安全保障の上からも必要である。このため、外国産材に対する競争力を強化するとともに、国産材を広く建築事業者に使ってもらえるよう、省人化や効率化、木材製品の品質を向上させるための木材加工施設の開発・整備、木材乾燥機等の導入を支援すること。
併せて、多発する木材加工工場の火災予防対策への支援を充実すること。

- 木材加工機械を動かす作業者を確保しなくては機械整備の効果も十分には発現しないが、働き手不足が木材産業においても深刻になっており、国産材の増産・安定供給を図る上で働き手の確保が不可欠となっている。このため、特定技能制度への木材産業の職種追加を進め、木材産業における労働力の確保に向けた外国人材の就業者の受入のための環境整備を促進すること。
また、機械工程における労働災害も多い状況にあることから、労働安全対策への支援の充実を図ること。

- 人口の減少・高齢化などにより、建築物の需要が不安定になっており、木材の需給バランスも崩れがちな傾向にある。これが、価格の乱高下にもつながっており、木材価格の下落・低迷に対応するために、これまで、国産材業界は厳しい経営環境の下で効率性を上げるためサプライチェーン内のストックを極力少なくするスリム化の努力をしてきた。しかしながら、先般のいわゆるウッドショックを経て、ストックを持たないことのリスクも指摘されており、加えて、花粉発生源対策でスギ材の生産量増加が見込まれることもあり、ストック機能の強化も含めた国産材の安定供給体制を構築していくことが不可欠であるため、これに向けた支援の充実を図ること。

- 昨年の建築基準法の改正を踏まえた環境性能、耐震性などの高い安全・安心な住宅建築物の普及、都市の木造化・木質化の推進や、さらには、花粉発生源対策としてのスギ材需要拡大のためには、構造計算に対応する強度のエビデンスとしての JAS 構造材(人工乾燥機械等級区分、2×4製材、CLT、LVL 等)を安定して供給することが求められる。このため、JAS 構造材を普及し、生産、供給の拡大を促していくため、JAS 構造材の普及に向けた支援を拡大すること。

- 2050 年カーボンニュートラルに向けて、建築物に木材を利用し、長期間にわたり CO2 を貯蔵することが求められており、首都圏を中心に木造を採用した中高層の建築物が建てられ始めているが、都市の木造化・木質化をさらに拡大し、全国的に進めていく必要がある。このため、耐火性能や防火性能など都市建築物に必要な木造建築技術や新製品の研究・開発・普及などを促進すること。

- 燃料費・工場電力料等の高騰による木材加工流通のコスト増嵩が、苦境にある木材産業の事業者の経営をさらに圧迫している。このため、事業者に対する引き続きの燃料費・工場電力料等高騰対策を実施すること。
加えて、燃油高騰の折、事業の継続に必要な軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、適用期限を延長すること。

令和5年 11 月 22 日

一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野康則

全国木材協同組合連合会 会長 松原正和

令和7年度予算等に関する要望書

国におかれましては、引き続き円安、長引く物価高騰による実質的な可処分所得の縮小などに直面している現在、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から30年ぶりの変革を力強く進める「供給力の強化」と、物価高を乗り越える「国民への還元」の2つを「車の両輪」とした「総合経済対策」を策定されました。これにより、経済の好循環に伴う賃上げと所得減税により物価高騰を超える所得の増大を実現することが期待されます。

私ども木材産業関連事業者は、我が国の人工林資源が長く育成期にあったことから、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツなどの国産材を活用して事業を展開、強化することが困難となっておりました。近年、ようやく、人工林資源もその過半が利用期を迎えてきており、将来の持続的な森林の保全管理と木材の安定供給を両立していくことが可能となってきました。また、輸入木材の供給不安が顕在化したいわゆるウッドショック、ウクライナやガザ地区の戦闘状態の国際物流への影響により、需要者の国産材供給に対する期待も強くなってきています。経済の安全保障の観点からも輸入木材に依存してきた状況を見直す気運が感じられるようになってまいりました。

これを機会に、私どもは、これまでの長い苦境から早急に脱し、輸入木材との競争を克服しつつ、需要に応じた国産材を安定的に供給する「供給力」を取り戻し、地域経済の活性化、2050年カーボンニュートラルの実現、さらには花粉発生源対策の推進に貢献していきたいと考えております。そのためには、現状の課題を克服することがまず必要であり、令和6年度予算の実行、令和7年度予算の編成、税制改正に当たっては、なにとぞ、下記につきまして、国のご支援をお願い申し上げます。

記

- 1月に発生した能登半島地震においては、山地の崩落、林道の崩壊等の森林の大規模な被害とともに、木材事業者等の施設も被災し、未だその復旧、事業再開の目処が立たないものもある。森林からの丸太の供給から加工・販売といった能登材のサプライチェーンの復旧に対する国の支援に厚く感謝するところであるが、今後、なお一層の能登材活用の支援を講ずること。

また、自然災害発生時における木造の建設仮設住宅の整備のための部材や住宅ユニットの備蓄の整備を促進する対策を講ずること。

- 円安による資材調達の高騰や建築の働き手不足などから住宅着工が停滞しており、令和5年の新設住宅着工戸数は新型コロナの蔓延下であった令和2年に迫る水準の82万戸弱となった。特に持ち家の着工は26か月連続で前年同月を下回り、年間新設着工数は前年比11.4%減となり記録的な低水準に落ち込んだ。これに伴う木材需要の減退は深刻である。この状況下で、花粉症対策で需要に関わらずスギ材の供給が膨らむことも危惧される。このため、住宅取得減税や住宅ローン減税幅の拡充など住宅建築の着工を促進する措置を講ずることはもとより、住宅・非住宅建築、その他の木材需要を拡大する施策を講ずること。

- 建築分野における国産材への転換を進め、輸入木材に依存しない安定した需給構造を構築することが経済安全保障の上からも必要である。このため、外国産材に対する競争力を強化するとともに、国産材を広く建築事業者に使ってもらえるよう、需要情報に応じて生産・供給を管理するDX技術の導入、省人化や効率化、木材製品の品質を向上させるための木材加工施設の開発・整備、木材乾燥機、労働安全施設等の導入を支援すること。

加工機械等の整備に当たっては、発注後2年ほどかかるのが普通という現状となっており、複数年にわたって実行できるような補助事業の改善を図ること。

- 木材加工機械を動かす作業者を確保しなくては機械整備の効果も十分には発現しないが、働き手不足が木材産業においても深刻になっており、国産材の増産・安定供給を図る上で働き手の確保が不可欠となっている。このため、特定技能制度への木材産業分野の追加を進めること。

また、大工等建設人材の不足に対応した木造建築のパネル化等の設備導入への支援を講ずること。

- 木材価格の下落・低迷に対応するために、これまで、国産材業界は厳しい経営環境の下で効率性を上げるためサプライチェーン内のストックを極力少なくするスリム化の努力をしてきた。しかしながら、先般のいわゆるウッドショックを経て、ストックを持たないことのリスクが指摘されており、加えて、花粉症対策でスギ材の生産量増加が見込まれることもあることから、ストック機能の強化のための施設整備に加え、保管料の補填や利子補給など一定程度在庫の確保を促進する対策を講ずること。
- 一昨年の建築基準法の改正を踏まえた環境性能、耐震性などの高い安全・安心な住宅建築物の普及、都市の木造化・木質化の推進や、さらには、花粉発生源対策としてのスギ材需要拡大のためには、構造計算に対応する強度のエビデンスとしての JAS 構造材(人工乾燥機械等級区分、2×4製材、CLT、LVL等)を安定して供給することが求められる。このため、JAS 構造材を普及し、生産、供給の拡大を促していくため、JAS 認証の取得や JAS 構造材の普及に向けた支援を拡大すること。
- 2050 年カーボンニュートラルに向けて、建築物に木材を利用し、長期間にわたり CO2 を貯蔵することが求められており、首都圏を中心に木造を採用した中高層の建築物が建てられ始めているが、都市の木造化・木質化をさらに拡大し、全国的に進めていく必要がある。このため、耐火性能や防火性能など都市建築物に必要な木造建築技術や新製品の研究・開発を促進するとともに、開発技術の普及、製造設備の導入を支援すること。
- 燃料費・工場電力料等の高騰による木材加工流通のコスト増嵩が、苦境にある木材産業の事業者の経営をさらに圧迫している。このため、事業者に対する引き続きの燃料費・工場電力料等高騰対策を実施すること。

令和6年3月 15 日

一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野康則

全国木材協同組合連合会 会長 松原正和

2. 森林を活かす都市の木造化推進協議会の活動

活動内容

我が国の森林資源は利用期に達しており、森林の健全性の維持及び地球温暖化防止、地方創生、国土強靱化等の観点から、その活用は国家的な課題となっている。

そのような中、自由民主党の国会議員による「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟（会長：吉野正芳衆議院議員）」が結成（令和元年4月）され、森林・林業・木材産業界、建設業界等においても、「森林を活かす都市の木造化推進協議会（会長：前田直登（一社）日本林業協会会長）」を設立（令和元年5月）し、「議員連盟」と連携して都市の木造化の実現に取り組んで来た。

その結果、令和3年6月に「公共建築物等木材利用促進法」が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等の木材の利用の促進に関する法律」（都市（まち）の木造化推進法）が新たに制定され、10月に施行されたところである。令和5年3月には、「森林を活かし都市の木造化を推進するための方策に関する要望書」を議連に提出し、木造化のための予算の確保、制度の見直し等について要望した。これを受けて議連は、「森林を活かす都市の木造化に向けた取組の強化に関する提言」をまとめ、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省、文部科学省、総務省への申し入れを行い、6年度予算に一部反映された。また、令和6年3月には平成7年度予算の確保等に向け、「森林を活かし都市の木造化を推進するための方策に関する要望書」を議連に提出したところである。

令和5年度の活動実績は以下のとおりである。

なお、協議会会員は、団体、企業、地方公共団体、学識経験者など計140名となっている。（令和6年3月末現在）

（1）令和5年度における活動報告

ア 議連総会（5月17日：自民党本部）

小島裕章林野庁木材利用課長から、「建築物木材利用促進協定の締結実績及び協定制度のフォローアップ」について、続いて本郷浩二（一社）全国木材組合連合会副会長から、「JAS規格の見直し等に向けた検討状況について」の説明が行われた。

質疑応答の後、鈴木憲和議連事務局次長から「森林を活かす都市の木造化に向けた提言（案）について」の説明が行われ、出席者に諮られた後、原案どおり了承された。今後、速やかに議連メンバーによる財務省、農林水産省、国土交通省、文部科学省等への申し入れが行われることとなった。

イ 議連総会（9月20日：自民党本部）

林野庁、国土交通省、総務省、文部科学省、経済産業省及び環境省から「令和6年度

都市木造化関連概算要求の状況等について」の説明が行われるとともに、佐々木俊一国土交通省審議官からの「耐用年数に関する検討状況等について」、三上善之林野庁木材利用課長から「令和5年度木材利用促進月間（10月）の取組について」と「建築物木材利用促進協定の締結実績について」の説明が行われた。

ウ 議連総会（令和6年2月20日：自民党本部）

「令和6年度都市木造化予算要求の状況について」、林野庁、国土交通省、総務省、文部科学省、経済産業省、環境省から説明が行われた。続いて難波良多林野庁木材利用課長から「令和5年度木材利用促進月間（10月）の取組について」と「建築物木材利用促進協定の締結実績について」、佐々木俊一国土交通省審議官から、「耐用年数に関する検討状況等について」の説明が行われた。

エ 議連視察に同行（3月4日：江東区豊洲）

約千㎡の木材を使用して、江戸の街並みを再現した日本最大規模の木造耐火商業施設「豊洲千客万来」の視察について企画運営に携わるとともに、視察に同行した。

視察には、15名の国会議員が参加した。

オ 議連総会（3月26日：衆議院第二議員会館）

金子恭之幹事長（会長代行）から「豊洲 千客万来」視察報告を兼ねた挨拶に続いて、難波良多林野庁木材利用課長から、「都市の木造化推進法に基づく施策の実施状況等について」の説明が行われた。次に本郷浩二協議会事務局長から、「森林を活かす都市の木造化推進協議会からの要望について」の説明が行われた。

(2) 広報活動

ア カレンダーの配布

木材利用優良施設コンクールの受賞施設（内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、林野庁長官賞、木材利用推進中央協議会長賞、審査委員会特別賞）を掲載したカレンダー（2024年版）を作成。国会議員、協議会会員、関係団体、来会者等に配布し、木造施設のPR及び入会促進に努めた。

イ 協議会ホームページに会員PRコーナーを設置

会員が実施されている木材利用促進等の取組について、協議会のホームページに新設するPRコーナーに掲載し、関係業界だけでなく広く木材利用に関心の高い消費者に木材利用のメリットや地球温暖化、国土強靱化及び地方創生などの面で大きく貢献することをPRし、一層の木材利用につなげていくこととした。

また、全国木材組合連合会が運用するSNS（Facebook/Twitter）の「木材で街づくり」にも掲載し、一層の拡散・普及を目指すこととしている。

もり まち 森林を活かす都市の木造化に向けた取組の強化に関する提言

令和5年（2023年）5月17日
自由民主党
森林を活かす都市の木造化推進議員連盟

今日、我が国の森林資源は、戦後造成された人工林を中心に蓄積が充実しており、これを「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用をすることによる林業・木材産業の成長産業化や2050年カーボンニュートラルの実現等に向けた流れを加速していかなければならない。

一昨年には、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（都市の木造化推進法）が施行され、木材利用の新しい時代が幕を開けた。法に基づき、関係省庁・地方自治体や川上から川下までの関係者が一体となって取組を強力に進めていく必要があり、これによって炭素を貯留する第二の森林を創造するとともに、森林整備を促進して森林吸収を確保することこそ、地球温暖化防止及び国土強靱化、地方創生へ積極的に貢献するものと確信している。

一方で、国内においては、一昨年のいわゆるウッドショックや、ウクライナ情勢の変化、昨年後半以降の建築用木材の需給の緩和など、足下では木材需給が短期的に大きく揺れ動いており、先が見通しづらく、供給側も対応に苦慮している状況も見られる。

都市の木造化に向けて産業界・経済界の動きも加速しつつある今こそ、更なる都市の木造化等の推進により国産材需要を安定的に拡大しながら、国産材のシェア向上を図り、一方で需要に応じて国産材を持続的・安定的に供給できる体制を構築することで、海外情勢等の影響を受けにくい木材需給構造を構築しつつ、林業・木材産業の成長産業化や2050年カーボンニュートラルの実現等を図るため、政府は下記について早急かつ強力に推進すべきである。

記

一 まち 都市の木造化促進法に基づく木材利用促進本部を中心とした取組の強化

木材利用促進本部の取組を強化し、国産材活用促進に向けて、法に基づく建築物木材利用促進協定制度の普及や協定締結者への支援の充実、地方自治体への周知・指導等の積極的な取組を図ること

二 都市^{まち}の木造化に向けた環境整備

木材の魅力や長所を活かしつつ、建築用木材に係る技術開発・普及等への支援を強化するとともに、建築基準の合理化や耐用年数の課題への対応も含めた制度的な環境整備を図ること

三 木造建築物^{まち}の設計・施工の担い手の育成

都市の木造化を推進するため、中大規模建築物の木造化等に関する知見等を有する建設技能者や建築士等の設計・施工の担い手の不足解消に向けて、教育課程を含めた各段階等における支援を強化すること

四 国産材の持続的・安定的な供給体制の構築

川下の事業者の求めるJAS構造材や人工乾燥材等の（持続的・安定的な）供給のためのサプライチェーンの強化、再造林も含めた林業・木材産業の生産基盤整備への支援やJAS規格の基準合理化を促進すること

五 森林資源の循環利用に向けた国民運動の展開

SDGsの達成や2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、持続可能な森林経営の確立に向けた支援を強化するとともに、持続性の担保された木材の利用促進に向けた国民運動を展開すること

以 上

もり まち 森林を活かし都市の木造化を推進するための方策に関する要望書

我が国の人工林は今まさに利用期を迎え、地球温暖化防止、国土強靱化、地方創生等の観点から木材の計画的な活用を通じて森林を保全し活力を維持していくことが必要となっています。

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の制定を契機に耐火建築部材等の技術革新が進み、中高層建築物等の木造化の可能性が大きく広がり、SDGs、ESG投資、2050年カーボンニュートラル等の流れもあって、大都市を中心に民間の中高層建築物の木造化・木質化も着実に進み始めているところです。

こうした中、先生方のご尽力により、令和3年に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定・施行され、対象が民間建築物にまで広がるとともに、木材利用促進本部の設置により国を挙げての取組が行われております。事業者等との建築物木材利用促進協定の締結については国、地方公共団体合わせて125件に達し、さらに増加する見込みです。

木材は、製造時の二酸化炭素排出量が極めて少なく、かつ省エネルギーであるとともに、木造建築物として使用される間は森林が吸収した二酸化炭素を再び大気に放出することなく、炭素を貯蔵するなど脱炭素社会の実現に確実に貢献でき、しかも再生産が可能な資源です。

森林・林業の持続可能性や木材に関する経済安全保障が求められる中、都市(まち)の木造化を着実に進めていくためには、国産材の安定供給や需要拡大に向けた各種制度の一段の見直し及び再造林等の森林整備から都市における建築物の木材利用に至るまでの多様な施策の創設・実施等が極めて重要と認識しております。

つきましては、下記の事項について要望いたします。

記

1. 脱炭素化社会の実現に向けて、建築主等の中高層建築物の木造化への取組意欲の向上を図るため、建築物にかかる二酸化炭素排出抑制等の観点から木造化・木質化が評価される方策を構築・普及し、税制、金融、会計、保険などの諸制度の見直しを行うこと。特に、木造建築物の耐用年数の課題については、令和6年において結論が得られるよう検討を進めること。
2. 木造建築物の魅力を更に引き出していくため、柱、梁、内・外壁面への「現（あらわ）し」による木材利用を促進するための耐火性、耐候性に関する技術開発への支援を拡充するとともに、防火・構造規定等関連する制度の見直しを継続し、加速化すること。
3. 木材に関する経済安全保障やSDGsへの貢献を図るため、合法伐採及び再造林等の森林整備の推進、路網や木材加工流通施設の整備等による供給力強化、林業・木材産業の担い手の確保、建築物への木材利用に至るまでの国産材のサプライチェーンの普及・拡大、地域における建築物木材利用促進協定締結者の実践活動への支援、協定締結促進のための関係省庁の予算や優遇措置を拡充すること。
4. 地方都市等において、地元の建設関連事業者が地域材を使用して中大規模、中層の木造建築物等に取り組みやすい環境づくりに向け、地域の設計者、施工者の間で広く展開できる構法及びそれを実現するための部材供給等の枠組みの整備のための関係省庁の予算や支援措置を拡充すること。
5. 持続性の担保された木材が求められる国際社会の潮流にあって、持続可能な森林経営を実践する国内林業を支援し、その森林から生産された木材の優先的利用を国民・企業へ普及・PRするとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用の仕組みを構築し、普及すること。

令和6年3月26日

もり
森林を活かすまち
都市の木造化推進協議会
会長 島田泰助

3. 建築物木材利用促進協定(林野庁ホームページの抜粋等)

「建築物木材利用促進協定」制度は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の成立に伴い、建築物における木材利用を促進するために創設されました。

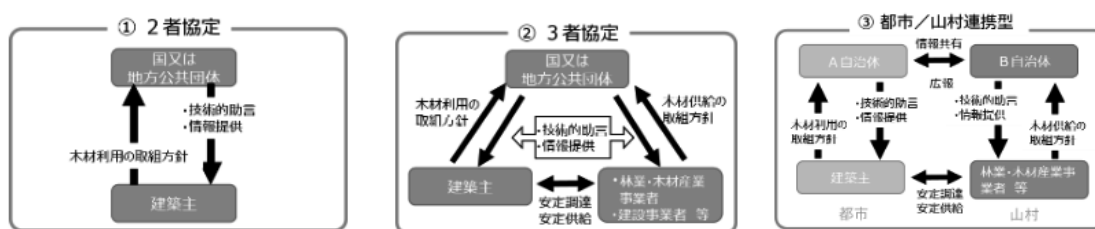
建築主等の事業者は、国又は地方公共団体と、建築物における木材の利用に関する構想や建築物における木材利用の促進に関する構想を盛り込んだ協定を締結することができます。

○ 建築物木材利用促進協定とは

建築物における木材利用を促進するために、建築主である事業者等と国又は地方公共団体が協定を結び、木材利用に取り組む制度です。

川上と川中の事業者が協定に参画することで、地域材の利用促進にもつながります。

令和6年3月時点での国又は地方公共協団体との協定締結実績は併せて125件となっており、全木連は令和4年3月9日に農林水産省と「木材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定」を締結しました。また、全木連及び会員がかかわる協定は、20件となっています。(次表を参照)



○ 協定締結のメリット

< 建築主となる事業者 >

ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上します。

- ・木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、ESG 投資など新たな資金獲得につながる可能性があります。
- ・国や地方公共団体による、財政的な支援を受けられる可能性が高まります。(例:一部予算事業における加点等優先的な措置)

< 林業・木材産業事業者 >

- ・信頼関係に基づくサプライチェーンが構築できます。
- ・事業の見通しができるようになり経営の安定化が図られます。
- ・林業・木材産業が環境保全に資するという国民理解の醸成が進みます。

< 建設事業者 >

- ・信頼関係の構築による安定的な需要の確保が期待できます。
- ・サプライチェーンの構築による安定的な木材調達ができます。
- ・ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、技術力のアピールができ社会的認知度も向上します。

建築物木材利用促進協定：林野庁 (maff.go.jp)

全木連会員の協定締結実績

○国と事業者の協定件数: 3件

令和6年3月27日

協定締結者		協定締結日	協定名(協定の内容)	対象区域	協定の有効期間
事業者等	国				
一般社団法人 全国木材組合連合会	農林水産省	令和4年3月9日	木材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定(PDF: 330KB)	全国	締結日～令和7年3月末
ナイスグループ	農林水産省	令和5年5月9日	国産材利用の利用拡大に関する建築物 木材利用促進協定(PDF: 352KB)	全国	締結日～令和10年3月末
日本木材防腐工業組合	農林水産省	令和5年6月1日	防腐処理剤の利用拡大による建築物 木材利用促進協定(PDF: 405KB)	全国	締結日～令和11年3月末

○都道府県と事業者等の協定件数: 14件

令和6年2月29日

協定締結者		協定締結日	協定名	対象区域	協定の有効期間	協定の内容	関連 HP
事業者等	地方公共団体						
ライフデザイン・カバヤ株式会社 一般社団法人岡山県木材組合連合会	岡山県	令和4年5月13日	岡山県産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定	岡山県	締結日～令和9年3月末	(PDF: 540KB)	岡山県
一般社団法人山梨県木材協会 身延町教育委員会	山梨県、身延町	令和4年8月17日	安らぎと活力あるひらかれたまち「みのぶ」木材利用促進協定	山梨県	締結日～令和9年3月31日	(PDF: 296KB)	山梨県
環境都市実現のための木造化・木質化推進あいち協議会 (愛知県木材組合連合会等)	愛知県	令和4年10月3日	木材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定	愛知県	締結日～令和10年3月末	(PDF: 263KB)	愛知県
三井不動産グループ 北海道森林組合連合会 北海道木材産業協同組合連合会	北海道	令和4年10月31日	建築物木材利用促進協定	北海道	締結日～令和8年3月末	(PDF: 638KB)	北海道
福島県木材協同組合連合会	福島県	令和4年12月26日	福島県産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定	福島県	締結日～令和9年3月末	(PDF: 290KB)	福島県
公益財団法人高知県建築士会 一般社団法人高知県木材協会	高知県	令和4年12月28日	木造建築物の設計・施工に係る人材育成及び県産材の普及啓発活動等に関する建築物木材利用促進協定	高知県	締結日～令和7年3月末	(PDF: 428KB)	高知県
一般社団法人鹿児島県木材協会連合会	鹿児島県	令和5年1月17日	建築物等における県産材の利用促進に関する協定	鹿児島県	締結日～令和9年12月末	(PDF: 340KB)	鹿児島県

和歌山県木材協同組合連合会、一般社団法人和歌山県建築士会	和歌山県	令和5年3月15日	和歌山県木材利用拡大に向けた建築物木材利用促進協定	和歌山県	締結日～令和9年3月31日	(PDF : 189KB)	和歌山県
一般社団法人愛媛県中小建築業協会、一般社団法人愛媛県木材協会	愛媛県	令和5年3月15日	建築大工等人材育成と地域工務店等による愛媛県産材利用に関する建築物木材利用促進協定	愛媛県	締結日～令和8年3月末	(PDF : 210KB)	愛媛県
大分県森林組合連合会、大分県木材協同組合連合会	大分県	令和5年3月20日	大分県産材の利用促進に関する協定	大分県	締結日～令和10年3月末	(PDF : 367KB)	大分県
一般社団法人埼玉県木材協会	埼玉県	令和5年3月24日	埼玉県産木材の利用に関する建築物木材利用促進協定	埼玉県	締結日～令和9年3月末	(PDF : 355KB)	埼玉県
一般社団法人山形県建築士会、山形県木材産業協同組合	山形県	令和5年3月28日	木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する木材利用促進協定	山形県	締結日～令和7年3月末	(PDF : 287KB)	山形県
一般社団法人熊本県木材協会連合会熊本県森林組合連合会	熊本県	令和5年8月10日	県産材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定	熊本県	締結日～令和9年3月末	(PDF : 736KB)	熊本県
一般社団法人香川県木材協会	香川県	令和5年10月11日	県産木材に関する建築物木材利用促進協定	香川県	締結日～令和11年3月末	(PDF : 434KB)	香川県

○市町村と事業者等の協定件数：3件

令和6年2月29日

協定締結者		協定締結日	協定名	対象区域	協定の有効期間	協定の内容	関連 HP
事業者等	地方公共団体						
株式会社内田洋行 菊池建設株式会社 ナイス株式会社 三井住友信託銀行株式会社 京都北山丸太生産協同組合 京北銘木生産協同組合	京都市(京都府)	令和4年8月23日	建築物等における北山杉の利用促進協定	全国	締結日～令和8年3月末	(PDF : 442KB)	京都市
栃木県木材業協同組合連合会	足利市(栃木県)	令和5年2月16日	足利市内の公共建築物等における木材利用促進協定	足利市	締結日～令和7年3月末	(PDF : 306KB)	足利市
栃木県木材業協同組合連合会	那須烏山市(栃木県)	令和5年3月8日	那須烏山市内の公共建築物等における木材利用促進協定	那須烏山市	締結日～令和10年3月末	(PDF : 298KB)	那須烏山市

4. 都市の木造化推進法に基づく都道府県方針の改訂及び市区町村方針の策定・改定状況

令和6年2月29日時点

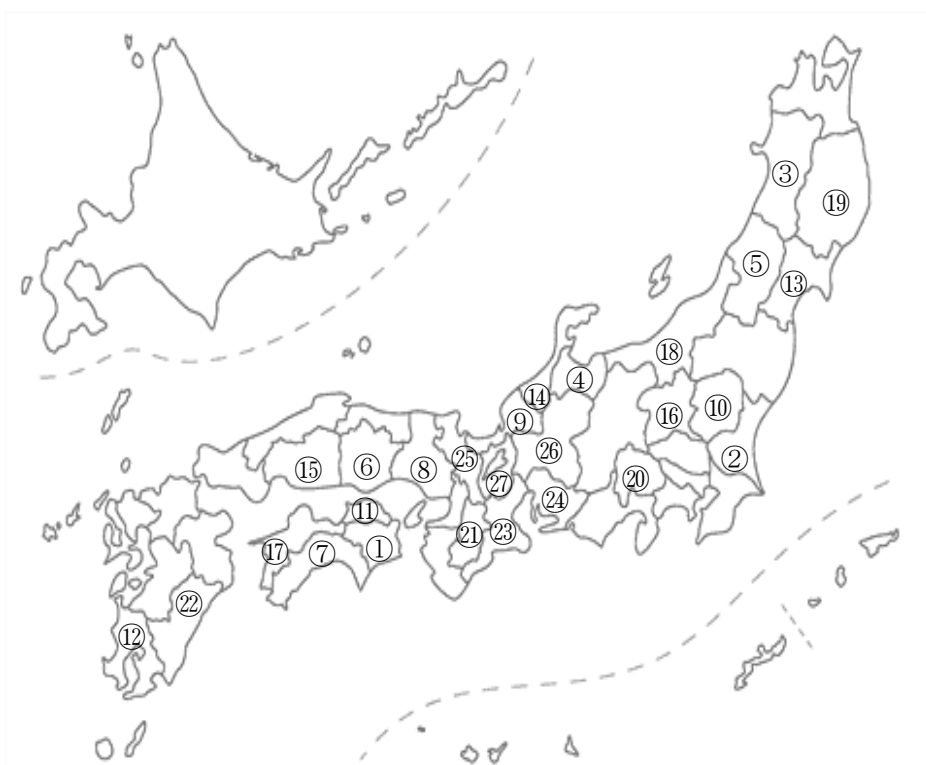
都道府県	市区町村数	策定済市区町村	策定率	改定済市区町村数	都道府県	市区町村数	策定済市区町村	策定率	改定済市区町村数
北海道	179	179	100%	90	滋賀	19	19	100%	15
青森	40	40	100%	32	京都	26	26	100%	4
岩手	33	33	100%	13	大阪	43	37	86%	11
宮城	35	35	100%	18	兵庫	41	41	100%	1
秋田	25	25	100%	25	奈良	39	39	100%	0
山形	35	35	100%	6	和歌山	30	30	100%	30
福島	59	55	93%	21	鳥取	19	19	100%	6
茨城	44	44	100%	0	島根	19	19	100%	2
栃木	25	25	100%	8	岡山	27	27	100%	12
群馬	35	34	97%	4	広島	23	23	100%	9
埼玉	63	63	100%	10	山口	19	19	100%	15
千葉	54	48	89%	7	徳島	24	24	100%	0
東京	62	31	50%	4	香川	17	17	100%	3
神奈川	33	19	58%	6	愛媛	20	20	100%	12
新潟	30	30	100%	16	高知	34	34	100%	33
富山	15	15	100%	13	福岡	60	60	100%	37
石川	19	19	100%	9	佐賀	20	20	100%	18
福井	17	17	100%	17	長崎	21	21	100%	19
山梨	27	27	100%	9	熊本	45	45	100%	36
長野	77	77	100%	12	大分	18	18	100%	5
岐阜	42	42	100%	30	宮崎	26	26	100%	4
静岡	35	35	100%	3	鹿児島	43	43	100%	43
愛知	54	54	100%	53	沖縄	41	2	5%	0
三重	29	29	100%	8	計	1,741	1,640	94%	729

(注) 林野庁ホームページ資料より作成

下線のある都道府県は、県方針を改定済み(45都道府県:令和6年2月末時点)

5. 木材利用促進条例の策定状況（これまで成立した条例の名称、公布月日）

①徳島県県産材利用促進条例（H24.12.21）、②茨城県県産材利用促進条例（H26.3.26）、
③秋田県木材利用促進条例（H28.3.15）、④富山県県産材利用促進条例（H28.9.30）、⑤山
形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例（H28.12.27）、⑥岡山県県産材利用促進
条例（H29.3.21）、⑦高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例（H29.3.24）、⑧
兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（H29.6.12）、⑨みんなでつかおう「ふくいの木」
促進条例（H29.7.14）、⑩栃木県県産木材利用促進条例（H29.10.18）、⑪香川県県産木材の
供給及び利用の促進に関する条例（H29.12.22）、⑫森林資源の循環利用の促進に関するか
ごしま県民条例（H29.12.26）、⑬みやぎ森と緑の県民条例（H30.3.23）、⑭石川県県産材利
用促進条例（H30.6.25）、⑮広島県県産木材利用促進条例（H30.10.9）、⑯林業県ぐんま県
産木材利用促進条例（H30.12.25）、⑰愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例
（H30.12.25）、⑱新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例（H30.12.27）、⑲岩
手県県産木材等利用促進条例（H31.3.26）、⑳山梨県県産木材利用促進条例（H31.3.29）、
㉑奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例（R2. 3. 30）、㉒三重の木づかい条例
（R3. 3. 23）、㉓宮崎県木材利用促進条例（R3. 3. 24）、㉔愛知県木材利用促進条例（R4. 3. 18）、
㉕京都府内産木材の利用の促進に関する条例（R4. 3. 18）、㉖岐阜県木の国・山の国県産材利
用促進条例（R5. 12. 12）、㉗滋賀県県産材の利用促進に関する条例（R5. 3. 22）



6. 合法木材等供給の現状とクリーンウッド法

1 ガイドラインに基づく合法木材供給の現状

林野庁が平成18年に作成した、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」）に基づく合法証明木材供給体制については、令和6年3月31日時点で認定団体が149、認定事業者数は12,081となっている。また、ガイドラインに基づいた合法証明木材の供給実績の推移は下記のとおりである。

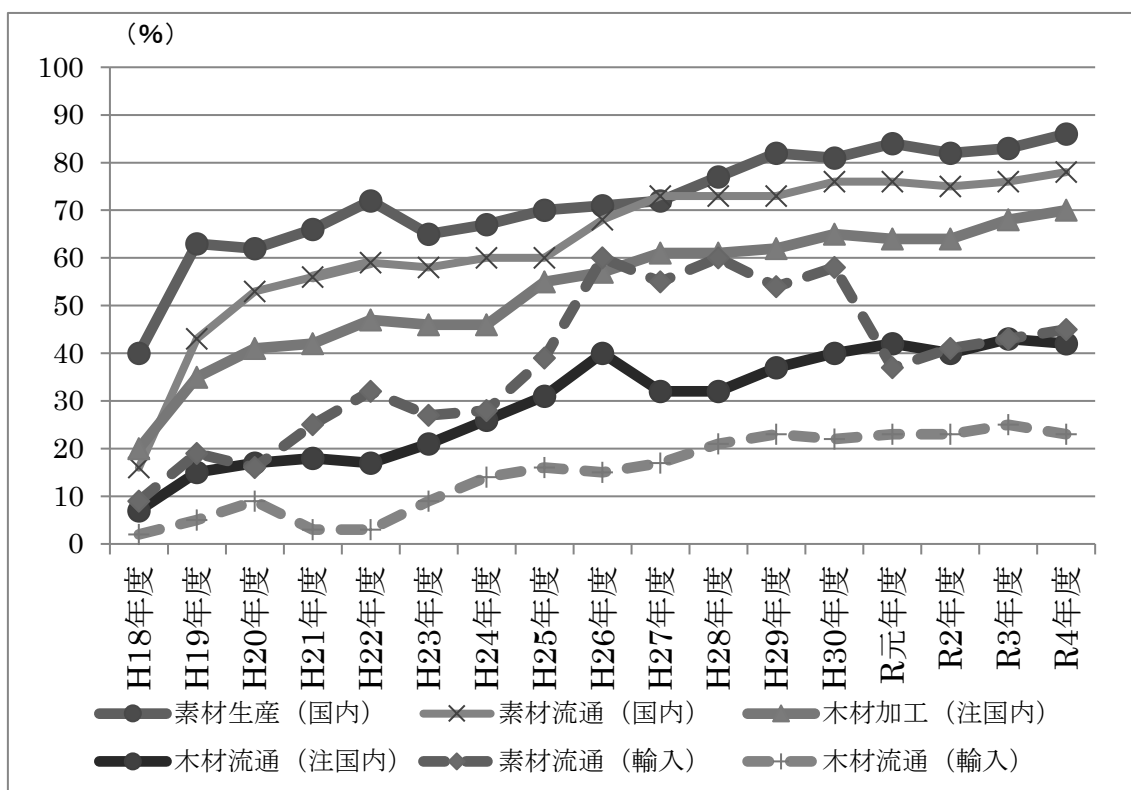


図 認定事業者による合法性が証明された木材・木材製品の割合の推移

注1 全木連の要請に基づいて実績報告を提出した120認定団体、10,191事業者の集計値

注2 (注国内) = 国内における流通加工業に係るもので一部輸入材も含む

ガイドラインの適切な運用については、引き続き周知徹底を図り、合法木材供給制度の信頼性を確保していく必要がある。平成29年施行のクリーンウッド法（後述）においても、その基本方針の中で合法性の確認に当たってガイドラインに基づいた証明が「活用できる」とされている。この点は、令和7年4月に施行される改正クリーンウッド法でも変わらない予定である。そのため、当会でもクリーンウッド法のセミナー等の機会に改めて周知に努めている。

2 クリーンウッド法の現状

2.1 法律における事業者の責務

平成 29 年 5 月 20 日に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：クリーンウッド法）」では、木材、木材製品を利用する「事業者」の責務として、「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」(第 5 条) とされ、すべての木材関連事業者は、取り扱う木材・木材製品の合法性を確認することが求められている。

2.2 木材関連事業者の登録の動き

この法律で創設された木材関連事業者の登録制度については、現在 6 つの登録実施機関が登録業務を実施しており、登録木材関連事業者数は、令和 6 年 3 月末時点で 660（全ての登録実施機関の合計）となっている。

2.3 クリーンウッド法の円滑な運用に向けて

建築・建設関連事業者の登録が増加していくに従い、これらの事業者からクリーンウッド法に基づいた合法伐採木材の需要、未登録事業者への登録の要望が増えてくると見込まれる。

一方、業界の自主的な取組として進めてきたガイドラインに基づく合法木材供給の仕組みは、クリーンウッド法においても活用されており、ガイドラインに基づく認定事業者は、適切かつ確実に合法証明書を発行することが求められる。

2.4 クリーンウッド法の改正について

この法律では、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる…」(附則 3) とされおり、改正法が令和 5 年 5 月に公布された。また、令和 5 年 12 月には、改正法の政令がパブリックコメントを経て公布され、施行日が令和 7 年 4 月に定められた。省令についても、令和 6 年 3 月にパブリックコメントが募集されたところである。改正法では、川上・水際の事業者の合法性の確認の義務化、素材生産事業者の情報提供の義務化など、より厳格な合法伐採木材の取り扱いが求められる。改正法の施行まで 1 年足らずとなり、事業者も国からの情報を積極的に収集し、体制の整備を含め円滑な施行に向けた準備が必要となっている。

(参考) クリーンウッド・ナビ（林野庁のホームページ内に開設）の URL：

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

7. 第15回「新たな木材利用事例発表会」の概要

第15回「新たな木材利用事例発表会～JAS材の普及拡大に向けて」は、令和6年1月29日（月）13:30～16:20、木材会館7階大ホールでの会場参加とWEB参加との併用により開催した。

木材関係業界のほか、建築・設計、土木、家具・建具、行政・地方公共団体等、幅広い業種の方々を含めて会場約70名、WEB約300名が参加した。

1 開催日等

日時	令和6年1月29日（月） 13時30分～16時20分
場所	木材会館7階ホール（東京都江東区新木場1-18-8）
主催	一般社団法人 全国木材組合連合会、木材利用推進中央協議会
後援	林野庁、国土交通省、（公財）日本住宅・木材技術センター、 （一財）日本木材総合情報センター
定員	会場 約70名、WEB 約300名（一般消費者、建築・設計・木材関係者等）

2 事例発表

第1部 13時35分～13時55分

「製材JASの供給・利用の拡大に向けて」

林野庁 林政部 木材産業課 上席木材専門官

鈴木 清史 氏

【概要】 冒頭、JAS（Japanese Agricultural Standards：日本農林規格）とは、食品・農林水産分野において農林水産大臣が定める国家規格であり、JAS認証を受けた事業者が、製造した農林物資について、JASに適合するか検査の上で適合する場合にはJASマークを貼付して流通させることができる制度であり、林産物JASについては13品目35規格がある旨説明。

林産物JASのうち製材についてはJAS格付率が11%と低位にとどまっているが、JAS製材のメリットとして無等級材より高い基準強度が与えられているため構造計算を行う場合有利であり、令和7年施行予定の改正建築基準法等によりJAS材のニーズが高まる可能性について言及された。

一方、製材 JAS の課題として、生産者側である製材工場において、機械等級区分認証取得のための設備投資など認定申請・維持の費用が高額となること、JAS 製材の需要の乏しいこと、JAS 製材と無等級材の価格差の無いことなどの課題があると同時に、利用者側にとっては納期が長い、そもそも JAS 認定工場が少ない等の課題があるという現状を説明。製材 JAS の課題改善策として、乾燥区分、寸法精度、標準寸法などの見直し、破壊検査を伴っていた含水率測定について非破壊検査の導入、従来工場毎であった製材 JAS の認証を複数の工場が連携した製造工程での認証取得などが検討中であることが説明された。

また、製材の利用促進は、原木価格の引き上げによる循環的な林業経営への貢献、全国的に所在する製材工場を通じた地域経済への波及効果などが大きいこと、更には、品質・性能の確かな JAS 製材の供給拡大により、輸入材から国産材への転換促進に繋がることが期待されるとの説明があった。

改正建築基準法の施行等を契機として川下側で JAS 製材のニーズが高まることを想定しつつ、地域毎に川上から川下まで関係者間での協議や情報共有を行うことにより JAS 製材のサプライチェーンを構築することが、持続可能な森林経営、森林資源の循環利用においても大きな意義を持つことを強調して、講演の締めくくりとなった。

第 2 部 13 時 55 分～14 時 25 分

「木材供給体制と JAS 材生産の取り組み」

協和木材株式会社 専務取締役

佐川 和佳子 氏

【概要】 講演は、会社概要の説明から始まった。

協和木材株式会社は、1973 年（昭和 48 年）に設立、本社は東京都江東区に所在し、福島県東白川郡塙町の塙工場など東北地方 5 か所の工場において、全て国産材を使った製材、集成材等の生産を行っています。製材量は、1989 年（平成元年）の 70 千 m³から、2023 年（令和 5 年）は 600 千 m³へ増加し、JAS 認証 4 工場における年間 JAS 格付製品販売数量は 23 万 m³となっている。

工場における原木集材については採算性の観点より工場から 50km 圏内での集材を目指し、工場立地においても 50km 圏内の森林資源蓄積量を重視

している。製品出荷については東北、関東、名古屋以北を商圏としている。製造コストを下げることで輸送コストをカバーできるよう、日々設備改善と自動化に取り組んでいる、ことが説明された。

続いて、国内の製材工場全 3,804 社について出力 1,000kw 以上は 80 社、2%となっている中で、協和木材株式会社は 1,000kw 以上を占めて大規模工場の位置付けとなっていること、また、JAS 材の生産ラインにおいては、ヤング測定及び含水率測定の自動化及びスキナーを使った省力化、などに取り組み、2023 年（令和 4 年）の JAS 製品出荷量は、構造用集成材（約 101 千 m^3 ）、構造用製材（機械等級）（約 16 千 m^3 ）など約 150 千 m^3 となっており、JAS 材生産、販売が会社の主軸となっていることが紹介された。

一方、JAS 材が普及しない要因として、JAS 材を製造する初期費用と年間検査費用などそれぞれ数十万円以上かかること、品質を確認して表示する製造管理の手間、JAS でない乾燥材との価格差がないことなどが指摘されているが、自社では、スギ製材を始めた 1990 年代（平成初期）より規格に関心があり、建設業界において業種別の責任区の明確化、製造メーカーとして保証しなければならない範囲の明確化がなされていないことは、「事業継続においてのリスクである」との意識から JAS にいち早く取り組んだ、との説明があった。

最後に、今後の JAS 材生産として選別を自動化する生産ラインがとりあげられ、視察で訪れたドイツの製材工場で見学した生産ライン上の無人化、人の介在は設備トラブル対応時のみといった生産体制が理想の姿であるとの話があり、カメラやセンサー等のスキナーを使用した検査・選別・格付は、精度管理面・生産性向上、そして地方における人材確保の難しさにおいて有効な設備であるとの話があり、講演を終えた。

第 3 部 14 時 25 分～14 時 55 分

「カーボンニュートラル社会に向けた木材利用の取組と JAS 材への期待」
株式会社竹中工務店 木造・木質建築推進本部 シニアチーフエンジニア
小林 道和 氏

【概要】 講演の開始にあたり、「本業（建設業）を通じた自社と社会の共通価値の創造に焦点を定めること」という竹中工務店の事業に対する考え方、またそこから導かれる木造・木質建築推進本部のミッション「木のイノベーションで 森とまちの未来をつくる」、ならびにビジョン「①森林グランドサイクルを構築し 林業の活性化と地域づくりに貢献する」、「②まちづくりの中で木造木質建築を推進し 竹中工務店の企業価値を高める」、「③木造木質建

築による循環型社会を木のイノベーションで実現する」が紹介された。

また従来の森林資源循環、森林サイクルの概念に、建設会社こそ取り組める木のまちづくり、木のイノベーションなどの要素を加えた、森林資源と地域社会の持続可能な好循環「森林グランドサイクル」の実現に向けてステークホルダーと共に活動を進めているとの説明があった。

会社の方針などの説明に続いて、講演は3つのテーマで進められた。

最初のテーマは、「竹中工務店の都市木造・木質建築の事例」である。令和5年度木材利用優良施設等コンクールの受賞施設である「水戸市民会館」、「立命館アジア太平洋大学 教学新棟」などが紹介され、これらの建築物で採用されている燃え代層による現しの設計技術や BIM の活用、地域材の活用などの各技術テーマについて説明があった。木造・木質建築のマーケティングに2011年から取り組んだ小林氏は、アベノミクス政策や日銀の金融緩和、SDGs採択、2050年カーボンニュートラル宣言など、これらの出来事が追い風となって木造・木質建築市場が順調に成長してきたこと、恵まれた10年であったことに言及された。

次いで2番目のテーマ「木材利用、木造・木質建築の普及のための課題」では、木造・木質建築が社会に受け入れられるための課題として、①建設工事費の削減、②耐久性に関する建築主等の不安の払拭、③-1木質建材を購入するまでのCO2排出量の明確化・削減、③-2森林資源の持続可能性、トレーサビリティの証明、③-3半永久的に燃やさない森林資源・木質建材の循環利用があげられた。そして、日本の企業が人権侵害を理由として製品輸入の禁止措置がとられるなどの欧米での状況を取り上げて、木材についてもデューデリジェンス（「相当な注意義務」）への対応・配慮が必要な時代になってきたとの指摘があった。（EU木材法（EUTR）では、「取引する木材製品が違法でないことを確実にするためにあらゆる方法を駆使して調査確認をする義務」と規定されている）

そして3番目のテーマ「JAS材への期待と果たす役割」においては、日本建設業連合会に新たなJAS木質建材の企画・調査グループが設置され、JAS材を使った構工法の検討が進んでいることの紹介があった。脱炭素化社会に向けて建築分野での木材利用、建物の炭素貯蔵が有効な解決手段として注目される一方で、木質材料を用いた構工法の選択肢の少なさ、木造・木質化の際の建設工事費等が阻害要因とされており、木質建材による構工法の開発・実用化とその日本農林規格化によるこれら課題解決に期待されている。JAS林産物である各種製品にアイデアを付加することにより、新たなJAS木

質建材の企画、仕様案、活用事例などへの可能性について説明があった。

最後に最近の報道から、企業活動の情報開示基準をつくる国際組織である国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB: International Sustainability Standards Board) の記事の紹介があった。ISSB は 2024 年 6 月までに気候変動の次に整備すべきサステナビリティ開示基準を絞り込む予定であり、そのテーマに生物多様性、人権、人的資本の 3 つが挙げられていること、生物多様性の採択の可能性が高く、採択されると 5、6 年先には企業の対応が求められるようになり、木材の使用についても気候変動と同等の説明責任を果たす必要があることに注意と準備が必要との記事解説があり、講演を締めくくった。

第 4 部 15 時 05 分～15 時 35 分

「マクドナルドの国産木材の活用状況 Planet Project」

日本マクドナルド株式会社 店舗開発本部 設計建設部 投資モデル最適化部 部長

佐藤 弘樹 氏

【概要】 講演のはじめは日本マクドナルド株式会社の紹介です。世界約 100 以上の国と地域、約 40,000 店舗で展開し、日本では約 3,000 店舗、年間約 14 億人が来店し約 19 万人のクルーを抱えていることが紹介された。

また、日本マクドナルド株式会社の存在意義、優先的に取り組む SDGs とともに、3 つの目標として「2025 年末までに、お客様に提供するすべての食品パッケージを、再生可能な素材、リサイクル素材または認証された素材に変更」、「2025 年末までに、すべてのハッピーセットのおもちゃを再生可能な素材、リサイクル素材または認証された素材など、サステナブルな素材へ移行」、「2050 年までに、店舗、オフィス、サプライチェーン全体で温室効果ガス排出ネットゼロを達成」を掲げていることが説明された。このうち、1 番目の目標である食品パッケージの素材変更については、プラスチック削減に向けた取り組みとして、木製スプーン・フォーク・ナイフ・マドラーと紙ストローの提供を全国の店舗で 2022 年 10 月より開始していることなどが紹介された。

続いて、2019 年からウッドチェンジネットワークへ参画し、ドライブスルー (DT) のモデル化/木質化として 2020～2021 年に木造軸組み推進、2022 年に木造新モデルに取り組んでいること、2023 年 2 月に農林水産省と締結した建築物木材利用促進協定において、3 年で計 5,550 m³ の地域材利用を目指すなどの取組を内容としていることなどが説明された。

また、自社マクドナルドによるカーボン・ニュートラルに向けたロードマップにそって、日本としては 2030 年までに 2018 年比で CO₂ 排出量を 50.4%

削減する目標を掲げており、2030年の目標達成のためには、省エネ取組、太陽光パネル設置などやれることを全てやっている中で、企業 PPA(Power Purchase Agreement: 電力購入計画)を含む再生可能エネルギーの導入が不可欠であるとの紹介があった。

そして、植林が約束されている木材を使いたいとの考えのもと、3年間で使う 5,500 m³の地域材について、それら地域材の伐採あとに植林しその後 40 年で成長する森林が CO₂ を吸収すれば、都市の CO₂ 貯蓄倉庫と併せて森林の CO₂ 貯蔵装置が機能すること、また、森林からトレーサビリティのある木材が店舗に供給されるとともに、植林した木が成長すれば森林として CO₂ を吸収することとなり森林資源の循環利用につながるということが説明された。木造店舗を開発することによって、CO₂ 排出削減だけでなく CO₂ 吸収にも貢献することがマクドナルドが描く夢であり、このことを子供たちにも理解してもらえば素晴らしいこととお話で講演を終えた。

3 パネルディスカッション 15時40分～16時20分

「なぜ木材を利用するのか」

<パネラー>

鈴木 清史 氏、佐川 和佳子 氏、小林 道和 氏、佐藤 弘樹 氏

<司会>

一般社団法人 全国木材組合連合会 常務理事 田口 護 氏

○まず、木材利用の意義、なぜ木材を利用すべきと考えるのかについて、川下の立場から小林氏（株式会社竹中工務店）、佐藤氏（日本マクドナルド株式会社）よりご発言いただいた。

小林氏より、建築物の木造・木質化は、日本の森林資源への需要を創出する手段、持続可能な好循環実現のための手段として木を利用している。木に限らず鉄、セメントでも調達時のトレーサビリティ、材料の性質や強度などを建築主に説明できるようにしている。説明できる材料を使うことが建築に携わる者の大前提。材料の性質や強度、調達時のトレーサビリティをきちんと把握するべきであり、そのために JAS 材は産業全体で共有できる便利な制度とお話があった。

次いで佐藤氏より、四国の水害で店舗に床上 1.8 m まで水が来て上流の森林でも木が散乱したことがあって森林が守られる必要を認識し、森林のために貢献できればと考えたのが木材の取組に関わる最初のご紹介があった。

○次に、JAS 材を利用するうえでどういった工夫をしているかについて、佐川氏（協和木材株式会社）よりご発言いただいた。

佐川氏より、以前は大工さんが材の強度などを見ていたが、今はハウスメーカーが自社で強度などを見ており、責任区分をきちんとするうえで JAS 材を使うことで製品を供給する自分達も守れるし顧客にもメリットがあるとのお話があった。また、スキャナーは高額だが、スキャナーのプログラムがあれば人を介するのと同じレベルの製品が作れ、大量生産を行う工場においては導入のメリットがあるとのこと指摘があった。

○また、JAS 材の利用促進のうえで行政としての考えについて、鈴木氏（林野庁）からご発言いただいた。

鈴木氏からは、JAS 材のサプライチェーンが大事であり、製材工場の大規模化、集約化が進んでいるが、どこでも大量に材を供給できるわけではなく、地域毎のサプライチェーンができることにより、地域の木を使うこと、森林の価値向上につながるのご説明をいただいた。

○締めくくりで、パネラーの皆様全員から木材利用に対する将来の理想、思いなどを語っていただいた。

佐藤氏からは、お客であるお子さん、ファミリーに対して木を使っている、CO2 を蓄えているといった話ができればよいとのお話をいただいた。

小林氏からは、木材は人の感情移入がなされる素材。個人消費者でなく企業を相手にするビジネスなので、木を使って、建物を建て、森の存在への貢献に共感、感動できる体験を経営者や担当者に提供していくことが大事、とお話をいただいた。

佐川氏からは、人口減少により住宅着工が落ちていく中で会社の生き残りのために、外材からのチェンジ、大規模化、非住宅への木材利用などによりまだまだ成長できる。林業は地方でしか成立しないが、地方に利益が残るよう持続可能な経営をしていきたいとのお話をいただいた。

鈴木氏からは、木材の循環利用、木材を社会が利用することが大事で、そのためには地域経済がしっかりしている必要があり、地方にある森林が元気になるよう取り組んでいきたいとのお話をいただきパネルディスカッションの終了となった。

8. 令和5年度 木材利用推進「全国会議」の概要

令和5年度木材利用推進「全国会議」—木材利用優良施設等コンクール表彰式及び記念講演—を、令和5年10月30日(月)14:00～16:30、木材会館7階ホールにおいて、木材関係業界のほか、建築設計、住宅産業関連等幅広い業種の方々を含め、オンラインと会場参加あわせて総計約 220 名の参加者を得て開催した。

- ・ 開催月日 令和5年 10 月 30 日(月) 14:00～16:30
- ・ 開催場所 木材会館 7 階ホール(新木場)
- ・ 主催 木材利用推進中央協議会

第1部 木材利用優良施設の表彰式

- (1)主催者挨拶 菅野康則 木材利用推進中央協議会長
- (2)祝辞 舞立昇治 農林水産大臣政務官
- (3)賞状授与
 - 優良施設部門
 - 内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞、文部科学大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、林野庁長官賞、木材利用推進中央協議会会長賞、審査委員会特別賞
- (4)審査講評 腰原幹雄 優良施設部門審査委員長
- (5)受賞お礼 那須保友 国立大学法人岡山大学学長

※国産材利用推進部門は応募総数が少なく、本年は、審査を行わず、賞の決定も行わないことといたしました。

<受賞施設>

○優良施設部門

【内閣総理大臣賞】 岡山大学共育共創コモンズ(OUX:オークス)(岡山県岡山市)

【農林水産大臣賞】 小鹿野町役場(埼玉県秩父郡小鹿野町)

【文部科学大臣賞】 中津川市立福岡小学校(岐阜県中津川市)

【国土交通大臣賞】 徳島県新浜町団地県営住宅2号棟(徳島県徳島市)

【環境大臣賞】 水戸市民会館(泉町1丁目北地区再開発ビル)(茨城県水戸市)

【林野庁長官賞(3点)】

- ・ 銀座高木ビル(東京都中央区)
- ・ 神戸市中央区役所・中央区文化センター(兵庫県神戸市)
- ・ 立命館アジア太平洋大学 Green Commons(大分県別府市)

【木材利用推進中央協議会会長賞(3点)】

- ・ 陸前高田市立博物館(岩手県陸前高田市)
- ・ みえ森林・林業アカデミー棟(三重県津市)
- ・ 香美市立図書館かみーる(高知県香美市)

【審査委員会特別賞(2点)】

- ・ 枝幸町認定こども園(北海道枝幸郡枝幸町)
- ・ 愛媛県立新居浜病院(愛媛県新居浜市)
- ・ 睦モクヨンビル(長崎県壱岐市)

【優秀賞(40点)】

- ・ 鶴居村子どもセンター『こすもす』(北海道阿寒郡鶴居村)
- ・ 鶴居村村民スポーツ・健康増進施設『ファミスポ・アップ』(北海道阿寒郡鶴居村)
- ・ 道の駅「南ふらの」を核としたまちの賑わい拠点施設(北海道空知郡南富良野町)
- ・ 株式会社ハルキ事務所棟(北海道茅部郡森町)
- ・ 洞爺湖鶴雅リゾート洗の譚「洗響」(北海道有珠郡壮瞥町)

- 大深内小学校・大深内中学校(青森県十和田市)
- 道の駅 いわて北三陸(岩手県久慈市)
- みやぎ登米農業協同組合本店・東部なかだ基幹支店(宮城県登米市)
- 東北ボーリング株式会社(宮城県仙台市)
- 秋田スギ DLT ブース(秋田県大館市)
- 北茨城市立磯原中学校(茨城県北茨城市)
- 鹿沼相互信用金庫 今市支店(栃木県日光市)
- 杉戸町立内田第3放課後児童クラブ(埼玉県北葛飾郡杉戸町)
- 杉戸町消防団第3分団小屋(埼玉県北葛飾郡杉戸町)
- 氷川の杜整備計画(埼玉県川越市)
- JR 内房線太海駅(千葉県鴨川市)
- 東林間児童館(神奈川県相模原市)
- 学校法人横浜共立学園 本校舎・体育倉庫(神奈川県横浜市)
- 上智大学四谷キャンパス15号館(東京都千代田区)
- オウカス世田谷仙川(サービス付き高齢者向け住宅)(東京都世田谷区)
- まちなかオープンスペース だんだん(新潟県中魚沼郡津南町)
- SEE SEA PARK(福井県大飯郡おおい町)
- 千種の木造ビル(愛知県名古屋市)
- 金山ウッドシティビル(愛知県名古屋市)
- 大阪府庁咲州庁舎(大阪府大阪市)
- 泉大津大型専用パーキングエリア(大阪府泉大津市)
- 西尾レントオール R&D 国際交流センター「N-LOUNGE」(大阪府大阪市)
- MOWA(兵庫県神戸市)
- 和歌山県立熊野高等学校講堂(和歌山県西牟婁郡上富田町)
- 松江市立義務教育学校玉湯学園(島根県松江市)
- 松江市立たまゆ幼稚園・玉湯児童クラブ(島根県松江市)
- Spa Seare Gion(広島県広島市)
- デイサービスセンターネムの木(香川県丸亀市)
- TARTARUGA(OHTANI 職業訓練・キャリアアップセンター)(愛媛県松山市)
- 新日本建設ウッドファクトリー(愛媛県松山市)
- 嘉島町立嘉島西小学校増築校舎(熊本県上益城郡嘉島町)
- Shop&Cafe ミナマータ(熊本県水俣市)
- EFM(エバーフィールド打ち合せ棟)(熊本県上益城甲佐町)
- 宮崎県木材会館(宮崎県宮崎市)
- 西都市庁舎(宮崎県西都市)
- あんつく カフェ&ヴィラ(沖縄県石垣市)

第2部 記念講演

『東急池上線木になるリニューアルプロジェクト

～木材活用による地域連携と資源循環～』

講師: 東急電鉄株式会社 鉄道事業本部 工務部 施設課 池田 典史 課長補佐
 鉄道事業本部 工務部 施設課 横山 太郎 主事

~~~~~ 推進活動宣言 ~~~~~

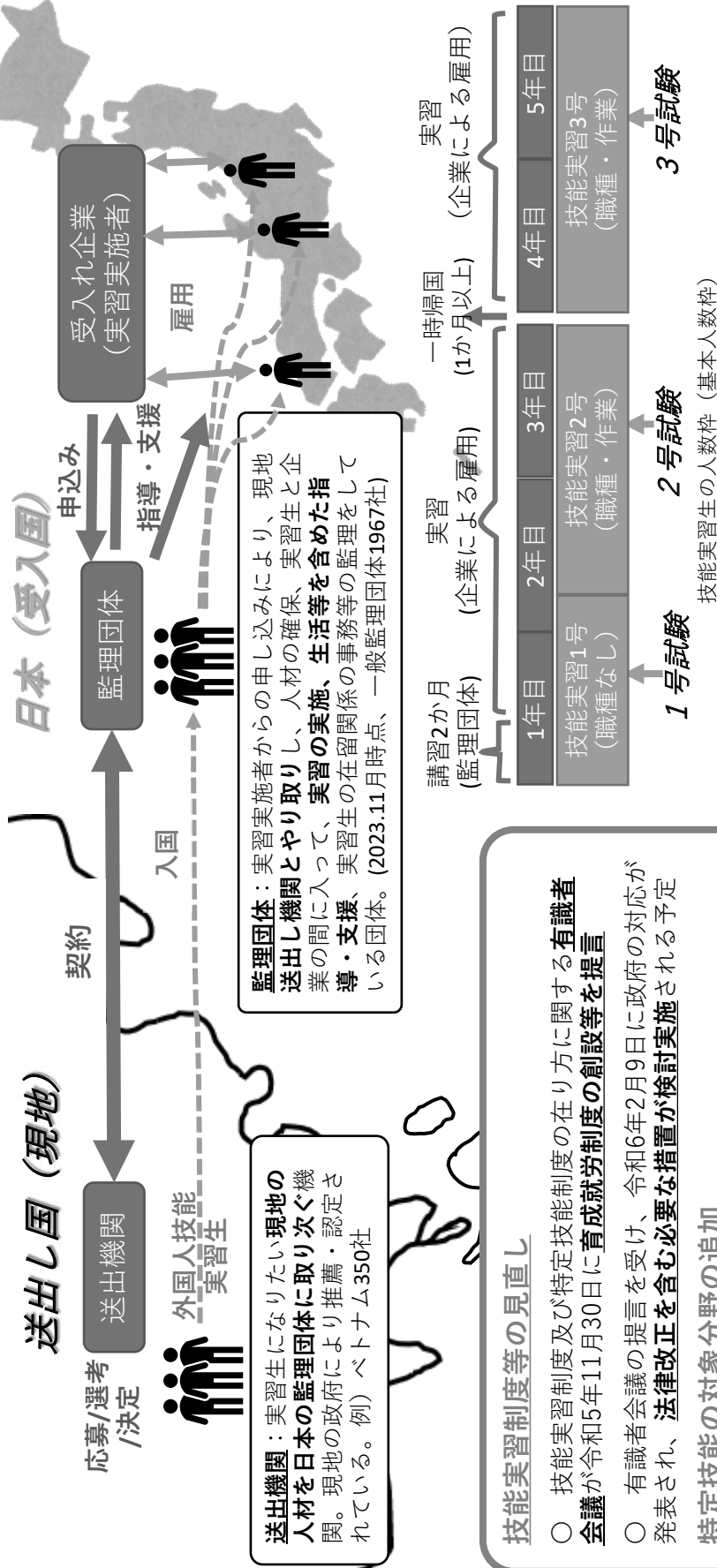
## 9. 外国人材受入れの概要

外国人技能実習制度に関して、令和5年度は、木材加工職種(機械製材作業)の職種追加を受けて試験実施業務等を開始しました。主な取組は次のとおりです。

- 4月27日、木材加工技能実習評価委員、試験委員合同委員会を開催し、試験問題の検討等を行った。
- 5月23日、技能実習評価試験の試験監督者として全国から合計20名を委嘱した。
- 5月30日、第1回部会役員会を開催し、通常総会に諮る「令和4年度事業報告」、「令和4年度収支決算」、「部会長の選任」等を審議し、通常総会を書面で開催した。
- 6月14日、厚生労働省へ技能実習評価試験認定申請書一式を提出した。
- 8月29日、第2回役員会を開催し、令和5年度入会承認等を審議した。
- 10月31日、木材加工職種(機械製材作業)の職種追加等に係る厚生労働省・法務省省令が改正され、全木連が試験実施機関として認定された。
- 11月8日、外国人技能実習ホームページを更新し、安全規範の確認手続き等について公開した。
- 6月～11月に部会員会社を含む全国20社にて、安全診断を実施した。
- 12月5日、第3回役員会を開催し、令和5年度業務執行状況等を審議した。
- 12月27日、木材加工職種(機械製材作業)外国人技能実習評価試験の第1回目を鹿児島県で実施した。
- 2月5日、試験監督者説明会をwebにより開催した(5,6日)
- 3月7日、第4回役員会を開催し、令和5年度事業報告及び収支決算見通し、令和6年度事業計画等を審議した。
- 木材加工技能実習試験委員会・評価委員会を4月、令和6年3月の計2回開催し、学科試験問題の検討、技能実習評価試験の実施状況の確認等を行った

## (参考) 外国人技能実習制度の概要と外国人制度の見直しについて

- 技能実習は、国際貢献として開発途上国等の外国人を日本でOJTを通じて技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力する制度（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号））
- 技能実習生の在留期間を2年以上とするためには、移行職種の設定が必要であるが製材等、木材産業に直接関係する移行職種は無かったため、**木材加工職種（機械製材作業）を技能実習移行職種**とするとともに、**全木連が技能実習評価試験の実施者**となるよう**厚生労働省等に要望し令和5年10月に認定**された。



## 10. 労働安全関係の概要

令和5年度は、林材業ゼロ災中央協議会の一員として対応し、また、林野庁予算を利用した事業に取り組みました。その概要は次のとおりです。

### 1 林材業ゼロ災推進中央協議会

- ・林材業ゼロ災推進中央協議会は、林業・木材産業関係団体が会員となっており、全木連も所属し、協議会が行った厚生労働省への要請活動（労災保険料率関係）等に参画。
- ・全国7ブロックで行われる林材業ゼロ災推進会議に、ゼロ災推進中央会議の事務局として出席し「木材製造業の安全衛生管理の進め方」等について情報提供を実施。

### 2 令和5年度作業安全強化促進支援事業

- ・林野庁木材産業課からの新規の補助事業。
- ・事業内容は、検討会を設置しご意見を伺い①事業者を公募・選定（20社）、し安全診断・指導等の実施、②安全意識の醸成等に向けた中央や地域（5カ所）における安全研修会、③安全に関する普及啓発資料作成と配布、安全診断・評価マニュアルの作成、を実施。
- ・中央研修会では木材産業事業者等94名がweb参画し、5カ所の地域研修会には合計168名の木材産業事業者等が参加。また事業報告書は、業務の参考として各県木連へ送付。

### 3 林業・木材産業全国作業安全運動促進事業

- ・林業機械化協会が受託した林野庁補助事業で、これまで林業のみが対象であったものが、令和4年度から木材産業も対象化され全木連も参画。
- ・事業内容は①ウェブセミナー、②安全講習会（地方）。木材産業関係の安全講習会は、令和6年1月16-17日に群馬県前橋市で開催。有識者による安全講話等を実施し、木材産業事業者等46名が参加。

11. 製材等JAS認証工場一覧表(令和5年度末)

一般社団法人全国木材組合連合会 2024.3.31 現在

| 区分<br>所在地 | 認証の区分 |     |     |    |     |     |    |     |     |    | 美工場数 |    |   |   |   |      |     |     |
|-----------|-------|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|----|------|----|---|---|---|------|-----|-----|
|           | 構造用   |     |     |    |     | 下地用 |    |     |     |    | 保存処理 |    |   |   |   | 美工場数 |     |     |
|           | A     | B   | 計   | A  | B   | 計   | A  | B   | 計   | A  | B    | 計  | A | B | 計 | A    | B   | 計   |
| 北海道       | 83    | 83  | 166 | 83 | 83  | 166 | 42 | 42  | 84  | 18 | 18   | 36 | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 青森        | 9     | 9   | 18  | 9  | 9   | 18  | 2  | 2   | 4   | 0  | 0    | 0  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 岩手        | 15    | 16  | 31  | 15 | 16  | 31  | 3  | 3   | 6   | 3  | 3    | 6  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 宮城        | 6     | 6   | 12  | 6  | 6   | 12  | 1  | 1   | 2   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 秋田        | 3     | 3   | 6   | 3  | 3   | 6   | 1  | 1   | 2   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 山形        | 1     | 3   | 4   | 1  | 3   | 4   | 1  | 4   | 5   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 福島        | 22    | 22  | 44  | 22 | 22  | 44  | 10 | 10  | 20  | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 茨城        | 1     | 1   | 2   | 1  | 1   | 2   | 2  | 2   | 4   | 2  | 2    | 4  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 栃木        | 1     | 1   | 2   | 1  | 1   | 2   | 0  | 0   | 0   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 群馬        | 1     | 1   | 2   | 1  | 1   | 2   | 3  | 3   | 6   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 埼玉        | 0     | 2   | 2   | 0  | 2   | 2   | 1  | 1   | 2   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 千葉        | 1     | 1   | 2   | 1  | 1   | 2   | 0  | 0   | 0   | 5  | 5    | 10 | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 東京        | 0     | 2   | 2   | 0  | 2   | 2   | 0  | 0   | 0   | 0  | 0    | 0  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 神奈川       | 0     | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 1  | 1   | 2   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 新潟        | 0     | 1   | 1   | 0  | 1   | 1   | 0  | 0   | 0   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 富山        | 4     | 4   | 8   | 4  | 4   | 8   | 1  | 1   | 2   | 2  | 4    | 4  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 石川        | 4     | 4   | 8   | 4  | 4   | 8   | 1  | 1   | 2   | 2  | 4    | 4  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 福井        | 9     | 9   | 18  | 9  | 9   | 18  | 0  | 0   | 0   | 0  | 0    | 0  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 山梨        | 0     | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 1  | 1   | 2   | 0  | 0    | 0  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 長野        | 0     | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 2  | 2   | 4   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 岐阜        | 2     | 11  | 13  | 2  | 11  | 13  | 3  | 9   | 12  | 1  | 4    | 5  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 静岡        | 0     | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 6  | 6   | 12  | 0  | 0    | 0  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 愛知        | 5     | 5   | 10  | 5  | 5   | 10  | 1  | 1   | 2   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 三重        | 2     | 2   | 4   | 2  | 2   | 4   | 0  | 0   | 0   | 3  | 3    | 6  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 滋賀        | 0     | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 0  | 0    | 0  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 京都        | 1     | 1   | 2   | 1  | 1   | 2   | 3  | 3   | 6   | 0  | 0    | 0  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 兵庫        | 1     | 1   | 2   | 1  | 1   | 2   | 8  | 8   | 16  | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 和歌山       | 2     | 2   | 4   | 2  | 2   | 4   | 0  | 0   | 0   | 2  | 2    | 4  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 大阪        | 0     | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 1  | 1   | 2   | 0  | 0    | 0  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 奈良        | 11    | 11  | 22  | 11 | 11  | 22  | 2  | 2   | 4   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 鳥取        | 7     | 7   | 14  | 7  | 7   | 14  | 5  | 5   | 10  | 4  | 4    | 8  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 島根        | 12    | 12  | 24  | 12 | 12  | 24  | 4  | 4   | 8   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 岡山        | 2     | 2   | 4   | 2  | 2   | 4   | 0  | 0   | 0   | 3  | 3    | 6  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 広島        | 0     | 1   | 1   | 0  | 1   | 1   | 1  | 1   | 2   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 山口        | 2     | 2   | 4   | 2  | 2   | 4   | 1  | 1   | 2   | 0  | 0    | 0  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 徳島        | 13    | 13  | 26  | 13 | 13  | 26  | 1  | 1   | 2   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 香川        | 1     | 1   | 2   | 1  | 1   | 2   | 0  | 0   | 0   | 0  | 0    | 0  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 愛媛        | 9     | 9   | 18  | 9  | 9   | 18  | 7  | 7   | 14  | 0  | 0    | 0  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 高知        | 16    | 16  | 32  | 16 | 16  | 32  | 7  | 7   | 14  | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 福岡        | 1     | 1   | 2   | 1  | 1   | 2   | 4  | 4   | 8   | 0  | 0    | 0  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 佐賀        | 1     | 1   | 2   | 1  | 1   | 2   | 0  | 0   | 0   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 長崎        | 1     | 1   | 2   | 1  | 1   | 2   | 0  | 0   | 0   | 0  | 0    | 0  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 熊本        | 7     | 7   | 14  | 7  | 7   | 14  | 1  | 1   | 2   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 大分        | 8     | 8   | 16  | 8  | 8   | 16  | 0  | 0   | 0   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 宮崎        | 15    | 15  | 30  | 15 | 15  | 30  | 0  | 0   | 0   | 2  | 2    | 4  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 鹿児島       | 7     | 7   | 14  | 7  | 7   | 14  | 1  | 1   | 2   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 沖縄        | 0     | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 5  | 5   | 10  | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 合計        | 4     | 296 | 300 | 2  | 149 | 151 | 3  | 157 | 160 | 0  | 27   | 27 | 1 | 1 | 2 | 11   | 216 | 227 |
| 海外        | 1     | 1   | 2   | 1  | 1   | 2   | 0  | 0   | 0   | 1  | 1    | 2  | 0 | 0 | 0 | 0    | 0   | 0   |
| 総計        | 5     | 296 | 301 | 2  | 149 | 151 | 3  | 157 | 160 | 0  | 27   | 27 | 1 | 1 | 2 | 12   | 216 | 228 |

《注1》：この外に全数検査認証(構造用製材、広葉樹製材)の5工場(山形県2工場、広島県3工場)及び北海道の素材11工場がある。《注2》：北海道の( )内の数字は、販売業者(保存処理の構造用、造作用、下地用、枠組)の認証1件を含む。《注3》：北海道は、このほかに人工乾燥広葉樹製材12工場がある(全てBタイプ)。《注4》：1工場で、複数の品目の認証を受けている工場があるため、品目毎の合計の数値は美工場の数値と一致しない。《注5》：Aは、格付の検査を自ら行う認証工場。Bは、格付の検査を第三者(県木連等)に委託する認証工場。



# 第 2 号 議 案

令 和 5 年 度

収 支 決 算 承 認 の 件



# 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目               | 当年度         | 前年度         | 増 減         |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|
| <b>I 資産の部</b>     |             |             |             |
| <b>1. 流動資産</b>    |             |             |             |
| 現金                | 50,000      | 50,000      | 0           |
| 普通預金              | 66,769,736  | 65,619,267  | 1,150,469   |
| 定期預金              | 5,010,000   | 11,010,620  | △ 6,000,620 |
| 有価証券              | 1,000,000   | 1,000,000   | 0           |
| 商品                | 0           | 0           | 0           |
| 未収金               | 22,882,918  | 12,252,671  | 10,630,247  |
| 短期貸付金             | 8,248,165   | 3,760,217   | 4,487,948   |
| 立替金               | 0           | 40,000      | △ 40,000    |
| 仮払金               | 2,768,771   | 0           | 2,768,771   |
| 前払金               | 1,406,852   | 827,549     | 579,303     |
| 流動資産合計            | 108,136,442 | 94,560,324  | 13,576,118  |
| <b>2. 固定資産</b>    |             |             |             |
| (1) 特定資産          |             |             |             |
| 機材                | 316,130     | 526,881     | △ 210,751   |
| 退職給付引当資産          | 9,451,321   | 12,262,562  | △ 2,811,241 |
| 特定資産合計            | 9,767,451   | 12,789,443  | △ 3,021,992 |
| (2) その他固定資産       |             |             |             |
| 電話加入権             | 50,300      | 50,300      | 0           |
| 敷金                | 14,902,250  | 8,504,300   | 6,397,950   |
| 保証金               | 0           | 0           | 0           |
| 出資金               | 0           | 0           | 0           |
| その他固定資産合計         | 14,952,550  | 8,554,600   | 6,397,950   |
| 固定資産合計            | 24,720,001  | 21,344,043  | 3,375,958   |
| 資産合計              | 132,856,443 | 115,904,367 | 16,952,076  |
| <b>II 負債の部</b>    |             |             |             |
| <b>1. 流動負債</b>    |             |             |             |
| 短期借入金             | 8,216,236   | 3,721,829   | 4,494,407   |
| 未払金               | 13,277,377  | 7,606,743   | 5,670,634   |
| 未払法人税等            | 0           | 0           | 0           |
| 未払消費税             | 0           | 0           | 0           |
| 預り金               | 2,924,211   | 2,603,074   | 321,137     |
| 前受金               | 402,500     | 402,500     | 0           |
| 仮受金               | 630,381     | 0           | 630,381     |
| 未払費用              | 7,011,700   | 6,011,700   | 1,000,000   |
| 流動負債合計            | 32,462,405  | 20,345,846  | 12,116,559  |
| <b>2. 固定負債</b>    |             |             |             |
| 退職給付引当金           | 9,451,321   | 12,262,562  | △ 2,811,241 |
| 事務所移転費用引当金        | 7,000,000   |             |             |
| 固定負債合計            | 16,451,321  | 12,262,562  | △ 2,811,241 |
| 負債合計              | 48,913,726  | 32,608,408  | 16,305,318  |
| <b>III 正味財産の部</b> |             |             |             |
| 正味財産合計            | 83,942,717  | 83,295,959  | 646,758     |
| 負債及び正味財産合計        | 132,856,443 | 115,904,367 | 16,952,076  |

# 正味財産増減計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度         | 前年度           | 増 減             |
|--------------|-------------|---------------|-----------------|
| I 一般正味財産増減の部 |             |               |                 |
| 1. 経常増減の部    |             |               |                 |
| (1) 経常収益     |             |               |                 |
| ①受取会費        | 29,998,000  | 29,998,000    | 0               |
| ②負担金収入       | 3,220,000   | 3,220,000     | 0               |
| ③事業等収入       | 69,734,764  | 66,974,128    | 2,760,636       |
| 事務収入         | 58,276,713  | 55,667,143    | 2,609,570       |
| 事業収入         | 11,458,051  | 11,306,985    | 151,066         |
| 出版事業         | 6,335,601   | 5,794,785     | 540,816         |
| 貸室収入         | 4,830,000   | 4,830,000     | 0               |
| 木材製品認定事業     | 292,450     | 682,200       | △ 389,750       |
| ④受取補助金等      | 711,331,002 | 1,914,134,535 | △ 1,202,803,533 |
| 国庫補助金        | 685,872,943 | 1,894,884,535 | △ 1,209,011,592 |
| 受託事業収入       | 25,458,059  | 19,250,000    | 6,208,059       |
| ⑤雑収益         | 4,684,973   | 3,643,729     | 1,041,244       |
| ⑥引当金取崩収入     | 9,811,326   | 22,058,671    | △ 12,247,345    |
| 経常収益計        | 828,780,065 | 2,040,029,063 | △ 1,211,248,998 |
| (2) 経常費用     |             |               |                 |
| ①事業費         | 812,346,432 | 2,015,266,409 | △ 1,202,919,977 |
| 役員報酬         | 17,585,433  | 17,230,865    | 354,568         |
| 賃料           | 58,473,667  | 49,066,736    | 9,406,931       |
| 福利厚生費        | 38,490,465  | 62,797,000    | △ 24,306,535    |
| 旅費           | 10,369,517  | 10,478,372    | △ 108,855       |
| 通信運搬費        | 17,732,391  | 10,937,035    | 6,795,356       |
| 減価償却費        | 2,345,528   | 1,737,355     | 608,173         |
| 消耗什器備品費      | 10,462,318  | 7,809,238     | 2,653,080       |
| 消耗品費         | 174,924     | 48,590        | 126,334         |
| 材料費          | 0           | 143,253       | △ 143,253       |
| 印刷製本費        | 1,752,075   | 1,089,964     | 662,111         |
| 借上料費         | 14,895,898  | 4,107,032     | 10,788,866      |
| 印刷製本費        | 0           | 0             | 0               |
| 会議場費         | 17,680,082  | 20,529,398    | △ 2,849,316     |
| 光熱水借料費       | 818,991     | 413,870       | 405,121         |
| 広告宣伝費        | 851,320     | 1,265,123     | △ 413,803       |
| 諸謝礼金         | 9,284       | 374,796       | △ 365,512       |
| 交際諸謝礼金       | 29,447,064  | 44,353,301    | △ 14,906,237    |
| 支払負担金        | 47,654,137  | 194,262,744   | △ 146,608,607   |
| 支払寄付金        | 6,613,180   | 6,327,412     | 285,768         |
| 退職金引当金       | 241,862     | 52,290        | 189,572         |
| 事務所移転費用引当金   | 1,388,547   | 977,658       | 410,889         |
| 雑費           | 4,251,500   | 4,487,299     | △ 235,799       |
| 退職金支払        | 1,200,000   | 200,000       | 1,000,000       |
| 管理費          | 504,762,556 | 1,549,441,644 | △ 1,044,679,088 |
| 役員報酬         | 19,200      | 53,479        | △ 34,279        |
| 賃料           | 5,810,071   | 4,980,107     | 829,964         |
| 福利厚生費        | 5,810,000   | 0             | 5,810,000       |
| 旅費           | 5,363,021   | 3,793,151     | 1,569,870       |
| 通信運搬費        | 8,143,401   | 18,308,697    | △ 10,165,296    |
| 減価償却費        | 15,786,875  | 15,788,643    | △ 1,768         |
| 消耗什器備品費      | 702,929     | 1,151,625     | △ 448,696       |
| 消耗品費         | 5,772,757   | 4,536,397     | 1,236,360       |
| 印刷製本費        | 310,244     | 435,100       | △ 124,856       |
| 印刷製本費        | 1,961,865   | 1,984,161     | △ 22,296        |
| 会議場費         | 30,464      | 29,642        | 822             |
| 光熱水借料費       | 349,710     | 447,405       | △ 97,695        |
| 広告宣伝費        | 35,827      | 9,952         | 25,875          |
| 交際諸謝礼金       | 0           | 29,341        | △ 29,341        |
| 支払負担金        | 66,961      | 78,894        | △ 11,933        |
| 支払寄付金        | 208,591     | 48,003        | 160,588         |
| 退職金引当金       | 137,793     | 69,518        | 68,275          |
| 事務所移転費用引当金   | 71,717      | 117,081       | △ 45,364        |
| 雑費           | 0           | 76,766        | △ 76,766        |
| 管理費          | 1,543,301   | 1,602,779     | △ 59,478        |
| 役員報酬         | 22,474      | 22,406        | 68              |
| 賃料           | 0           | 52,374        | △ 52,374        |
| 福利厚生費        | 49,538      | 10,710        | 38,828          |
| 旅費           | 284,402     | 200,243       | 84,159          |
| 通信運搬費        | 0           | 0             | 0               |
| 減価償却費        | 108,086     | 97,921        | 10,165          |
| 消耗什器備品費      | 3,933       | 10,954        | △ 7,021         |
| 消耗品費         | 1,190,014   | 1,020,022     | 169,992         |
| 印刷製本費        | 1,190,000   | 0             | 1,190,000       |
| 印刷製本費        | 78,344      | 7,375         | 70,969          |
| 会議場費         | 1,667,925   | 3,749,974     | △ 2,082,049     |
| 光熱水借料費       | 828,133,307 | 2,031,055,052 | △ 1,202,921,745 |
| 広告宣伝費        | 646,758     | 8,974,011     | △ 8,327,253     |
| 交際諸謝礼金       |             |               |                 |
| 支払負担金        |             |               |                 |
| 支払寄付金        |             |               |                 |
| 退職金引当金       |             |               |                 |
| 事務所移転費用引当金   |             |               |                 |
| 雑費           |             |               |                 |
| 管理費          |             |               |                 |
| 役員報酬         |             |               |                 |
| 賃料           |             |               |                 |
| 福利厚生費        |             |               |                 |
| 旅費           |             |               |                 |
| 通信運搬費        |             |               |                 |
| 減価償却費        |             |               |                 |
| 消耗什器備品費      |             |               |                 |
| 消耗品費         |             |               |                 |
| 印刷製本費        |             |               |                 |
| 印刷製本費        |             |               |                 |
| 会議場費         |             |               |                 |
| 光熱水借料費       |             |               |                 |
| 広告宣伝費        |             |               |                 |
| 交際諸謝礼金       |             |               |                 |
| 支払負担金        |             |               |                 |
| 支払寄付金        |             |               |                 |
| 退職金引当金       |             |               |                 |
| 事務所移転費用引当金   |             |               |                 |
| 雑費           |             |               |                 |
| 管理費          |             |               |                 |

# 正味財産増減計算書 実施事業別内訳

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 実施事業会計       |             |              | その他会計       |             |             | 法人会計       | 合計          |
|--------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
|              | 木材普及・調査事業    | 認証木材の普及事業   | 小計           | 出版事業        | その他事業       | 小計          |            |             |
| I 一般正味財産増減の部 |              |             |              |             |             |             |            |             |
| 1. 経常増減の部    |              |             |              |             |             |             |            |             |
| (1) 経常収益     |              |             |              |             |             |             |            |             |
| ①受取会費        | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 29,998,000 | 29,998,000  |
| ②負担金収入       | 0            | 0           | 0            | 3,220,000   | 0           | 3,220,000   | 0          | 3,220,000   |
| ③事業等収入       | 0            | 292,450     | 292,450      | 69,442,314  | 0           | 69,442,314  | 0          | 69,734,764  |
| 事務収入         | 0            | 0           | 0            | 58,276,713  | 0           | 58,276,713  | 0          | 58,276,713  |
| 事業収入         | 0            | 292,450     | 292,450      | 11,165,601  | 0           | 11,165,601  | 0          | 11,458,051  |
| 出版事業         | 0            | 0           | 0            | 6,335,601   | 0           | 6,335,601   | 0          | 6,335,601   |
| 貸室収入         | 0            | 0           | 0            | 4,830,000   | 0           | 4,830,000   | 0          | 4,830,000   |
| 木材製品認定事業     | 0            | 292,450     | 292,450      | 0           | 0           | 0           | 0          | 292,450     |
| ④受取補助金等      | 0            | 0           | 0            | 0           | 711,331,002 | 711,331,002 | 0          | 711,331,002 |
| 国庫補助金        | 0            | 0           | 0            | 0           | 685,872,943 | 685,872,943 | 0          | 685,872,943 |
| 受託事業収入       | 0            | 0           | 0            | 0           | 25,458,059  | 25,458,059  | 0          | 25,458,059  |
| ⑤雑収益         | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 4,684,973  | 4,684,973   |
| ⑥引当金取崩収入     | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 9,811,326  | 9,811,326   |
| 経常収益計        | 0            | 292,450     | 292,450      | 72,662,314  | 711,331,002 | 783,993,316 | 44,494,299 | 828,780,065 |
| (2) 経常費用     |              |             |              |             |             |             |            |             |
| ①事業費         |              |             |              |             |             |             |            | 812,346,432 |
| 役員報酬         | 1,539,185    | 886,046     | 2,425,231    | 3,098,714   | 12,061,488  | 15,160,202  |            | 17,585,433  |
| 給料手当         | 5,140,888    | 2,060,722   | 7,201,610    | 23,291,029  | 27,981,028  | 51,272,057  |            | 58,473,667  |
| 賃金           | 218,995      | 54,749      | 273,744      | 1,240,973   | 36,975,748  | 38,216,721  |            | 38,490,465  |
| 福利厚生費        | 1,822,846    | 587,211     | 2,410,057    | 7,959,460   | 0           | 7,959,460   |            | 10,369,517  |
| 旅費交通費        | 21,504       | 27,376      | 48,880       | 3,154,924   | 14,528,587  | 17,683,511  |            | 17,732,391  |
| 委員等旅費        | 0            | 0           | 0            | 0           | 2,345,528   | 2,345,528   |            | 2,345,528   |
| 通信運搬費        | 246,854      | 61,713      | 308,567      | 1,822,193   | 8,331,558   | 10,153,751  |            | 10,462,318  |
| 減価償却費        | 25,290       | 6,323       | 31,613       | 143,311     | 0           | 143,311     |            | 174,924     |
| 消耗什器備品費      | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 消耗品費         | 47,266       | 11,817      | 59,083       | 857,615     | 835,377     | 1,692,992   |            | 1,752,075   |
| 材料費          | 1,067,286    | 0           | 1,067,286    | 0           | 13,828,612  | 13,828,612  |            | 14,895,898  |
| 車借上料         | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 印刷製本費        | 147,240      | 36,810      | 184,050      | 7,259,940   | 10,236,092  | 17,496,032  |            | 17,680,082  |
| 会議費          | 97,266       | 24,317      | 121,583      | 697,408     | 0           | 697,408     |            | 818,991     |
| 会場費          | 50,624       | 12,656      | 63,280       | 405,670     | 382,370     | 788,040     |            | 851,320     |
| 光熱水料費        | 0            | 0           | 0            | 0           | 9,284       | 9,284       |            | 9,284       |
| 賃借料          | 1,089,389    | 272,347     | 1,361,736    | 6,173,204   | 21,912,124  | 28,085,328  |            | 29,447,064  |
| 広告宣伝費        | 15,864       | 3,966       | 19,830       | 89,896      | 47,544,411  | 47,634,307  |            | 47,654,137  |
| 諸謝金          | 0            | 0           | 0            | 0           | 6,613,180   | 6,613,180   |            | 6,613,180   |
| 交際諸費         | 34,968       | 8,742       | 43,710       | 198,152     | 0           | 198,152     |            | 241,862     |
| 租税公課         | 200,764      | 50,188      | 250,942      | 1,137,605   | 0           | 1,137,605   |            | 1,388,547   |
| 支払負担金        | 0            | 30,000      | 30,000       | 4,221,500   | 0           | 4,221,500   |            | 4,251,500   |
| 支払寄付金        | 200,000      | 0           | 200,000      | 1,000,000   | 0           | 1,000,000   |            | 1,200,000   |
| 委託費          | 1,076,296    | 52,074      | 1,128,370    | 432,344     | 503,201,842 | 503,634,186 |            | 504,762,556 |
| 登記料          | 2,776        | 694         | 3,470        | 15,730      | 0           | 15,730      |            | 19,200      |
| 退職金引当金       | 840,010      | 210,003     | 1,050,013    | 4,760,058   | 0           | 4,760,058   |            | 5,810,071   |
| 事務所移転費用引当金   | 840,000      | 210,000     | 1,050,000    | 4,760,000   | 0           | 4,760,000   |            | 5,810,000   |
| 雑費           | 55,302       | 13,825      | 69,127       | 313,375     | 4,980,519   | 5,293,894   |            | 5,363,021   |
| 退職金支払        | 1,177,359    | 294,340     | 1,471,699    | 6,671,702   | 0           | 6,671,702   |            | 8,143,401   |
| ②管理費         |              |             |              |             |             |             | 15,786,875 | 15,786,875  |
| 役員報酬         |              |             |              |             |             |             | 702,929    | 702,929     |
| 給料手当         |              |             |              |             |             |             | 5,772,757  | 5,772,757   |
| 賃金           |              |             |              |             |             |             | 310,244    | 310,244     |
| 福利厚生費        |              |             |              |             |             |             | 1,961,865  | 1,961,865   |
| 旅費交通費        |              |             |              |             |             |             | 30,464     | 30,464      |
| 通信運搬費        |              |             |              |             |             |             | 349,710    | 349,710     |
| 減価償却費        |              |             |              |             |             |             | 35,827     | 35,827      |
| 消耗什器備品費      |              |             |              |             |             |             | 0          | 0           |
| 消耗品費         |              |             |              |             |             |             | 66,961     | 66,961      |
| 印刷製本費        |              |             |              |             |             |             | 208,591    | 208,591     |
| 会議費          |              |             |              |             |             |             | 137,793    | 137,793     |
| 会場費          |              |             |              |             |             |             | 71,717     | 71,717      |
| 光熱水料費        |              |             |              |             |             |             | 0          | 0           |
| 賃借料          |              |             |              |             |             |             | 1,543,301  | 1,543,301   |
| 広告宣伝費        |              |             |              |             |             |             | 22,474     | 22,474      |
| 諸謝金          |              |             |              |             |             |             | 0          | 0           |
| 交際諸費         |              |             |              |             |             |             | 49,538     | 49,538      |
| 租税公課         |              |             |              |             |             |             | 284,402    | 284,402     |
| 支払負担金        |              |             |              |             |             |             | 0          | 0           |
| 委託費          |              |             |              |             |             |             | 108,086    | 108,086     |
| 登記料          |              |             |              |             |             |             | 3,933      | 3,933       |
| 退職金引当金       |              |             |              |             |             |             | 1,190,014  | 1,190,014   |
| 事務所移転費用引当金   |              |             |              |             |             |             | 1,190,000  | 1,190,000   |
| 雑費           |              |             |              |             |             |             | 78,344     | 78,344      |
| 退職金支払        |              |             |              |             |             |             | 1,667,925  | 1,667,925   |
| 経常費用計        | 15,957,962   | 4,915,919   | 20,873,881   | 79,704,803  | 711,767,748 | 791,472,551 | 15,786,875 | 828,133,307 |
| 当期経常増減額      | △ 15,957,962 | △ 4,623,469 | △ 20,581,431 | △ 7,042,489 | △ 436,746   | △ 7,479,235 | 28,707,424 | 646,758     |

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目      | 金 額         | 摘 要            |
|----------|-------------|----------------|
| (資産の部)   |             |                |
| 現金       | 50,000      |                |
| 普通預金     | 531,394     | 三菱UFJ銀行虎ノ門中央支店 |
| 普通預金     | 64,055,656  | りそな銀行赤坂支店      |
| 普通預金     | 227,033     | みずほ銀行新橋支店      |
| 普通預金     | 1,954,242   | 三菱UFJ銀行本店      |
| 普通預金     | 1,411       | 商工組合中央金庫新木場支店  |
| 定期預金     | 0           | 三菱UFJ銀行虎ノ門中央支店 |
| 定期預金     | 2,010,000   | 三菱UFJ銀行本店      |
| 定期預金     | 3,000,000   | 商工組合中央金庫新木場支店  |
| 有価証券     | 1,000,000   | 木構振            |
| 商品       | 0           | 書籍             |
| 未収金      | 22,882,918  | 補助事業費外         |
| 短期貸付金    | 8,248,165   |                |
| 立替金      | 0           |                |
| 前払金      | 1,406,852   |                |
| 仮払金      | 2,768,771   |                |
| 退職給付引当資産 | 9,451,321   | りそな銀行東京公務部     |
| 電話加入権    | 50,300      |                |
| 敷 金      | 14,902,250  | 借室敷金           |
| 機 材      | 316,130     |                |
| 保証金      | 0           |                |
| 出資金      | 0           |                |
| 合 計      | 132,856,443 |                |
| (負債の部)   |             |                |
| 短期借入金    | 8,216,236   |                |
| 仮受金      | 630,381     |                |
| 未払金      | 13,277,377  | 退職金等           |
| 預り金      | 2,924,211   | 社会保険料等         |
| 前受金      | 402,500     | 借室料            |
| 未払費用     | 7,011,700   | 退職給付引当金        |
| 退職給付引当金  | 9,451,321   |                |
| 移転費用引当金  | 7,000,000   |                |
| 小 計      | 48,913,726  |                |
| 正味財産     | 83,942,717  |                |
| 合 計      | 132,856,443 |                |

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
期末に在庫の確認を行っている。
- (2) 消費税に関する会計処理方法  
税込方式で行っている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
定率法で行っている。
- (4) 引当金の計上基準  
退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

### 2. 特定資産等の増減及びその残高

流動資産等

(単位：円)

| 科 目      | 前期末残高      | 当期増加額     | 当期減少額     | 当期末残高     |
|----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 特定資産     |            |           |           |           |
| 退職給与引当資産 | 12,262,562 | 7,000,085 | 9,811,326 | 9,451,321 |
| 固定資産     |            |           |           |           |
| 出資金      | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 有価証券     | 1,000,000  | 0         | 0         | 1,000,000 |

### 3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

| 科 目 | 取得価額    | 減価償却累計額 | 当期末残高   | 備 考      |
|-----|---------|---------|---------|----------|
| 機 材 | 585,423 | 269,293 | 316,130 | 実施事業の資産外 |

### 4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

(単位：円)

| 補助金等の名称                | 前期末残高 | 当期増加額       | 当期減少額       | 当期末残高     |
|------------------------|-------|-------------|-------------|-----------|
| 補助金（林野庁ほか）             |       |             |             |           |
| 都市における木材需要拡大（R4当初越）    | 0     | 150,644,329 | 150,644,329 | 0         |
| 都市における木材需要拡大（R5当初）     | 0     | 22,969,240  | 22,969,240  | 0         |
| 顔の見える木材供給体制構築事業        | 0     | 81,411,854  | 81,411,854  | 0         |
| 建築用木材の転換促進支援（R4補正）     | 0     | 274,387,205 | 274,387,205 | 0         |
| 流通転換支援事業（R4補正）         | 0     | 27,720,293  | 27,720,293  | 0         |
| 事業者による合法性確認能力強化・普及     | 0     | 30,101,721  | 30,101,721  | 0         |
| 業種・品目別の合法性確認手引き作成      | 0     | 2,891,821   | 2,891,821   | 0         |
| 乾燥材供給に向けた技術開発・乾燥技術普及   | 0     | 11,000,000  | 11,000,000  | 0         |
| トドマツ構造用製材強度データ収集       | 0     | 24,000,000  | 24,000,000  | 0         |
| 構造用製材の含水率による割及び接合部強度検証 | 0     | 18,500,000  | 18,500,000  | 0         |
| 製材JAS格付率向上に資する検査方法案の検討 | 0     | 24,251,480  | 24,251,480  | 0         |
| 作業安全強化促進支援事業           | 0     | 17,995,000  | 17,995,000  | 0         |
| クリーンウッド専門委員会設置・運営      | 0     | 7,500,000   | 7,500,000   | 0         |
| 外国人特定技能枠組検討            | 0     | 7,965,559   | 7,965,559   | 0         |
| 外国人特定技能試行試験            | 0     | 9,992,500   | 10,429,246  | △ 436,746 |
| 合計                     | 0     | 711,331,002 | 711,767,748 | △ 436,746 |

## 正味財産増減計算表（資金ベース）

令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで

一般会計

（収入の部）

（単位：円）

| 科 目          | 当年度           | 前年度             | 差引増<br>△減額        |
|--------------|---------------|-----------------|-------------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |                 |                   |
| 1. 経常収益の部    |               |                 |                   |
| ①受取会費等       | (33,218,000)  | (33,218,000)    | (0)               |
| 会費収益         | 29,998,000    | 29,998,000      | 0                 |
| 振興大会負担金      | 3,220,000     | 3,220,000       | 0                 |
| ②事務収益        | (58,276,713)  | (55,667,143)    | (2,609,570)       |
| 給与負担金等収益     | 58,276,713    | 55,667,143      | 2,609,570         |
| ③事業収益        | (11,458,051)  | (11,306,985)    | (151,066)         |
| 出版事業収益       | 6,335,601     | 5,794,785       | 540,816           |
| 木材製品認定事業     | 292,450       | 682,200         | △ 389,750         |
| 貸室収入         | 4,830,000     | 4,830,000       | 0                 |
| ④補助金等収入      | (711,331,002) | (1,914,134,535) | (△ 1,202,803,533) |
| 補助金等収益       | 685,872,943   | 1,894,884,535   | △ 1,209,011,592   |
| 受託事業収益       | 25,458,059    | 19,250,000      | 6,208,059         |
| ⑤その他の収益      | (4,684,973)   | (3,643,729)     | (1,041,244)       |
| 雑収入          | 4,684,973     | 3,643,729       | 1,041,244         |
| 経常収益計        | 818,968,739   | 2,017,970,392   | △ 1,199,001,653   |



(支出の部)

(単位：円)

| 科 目           | 当年度           | 前年度             | 差引増<br>△減額        |
|---------------|---------------|-----------------|-------------------|
| 2. 経常費用       |               |                 |                   |
| ①事業費          | (735,269,340) | (1,938,180,681) | (△ 1,202,911,341) |
| 木材産業振興活動事業費   | 3,927,935     | 3,378,088       | 549,847           |
| 補助事業費         | 685,872,943   | 1,894,884,535   | △ 1,209,011,592   |
| 受託事業費         | 25,894,805    | 19,250,000      | 6,644,805         |
| 木材普及調査事業費     | 4,814,286     | 4,479,391       | 334,895           |
| 出版事業費         | 4,721,358     | 3,983,429       | 737,929           |
| J A S 普及事業費   | 995,000       | 1,835,003       | △ 840,003         |
| 木材製品認定普及事業費   | 1,135,000     | 1,142,400       | △ 7,400           |
| 振興大会費         | 2,639,521     | 3,198,620       | △ 559,099         |
| 旅費交通費         | 2,181,958     | 3,028,016       | △ 846,058         |
| 会議費           | 265,034       | 195,899         | 69,135            |
| 負担金           | 2,821,500     | 2,805,300       | 16,200            |
| 機材減価償却費       | 0             | 0               | 0                 |
| ②管理費          | (83,052,641)  | (70,815,700)    | (12,236,941)      |
| 役員報酬          | 4,134,874     | 6,774,267       | △ 2,639,393       |
| 給与手当          | 35,782,357    | 29,244,100      | 6,538,257         |
| 福利厚生費         | 11,540,382    | 11,671,533      | △ 131,151         |
| 事務負担金         | 0             | 0               | 0                 |
| 事務所費          | 9,078,241     | 9,428,114       | △ 349,873         |
| 需用費           | 5,959,307     | 6,281,471       | △ 322,164         |
| 交際費           | 291,400       | 63,000          | 228,400           |
| 広告費           | 132,200       | 131,800         | 400               |
| 雑費            | 460,846       | 43,385          | 417,461           |
| 公租公課          | 1,672,949     | 1,177,901       | 495,048           |
| 特定預金支出        | 14,000,085    | 6,000,129       | 7,999,956         |
| 経常費用計         | 818,321,981   | 2,008,996,381   | △ 1,190,674,400   |
| 当期経常増減額       | 646,758       | 8,974,011       | △ 8,327,253       |
| 3. 経常外増減の部    |               |                 |                   |
| (1) 経常外収益     |               |                 |                   |
| 退職引当資産取崩収入    | 9,811,326     | 22,058,671      | △ 12,247,345      |
| 経常外収益計        | 9,811,326     | 22,058,671      | △ 12,247,345      |
| (2) 経常外費用     |               |                 |                   |
| 退職金           | 9,811,326     | 22,058,671      | △ 12,247,345      |
| 経常外費用計        | 9,811,326     | 22,058,671      | △ 12,247,345      |
| 当期経常外増減額      | 0             | 0               | 0                 |
| 当期一般正味財産増減額   | 646,758       | 8,974,011       | △ 8,327,253       |
| 一般正味財産期首残高    | 83,295,959    | 74,321,948      | 8,974,011         |
| 一般正味財産期末残高    | 83,942,717    | 83,295,959      | 646,758           |
| II 指定正味財産増減の部 |               |                 |                   |
| 当期指定正味財産増減額   | 0             | 0               | 0                 |
| 指定正味財産期首残高    | 0             | 0               | 0                 |
| 指定正味財産期末残高    | 0             | 0               | 0                 |
| III 正味財産期末残高  | 83,942,717    | 83,295,959      | 646,758           |

## 収支計算表（資金ベース）

令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで

一般会計  
(収入の部)

(単位：円)

| 科 目        | 予算額           | 決算額           | 差引増<br>△減額      |
|------------|---------------|---------------|-----------------|
| I 事業活動収支の部 |               |               |                 |
| 1. 事業活動収入  |               |               |                 |
| ①会費等収入     | (33,218,000)  | (33,218,000)  | (0)             |
| 会費         | 29,998,000    | 29,998,000    | 0               |
| 振興大会負担金    | 3,220,000     | 3,220,000     | 0               |
| ②事務負担金収入   | (53,800,000)  | (58,276,713)  | (4,476,713)     |
| 給与負担金等収入   | 53,800,000    | 58,276,713    | 4,476,713       |
| ③事業収入      | (10,780,000)  | (11,458,051)  | (678,051)       |
| 出版事業収入     | 5,800,000     | 6,335,601     | 535,601         |
| 木材製品認定収入   | 150,000       | 292,450       | 142,450         |
| 貸室収入       | 4,830,000     | 4,830,000     | 0               |
| ④補助金等収入    | (904,152,000) | (711,331,002) | (△ 192,820,998) |
| 補助金        | 878,762,000   | 685,872,943   | △ 192,889,057   |
| 受託事業       | 25,390,000    | 25,458,059    | 68,059          |
| ⑤雑収入       | (200,000)     | (4,684,973)   | (4,484,973)     |
| 雑収入        | 200,000       | 4,684,973     | 4,484,973       |
| 事業活動収入計    | 1,002,150,000 | 818,968,739   | △ 183,181,261   |

(支出の部)

(単位：円)

| 科 目          | 予算額           | 決算額           | 差引増<br>△減額      |
|--------------|---------------|---------------|-----------------|
| 2. 事業活動支出    |               |               |                 |
| ① 事業費支出      | (933,588,000) | (735,269,340) | (△ 198,318,660) |
| 木材産業振興活動費    | 3,300,000     | 3,927,935     | 627,935         |
| 補助事業費        | 878,762,000   | 685,872,943   | △ 192,889,057   |
| 受託事業費        | 25,390,000    | 25,894,805    | 504,805         |
| 木材普及調査事業費    | 5,700,000     | 4,814,286     | △ 885,714       |
| 出版事業費        | 5,100,000     | 4,721,358     | △ 378,642       |
| J A S 普及事業費  | 1,600,000     | 995,000       | △ 605,000       |
| 木材製品認定普及事業費  | 1,080,000     | 1,135,000     | 55,000          |
| 振興大会費        | 3,220,000     | 2,639,521     | △ 580,479       |
| 旅費交通費        | 4,100,000     | 2,181,958     | △ 1,918,042     |
| 会議費          | 2,530,000     | 265,034       | △ 2,264,966     |
| 負担金          | 2,806,000     | 2,821,500     | 15,500          |
| 減価償却費        | 0             | 0             | 0               |
| ② 管理費支出      | (63,552,000)  | (67,379,607)  | (3,827,607)     |
| 役員報酬         | 9,866,000     | 4,134,874     | △ 5,731,126     |
| 給与手当         | 27,262,000    | 35,782,357    | 8,520,357       |
| 福利厚生費        | 11,000,000    | 11,540,382    | 540,382         |
| 事務負担金        | 200,000       | 0             | △ 200,000       |
| 事務所費         | 8,994,000     | 9,078,241     | 84,241          |
| 需用費          | 5,810,000     | 5,959,307     | 149,307         |
| 交際費          | 100,000       | 291,400       | 191,400         |
| 広告費          | 220,000       | 132,200       | △ 87,800        |
| 雑費           | 100,000       | 460,846       | 360,846         |
| ③ 諸税公課支出     | (1,010,000)   | (1,672,949)   | (662,949)       |
| 諸税公課         | 124,000       | 225,249       | 101,249         |
| 消費税          | 886,000       | 1,447,700     | 561,700         |
| ④ 特定預金支出     | (4,000,000)   | (14,000,085)  | (10,000,085)    |
| 退職給付引当金支出    | 2,000,000     | 7,000,085     | 5,000,085       |
| 事務所移転費用引当金支出 | 2,000,000     | 7,000,000     | 5,000,000       |
| 事業活動支出計      | 1,002,150,000 | 818,321,981   | △ 183,828,019   |
| 事業活動収支差額     | 0             | 646,758       | 646,758         |
| II 投資活動収支の部  |               |               |                 |
| 1. 投資活動収入    |               |               |                 |
| 退職引当資産取崩収入   | 0             | 9,811,326     | 9,811,326       |
| 投資活動収入計      | 0             | 9,811,326     | 9,811,326       |
| 2. 投資活動支出    |               |               |                 |
| 退職金          | 0             | 9,811,326     | 9,811,326       |
| 投資活動支出計      | 0             | 9,811,326     | 9,811,326       |
| 投資活動収支差額     | 0             | 0             | 0               |
| III 予備費支出    | 0             | 0             | 0               |
| 当期収支差額       | 0             | 646,758       | 646,758         |
| 前期繰越収支差額     | 83,295,959    | 83,295,959    | 0               |
| 次期繰越収支差額     | 83,295,959    | 83,942,717    | 646,758         |

令和4年度補正補助事業

貸借対照表(特別会計)

令和6年3月31日現在

(単位:円)

| 科 目        | 当年度     | 前年度    | 増 減     |
|------------|---------|--------|---------|
| I 資産の部     |         |        |         |
| 1 流動資産     |         |        |         |
| 普通預金       | 0       | 0      | 0       |
| 未収金        | 547,441 | 38,388 | 509,053 |
| 流動資産合計     | 547,441 | 38,388 | 509,053 |
| 2 固定資産     |         |        |         |
| 固定資産合計     |         |        | 0       |
| 資産合計       | 547,441 | 38,388 | 509,053 |
| II 負債の部    |         |        |         |
| 1 流動負債     |         |        |         |
| 借入金        | 547,441 | 38,388 | 509,053 |
| 未払金        | 0       | 0      | 0       |
| 未払費用       |         |        | 0       |
| 流動負債合計     | 547,441 | 38,388 | 509,053 |
| 2 固定負債     |         |        |         |
| 固定負債合計     |         |        | 0       |
| 負債合計       | 547,441 | 38,388 | 509,053 |
| III 正味財産の部 |         |        |         |
| 正味財産合計     | 0       | 0      | 0       |
| 負債及び正味財産合計 | 547,441 | 38,388 | 509,053 |

(対象事業)

令和4年度補正 JAS構造材実証支援事業

## 正味財産増減計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度           | 前年度           | 増 減           |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |               |               |
| 1. 経常増減の部    |               |               |               |
| (1) 経常収益     |               |               |               |
| ①受取補助金等      | 1,591,050,441 | 1,883,706,388 | △ 292,655,947 |
| 国庫補助金        | 1,591,050,441 | 1,883,706,388 | △ 292,655,947 |
| 経常収益計        | 1,591,050,441 | 1,883,706,388 | △ 292,655,947 |
| (2) 経常費用     |               |               |               |
| ①事業費         | 1,591,050,441 | 1,883,706,388 | △ 292,655,947 |
| 役員報酬         | 6,756,538     | 9,068,820     | △ 2,312,282   |
| 賃料           | 16,837,379    | 14,658,510    | 2,178,869     |
| 貸付           | 63,042,434    | 75,128,795    | △ 12,086,361  |
| 旅費           | 758,986       | 843,771       | △ 84,785      |
| 通信           | 12,698,407    | 5,692,899     | 7,005,508     |
| 消耗品          | 121,212       | 272,767       | △ 151,555     |
| 印刷製本         | 2,162,779     | 2,701,543     | △ 538,764     |
| 会場借賃         | 19,315,309    | 26,409,743    | △ 7,094,434   |
| 広告宣伝         | 393,468,733   | 420,745,026   | △ 27,276,293  |
| 諸謝金          | 142,000       | 78,000        | 64,000        |
| 委託           | 1,075,746,664 | 1,328,106,514 | △ 252,359,850 |
| 経常費用計        | 1,591,050,441 | 1,883,706,388 | △ 292,655,947 |
| 当期経常増減額      | 0             | 0             | 0             |

## 正味財産増減計算表（資金ベース）

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（収入の部）

（単位：円）

| 科 目          | 当年度           | 前年度           | 差引増<br>△減額    |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |               |               |
| 1 経常収益の部     |               |               |               |
| ①補助金等収入      | 1,591,050,441 | 1,883,706,388 | △ 292,655,947 |
| 補助金等収益       | 1,591,050,441 | 1,883,706,388 | △ 292,655,947 |
| 経常収益計        | 1,591,050,441 | 1,883,706,388 | △ 292,655,947 |

（支出の部）

（単位：円）

| 科 目     | 当年度           | 前年度           | 差引増<br>△減額    |
|---------|---------------|---------------|---------------|
| 2 経常費用  |               |               |               |
| ①事業費    | 1,591,050,441 | 1,883,706,388 | △ 292,655,947 |
| 補助事業費   | 1,591,050,441 | 1,883,706,388 | △ 292,655,947 |
| 経常外費用計  | 1,591,050,441 | 1,883,706,388 | △ 292,655,947 |
| 当期経常増減額 | 0             | 0             | 0             |

# 財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目           | 金 額     | 摘 要       |
|---------------|---------|-----------|
| (資産の部)        |         |           |
| 普通預金          |         | りそな銀行赤坂支店 |
| 未収金           | 547,441 |           |
| 合 計           | 547,441 |           |
| (負債の部)        |         |           |
| 未払金           | 0       |           |
| 短期借入金 (一般会計内) | 547,441 |           |
| 小 計           | 547,441 |           |
| 正味財産          | 0       |           |
| 合 計           | 547,441 |           |

国産材マーク事務局事業

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目        | 当年度       | 前年度       | 増 減    |
|------------|-----------|-----------|--------|
| I 資産の部     |           |           |        |
| 1 流動資産     |           |           |        |
| 普通預金       | 472,890   | 442,886   | 30,004 |
| 定期預金       | 2,400,939 | 2,400,898 | 41     |
| 流動資産合計     | 2,873,829 | 2,843,784 | 30,045 |
| 2 固定資産     |           |           |        |
| 固定資産合計     |           |           | 0      |
| 資産合計       | 2,873,829 | 2,843,784 | 30,045 |
| II 負債の部    |           |           |        |
| 1 流動負債     |           |           |        |
| 預り金        | 2,400,000 | 2,400,000 | 0      |
| 流動負債合計     | 2,400,000 | 2,400,000 | 0      |
| 2 固定負債     |           |           |        |
| 固定負債合計     |           |           | 0      |
| 負債合計       | 2,400,000 | 2,400,000 | 0      |
| III 正味財産の部 |           |           |        |
| 正味財産合計     | 473,829   | 443,784   | 30,045 |
| 負債及び正味財産合計 | 2,873,829 | 2,843,784 | 30,045 |



# 正味財産増減計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度    | 前年度    | 増 減    |
|--------------|--------|--------|--------|
| I 一般正味財産増減の部 |        |        |        |
| 1. 経常増減の部    |        |        |        |
| (1) 経常収益     |        |        |        |
| 事業収益         | 30,000 | 10,000 | 20,000 |
| 事業収入         | 30,000 | 10,000 | 20,000 |
| 国産材マーク収入     | 30,000 | 10,000 | 20,000 |
| 雑収益          | 52     | 52     | 0      |
| 受取利息         | 52     | 52     | 0      |
| 引当金取崩収入      | 0      | 0      | 0      |
| 経常収益計        | 30,052 | 10,052 | 20,000 |
| (2) 経常費用     |        |        |        |
| ①事業費         | 7      | 7      | 0      |
| 役員報酬         | 0      | 0      | 0      |
| 給料手当         | 0      | 0      | 0      |
| 賃借料          | 0      | 0      | 0      |
| 事務負担金        | 0      | 0      | 0      |
| 福利厚生費        | 0      | 0      | 0      |
| 旅費交通費        | 0      | 0      | 0      |
| 委員等旅費        | 0      | 0      | 0      |
| 通信運搬費        | 0      | 0      | 0      |
| 減価償却費        | 0      | 0      | 0      |
| 消耗什器備品費      | 0      | 0      | 0      |
| 消耗品費         | 0      | 0      | 0      |
| 材料費          | 0      | 0      | 0      |
| 車借上料         | 0      | 0      | 0      |
| 印刷製本費        | 0      | 0      | 0      |
| 会議費          | 0      | 0      | 0      |
| 会場費          | 0      | 0      | 0      |
| 光熱水料         | 0      | 0      | 0      |
| 賃借料          | 0      | 0      | 0      |
| 広告宣伝費        | 0      | 0      | 0      |
| 諸謝金          | 0      | 0      | 0      |
| 租税公課         | 7      | 7      | 0      |
| 支払負担金        | 0      | 0      | 0      |
| 支払寄付金        | 0      | 0      | 0      |
| 委託費          | 0      | 0      | 0      |
| 経常費用計        | 7      | 7      | 0      |
| 当期経常増減額      | 30,045 | 10,045 | 20,000 |

## 正味財産増減計算表（資金ベース）

令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで

### 特別会計

(収入の部)

(単位：円)

| 科 目          | 当年度    | 前年度    | 差引増<br>△減額 |
|--------------|--------|--------|------------|
| I 一般正味財産増減の部 |        |        |            |
| 1. 経常収益の部    |        |        |            |
| ①事業収益        | 30,052 | 10,052 | 20,000     |
| 事業収入         | 30,000 | 10,000 | 20,000     |
| 国産材マーク収入     | 30,000 | 10,000 | 20,000     |
| 雑収益          | 52     | 52     | 0          |
| 受取利息         | 52     | 52     | 0          |
| 引当金取崩収入      | 0      | 0      | 0          |
| 経常収益計        | 30,052 | 10,052 | 20,000     |

(支出の部)

(単位：円)

| 科 目     | 当年度    | 前年度    | 差引増<br>△減額 |
|---------|--------|--------|------------|
| 2. 経常費用 |        |        |            |
| ①事業費    | 7      | 7      | 0          |
| 事業費     | 0      | 0      | 0          |
| 租税公課    | 7      | 7      | 0          |
| 経常費用計   | 7      | 7      | 0          |
| 当期経常増減額 | 30,045 | 10,045 | 20,000     |

# 財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目      | 場所・物量等       | 金 額       | 摘 要 |
|----------|--------------|-----------|-----|
| (流動資産の部) |              |           |     |
| 預金       | 普通預金         | 472,890   |     |
|          | 国産材マーク事業収入口座 | 472,890   |     |
|          | 定期預金         | 2,400,939 |     |
|          | 国産材マーク事業収入口座 | 2,400,939 |     |
| 流動資産合計   |              | 2,873,829 |     |
| 資産合計     |              | 2,873,829 |     |
| (流動負債の部) |              |           |     |
| 預り金      | 預り金          | 2,400,000 |     |
|          | 国産材マーク       | 2,400,000 |     |
| 流動負債合計   |              | 2,400,000 |     |
| 負債合計     |              | 2,400,000 |     |
| 正味財産     |              | 473,829   |     |

# 外国人技能実習

## 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目               | 当年度              | 前年度              | 増 減                |
|-------------------|------------------|------------------|--------------------|
| <b>I 資産の部</b>     |                  |                  |                    |
| 1. 流動資産           |                  |                  |                    |
| 現金                | 0                | 0                | 0                  |
| 普通預金              | 3,383,334        | 935,031          | 2,448,303          |
| 仮払金               | 12,024           | 0                | 12,024             |
| 流動資産合計            | 3,395,358        | 935,031          | 2,460,327          |
| 2. 固定資産           |                  |                  |                    |
| 固定資産合計            | 0                | 0                | 0                  |
| <b>資産合計</b>       | <b>3,395,358</b> | <b>935,031</b>   | <b>2,460,327</b>   |
| <b>II 負債の部</b>    |                  |                  |                    |
| 1. 流動負債           |                  |                  |                    |
| 未払金               | 1,631,320        | 3,506,636        | △ 1,875,316        |
| 仮受金               | 200,000          | 0                | 200,000            |
| 流動負債合計            | 1,831,320        | 3,506,636        | △ 1,675,316        |
| 2. 固定負債           |                  |                  |                    |
| 固定負債合計            | 0                | 0                | 0                  |
| <b>負債合計</b>       | <b>1,831,320</b> | <b>3,506,636</b> | <b>△ 1,675,316</b> |
| <b>III 正味財産の部</b> |                  |                  |                    |
| 正味財産合計            | 1,564,038        | △ 2,571,605      | 4,135,643          |
| <b>負債及び正味財産合計</b> | <b>3,395,358</b> | <b>935,031</b>   | <b>2,460,327</b>   |

# 正味財産増減計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度        | 前年度       | 増 減       |
|--------------|------------|-----------|-----------|
| I 一般正味財産増減の部 |            |           |           |
| 1. 経常増減の部    |            |           |           |
| (1) 経常収益     |            |           |           |
| ①受取入会金       | 600,000    | 920,000   | △ 320,000 |
| ②受取会費        | 6,545,000  | 6,040,000 | 505,000   |
| ③認定料         | 3,410,000  | 0         | 3,410,000 |
| ④受検料収入       | 3,680,000  | 0         | 3,680,000 |
| ⑤出版収入        | 329,000    | 1,038,000 | △ 709,000 |
| ⑥雑収益         | 27         | 39,699    | △ 39,672  |
| 経常収益計        | 14,564,027 | 8,037,699 | 6,526,328 |
| (2) 経常費用     |            |           |           |
| ①事業費         |            |           | 0         |
| 給 与 負 担 金    | 6,000,000  | 5,000,000 | 1,000,000 |
| 旅 費 交 通 費    | 2,126,489  | 666,639   | 1,459,850 |
| 委 員 等 旅 費    | 174,652    | 146,895   | 27,757    |
| 通 信 運 搬 費    | 330,893    | 232,271   | 98,622    |
| 消 耗 品 費      | 16,140     | 76,455    | △ 60,315  |
| 印 刷 製 本 費    | 176,000    | 228,965   | △ 52,965  |
| 賃 借 料        | 13,200     | 19,910    | △ 6,710   |
| 諸 謝 金        | 791,010    | 688,052   | 102,958   |
| 支 払 負 担 金    | 800,000    | 800,000   | 0         |
| 委 託 費        | 0          | 0         | 0         |
| 経常費用計        | 10,428,384 | 7,859,187 | 2,569,197 |
| 当期経常増減額      | 4,135,643  | 178,512   | 3,957,131 |

## 正味財産増減計算書（資金ベース）

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（収入の部）

（単位：円）

| 科 目          | 当年度        | 前年度       | 増 減       |
|--------------|------------|-----------|-----------|
| I 一般正味財産増減の部 |            |           |           |
| 1 経常収益の部     |            |           |           |
| ①受取入会金       | 600,000    | 920,000   | △ 320,000 |
| ②受取会費        | 6,545,000  | 6,040,000 | 505,000   |
| ③認定料         | 3,410,000  | 0         | 3,410,000 |
| ④受検料収入       | 3,680,000  | 0         | 3,680,000 |
| ⑤出版収入        | 329,000    | 1,038,000 | △ 709,000 |
| ⑥雑収益         | 27         | 39,699    | △ 39,672  |
| 経常収益計        | 14,564,027 | 8,037,699 | 6,526,328 |

（支出の部）

（単位：円）

| 科 目      | 当年度        | 前年度       | 増 減       |
|----------|------------|-----------|-----------|
| 2 経常費用の部 |            |           |           |
| ①事業費     |            |           | 0         |
| 給与負担金    | 6,000,000  | 5,000,000 | 1,000,000 |
| 旅費交通費    | 2,126,489  | 666,639   | 1,459,850 |
| 委員等旅費    | 174,652    | 146,895   | 27,757    |
| 通信運搬費    | 330,893    | 232,271   | 98,622    |
| 消耗品費     | 16,140     | 76,455    | △ 60,315  |
| 印刷製本費    | 176,000    | 228,965   | △ 52,965  |
| 賃借料      | 13,200     | 19,910    | △ 6,710   |
| 諸謝金      | 791,010    | 688,052   | 102,958   |
| 支払負担金    | 800,000    | 800,000   | 0         |
| 委託費      | 0          | 0         | 0         |
| 経常費用計    | 10,428,384 | 7,859,187 | 2,569,197 |
| 当期経常増減額  | 4,135,643  | 178,512   | 3,957,131 |

# 財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目        | 金 額       | 摘 要       |
|------------|-----------|-----------|
| (資産の部)     |           |           |
| 普通預金       | 3,383,334 | りそな銀行赤坂支店 |
| 仮払金        | 12,024    |           |
| 合 計        | 3,395,358 |           |
| (負債の部)     |           |           |
| 未払金        | 1,631,320 |           |
| 仮受金        | 200,000   |           |
| 合 計        | 1,831,320 |           |
| 正味財産       | 1,564,038 |           |
| 負債及び正味財産合計 | 3,395,358 |           |

上記のとおり報告します。

令和6年4月22日

一般社団法人 全国木材組合連合会

会長 菅野 康 則

上記について監査したところ正確であることを認めます。

令和6年4月22日

監 事 森 林 慎 介 

監 事 矢 崎 実 

監 事 海老原 光 男 



第 3 号 議 案

令 和 6 年 度

会 費 等 決 定 の 件



## 令和6年度会費等について

### 1. 会 費

#### (1) 都道府県木連会員

(単位：千円)

| 都道府県木連 | 金 額   | 備 考 | 都道府県木連 | 金 額    | 備 考 |
|--------|-------|-----|--------|--------|-----|
| 北海道    | 1,682 |     | 滋賀     | 338    |     |
| 青森     | 537   |     | 京都     | 479    |     |
| 岩手     | 533   |     | 大阪     | 1,361  |     |
| 宮城     | 492   |     | 兵庫     | 750    |     |
| 秋田     | 712   |     | 奈良     | 632    |     |
| 山形     | 436   |     | 和歌山    | 525    |     |
| 福島     | 649   |     | 鳥取     | 301    |     |
| 茨城     | 577   |     | 島根     | 377    |     |
| 栃木     | 474   |     | 岡山     | 588    |     |
| 群馬     | 526   |     | 広島     | 833    |     |
| 埼玉     | 657   |     | 山口     | 420    |     |
| 千葉     | 672   |     | 徳島     | 423    |     |
| 神奈川    | 744   |     | 香川     | 288    |     |
| 山梨     | 290   |     | 愛媛     | 510    |     |
| 東京     | 1,780 |     | 高知     | 504    |     |
| 新潟     | 665   |     | 福岡     | 628    |     |
| 富山     | 416   |     | 佐賀     | 270    |     |
| 石川     | 441   |     | 長崎     | 286    |     |
| 福井     | 357   |     | 熊本     | 599    |     |
| 長野     | 664   |     | 大分     | 517    |     |
| 岐阜     | 858   |     | 宮崎     | 559    |     |
| 静岡     | 1,007 |     | 鹿児島    | 558    |     |
| 愛知     | 1,086 |     | 沖縄     | 120    |     |
| 三重     | 648   |     | 計      | 28,769 |     |

#### (2) 業種別会員

(単位：千円)

| 団 体 名               | 金 額   | 備 考 |
|---------------------|-------|-----|
| (一社)全国LVL協会         | 84    |     |
| 全国素材生産業協同組合連合会      | 84    |     |
| 全国木材チップ工業連合会        | 50    |     |
| 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 | 84    |     |
| 全国銘木連合会             | 84    |     |
| (一社)全国木材市売買方組合連盟    | 84    |     |
| (一社)全国木材検査・研究協会     | 168   |     |
| 全国木材防虫JAS協議会        | 84    |     |
| (一社)全国木造住宅機械プレカット協会 | 168   |     |
| (一社)全日本木材市場連盟       | 168   |     |
| 日本合板工業組合連合会         | 252   |     |
| 日本集成材工業協同組合         | 84    |     |
| 日本ツーバイフォーランバーJAS協議会 | 84    |     |
| (一社)日本特殊加工化粧板協会     | 84    |     |
| NPO法人日本パーク堆肥協会      | 84    |     |
| 日本複合・防音床板工業会        | 50    |     |
| (一社)日本フローリング工業会     | 84    |     |
| 日本木材防腐工業組合          | 84    |     |
| (一社)木材産業退職金共済会      | 168   |     |
| 計                   | 2,032 |     |

## (3) 賛助会員

(単位：千円)

| 団 体 ・ 企 業 名      | 金 額   | 備 考 |
|------------------|-------|-----|
| (株)一条工務店         | 30    |     |
| 兼松サスティック(株)      | 30    |     |
| (一社)木のいえ一番協会     | 30    |     |
| (株)久我            | 30    |     |
| (株)ケー・エイチ・ケー     | 30    |     |
| 庄司木材(株)          | 30    |     |
| 住友林業(株)          | 30    |     |
| 大日本木材防蝕(株)       | 30    |     |
| ナイス(株)           | 30    |     |
| (一社)日本CLT協会      | 30    |     |
| 日本製紙連合会          | 30    |     |
| 日本木材輸入協会         | 30    |     |
| (一社)日本林業土木連合協会   | 30    |     |
| (一社)日本ログハウス協会    | 30    |     |
| ニューハウス工業(株)      | 30    |     |
| 宮川工機(株)          | 30    |     |
| 木構造振興(株)         | 30    |     |
| 林業・木材製造業労働災害防止協会 | 30    |     |
| (一社)林業機械化協会      | 30    |     |
| (一社)林道安全協会       | 30    |     |
| 小計               | 600   |     |
| 全国木材協同組合連合会      | 2,000 |     |
| 小計               | 2,000 |     |
| 計                | 2,600 |     |

会費合計                      33,401 千円

## 2. 全国木材産業振興大会負担金

|          |      |            |    |         |
|----------|------|------------|----|---------|
| 都道府県木連会員 | 47団体 | 40千円 (1団体) | 計  | 1,880千円 |
| 業種別会員    | 19団体 | 20千円 ( " ) | 計  | 380千円   |
| 全木協連     |      |            | 計  | 1,000千円 |
|          |      |            | 合計 | 3,260千円 |

第 4 号 議 案

第 5 号 議 案

第 6 号 議 案



#### 第4号議案 令和6年度借入金最高限度額決定の件

借入金最高限度額は、3,000万円とする。

#### 第5号議案 令和6年度役員報酬決定の件

役員報酬は、年額2,000万円以内とする。

#### 第6号議案 役員改選の件





(報告)

1. 令和6年度 事業計画
2. 令和6年度 収支予算



# 1. 令和6年度 事業計画

## 第1 事業の方針

### 1 経済社会の動向

ウクライナ侵略や中東情勢など、国際社会は緊迫の度合いを高めている。その中で日本経済は、賃上げ、設備投資、株価の水準が高まるなど新たなステージへの移行の兆しが見られる。

一方で、物価や資材価格の上昇、大工不足の影響等により、新設住宅着工の減少など木材需要を取り巻く環境の中で、追い風が吹いている国産材利用拡大、非住宅建築物等の木造化、木質化などの動きを減速させないための活動が最も緊急かつ重要となっている。また、能登半島地震からの復旧・復興を進めていくことも必要である。

これらに向けて、非住宅、中高層建築、外構などの分野への木材需要拡大策や花粉症対策のためのスギ材の需要拡大、JAS製材のサプライチェーンの構築を含む令和5年度補正予算、令和6年度予算・税制等を効果的に機能させることを含めて、木材需要拡大の加速化が必要である。

「森林・林業基本計画」では、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現するため、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を目指すこととし、脱炭素社会を構築する上で、エネルギー利用も含めた木材利用に対する期待は大きなものがある。

森林環境税・森林環境譲与税の活用による効果的、効率的な森林施業の実現に向けた施策の展開と併せて国産材の安定供給体制の確立、木材需要拡大の施策の推進により「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用への取組を推進することが求められている。

### 2 木材利用・木材産業の動向と課題

(1) ロシア・ウクライナや中東情勢、円安、物価高等の影響が懸念される中、林野庁補助事業を最大限に活用し、非住宅、都市での木材需要の拡大、木材需要構造の変化に柔軟に対応できる産業構造の確立等に取り組むことが必要である。

都市での木材需要拡大のためには、木材利用が環境に貢献すること、地域経済活性化の重要なファクターであることなどへの理解を広めるため、具体的なデータの収集、分析を行うとともに耐火性能の向上等技術的課題を克服し、「木材を優先する（ウッドファースト）街づくり」の流れを更に前進させることが必要である。

(2) 令和5年の新設住宅着工は、持家、貸家及び分譲住宅が減少したため、全体で前年から4.6%減となる820千戸、うち木造住宅は前年から4.9%減となる454千戸となった。木造率は55%と前年を1ポイント下回ることとなったが、平成21年以降50%台が続く実績となった。脱炭素化、SDGsなどの観点から木材利用に追い風が吹いている中で、住宅建築に関しては、木材利用が停滞している状況にある。

住宅部門においては、地域材の活用に対する助成措置の定着などにより「木造」への関心が一定の広まりをみせてはいるものの、今後、地域材を活用した住宅建築のシェアを拡大するためには、地域における川上から川下までをつなぎ、需要に応じて低コストで安定供給できるサプライチェーンを確立することが課題となっている。

(3) 公共建築物等における木材利用については、「都市(まち)の木造化推進法」に基づく市町村方針は全体の94%の市町村で策定が行われており(令和5年9月末現在)、民間の公共施設、商業施設等を含め木造・内外装木質化への指向は高まってきている。また、木製耐火資材など工法・部材の開発も次々に進められており、これらの部門における木造化、木質化は、林野庁の非住宅向け助成事業の効果等もあり、各地での街づくり、商工業施設等への木材利用にも大きく波及していくことが期待される。このため、JAS構造材等求められる性能をしっかりと発揮できる国産材の供給体制を拡大していく必要がある。

(4) 木材を使う街づくりへの取組、すなわち高齢者介護施設、学校、図書館などをはじめ、中高層建築、商工業施設の木造化、木質化、外構材など、公園・道路・歩道等街角のあらゆる空間において木材利用を推進するとともに、それらへの利用技術の開発・提案、普及啓発等も更に推進していく必要がある。

(5) 気候変動など地球規模での環境問題については、2015年末にパリで合意された2020年以降の温暖化対策の中でも森林整備が引き続き位置づけられている。

気候変動緩和への貢献が認められている伐採後の木材製品の利用が炭素を貯蔵する能力について、国民の理解を深め、木材を積極的に活用していく社会に対するアピールを一層幅広く展開することが重要となっている。

国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」は、環境への貢献だけでなく、今後の社会、企業活動の規範として定着しつつあり、持続可能な循環型資源としての木材、地域型資源としての国産材の価値の再評価につながってきている。

また、改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」については、令和7年4月の施行に向け、円滑な制度運用に向けて取り組んでいく必要がある。

まず、川上の木材関連事業者として合法性が確認された木材以外は使わないこととし、木材関連事業者となっている建築関係者等の川下の関係者との連携を強化するとともに、主伐時代を迎えた国産材について伐採時点から合法性の連鎖を確立することで信頼性を確保し、利用者、消費者に対して合法伐採木材の利用拡大を図る運動を一層進めていく必要がある。

さらに全木連は、令和4年6月に林業・木材産業7団体で行った「時代の要請に応える国産材の安定供給体制の構築に向けて～共同行動宣言2022～」の一員として、再造林が放棄される等の深刻な事態への対応に向けて、持続可能性の確保された木材以外は使わないという方向へのシフトを図ること及びそれを支えるために持続性の確保された国産材原木・製品の安定的な供給体制の整備に取り組む必要がある。

- (6) 国内の木材産業は、大型化、機械設備の高度化が進展してきているが、一方では後継者不足等による事業撤退の動きが進行しており、地域における木材の利用・加工の担い手の弱体化が懸念されている。国内木材産業の再興のためには、木材産業が地方創生に果たす役割をアピールするとともに、加工・流通の一層の効率化、事業活動の維持発展のための製材品の需要拡大への取組が必要である。そのため、地域の建築需要等に応じた木材関連事業者の連携による安定した生産・加工、製品供給の体制の構築とともに、持続的な原木安定確保のための体制の確立が重要である。

また、高齢化、働き方改革、東京一極集中が進む中で、地方の労働力不足は、製造、輸送、販売などあらゆる部門に影響してきており、特に物流の2024年問題に対応していく必要がある。一方、東南アジア諸国には我が国の製材部門に係る技術移転へのニーズも見られることから令和5年10月に認定された外国人技能実習制度を推進することが重要である。更に木材産業分野での特定技能制度導入の動きもみられことから、それへの対応も進めていく必要がある。

- (7) 木材貿易関連については、TPP11、日EU経済連携協定、日米貿易協定等の国際貿易の枠組みの中で国産材の安定供給体制の整備とともに木材産業の国際競争力強化が重要な課題となってきた。ウッドショックの経験から、海外からの木材調達に対する不安が生じており、輸入依存の状況を克服していくことが国内木材産業の持続的発展に必要である。

また、木材輸出については、令和5年の輸出額は前年に比べて4%減の505億円となっている。木材の輸出の拡大に向けて、新たな輸出先国の開拓、丸太輸出から付加価値の高い製材加工品の輸出あるいは米国、欧州、東南アジア諸国等で始まっている合法性の確認などに対応した木材供給など体制の整備を図っていくことが重要である。

今後の様々な国際情勢の変化を受け、輸入先国の木材需給の急激な変化に対応するために関係機関、団体等との情報共有に努め、会員に対して情報の適切な発信が必要である。

- (8) ウッドショックの際に国産材が十分に輸入木材を代替できなかったことについては、乾燥機の不足が課題であることが明らかとなっている。このため乾燥機の導入はもとより、品質性能の確かなJAS製品の供給を拡大していくことが重要となっている。国産材においては、今後大径化していくことから、伐採・搬出・運送から、加工・乾燥などの生産体制において技術的な対応が早急に求められる。

### 3 事業計画の重点

木材利用を優先する社会(ウッドファースト社会)の実現をめざし、地球温暖化防止、地域社会の活性化に大きく貢献する木材の利用を拡大するため、次の事業を重点事項として取り組むものとする。

- ア 温暖化防止・地域活性化に貢献する持続可能な木材利用の推進
- イ 住空間、街づくりへの総合的な木材利用拡大への取組
- ウ 木材産業のグリーン成長に向けた産業構造の確立
- エ 安全・安心の木材利用・供給の推進
- オ 組織活動の活性化等

## 第2 事業計画

### I 温暖化防止・地域活性化に貢献する持続可能な木材利用の推進

地球温暖化防止、地域創生、人々の健康的な暮らしに不可欠な木材利用の積極的な普及活動、施策提案等に取り組む。

#### 1 ウッドファースト社会実現に向けての運動の展開

- ア 国民の間に、木材利用の地球温暖化防止対策、地方創生に果たす役割について理解が醸成されつつある中、ウッドファースト社会実現のために森林・林業・木材産業関係者が率先して行動を展開する体制の強化に努める。
- イ 森林・林業・木材産業関係者が木材利用拡大を進める上での課題について共有し、国、地方自治体に対して、木材利用を優先する社会実現への理解と支援策の構築を働きかける。

#### 2 消費者、需要者への普及活動

##### (1) 木材利用拡大への普及活動

- ア 規模の大きい展示会、全木連ホームページ等において、木材の特質や住宅・街づくり、都市での木材需要の拡大等における木材利用に関する各種知識・情報の提供、普及啓発に取り組む。
- イ 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに、木材PRポスター、カレンダー、リーフレットの作成配布、補助事業を活用したマスコミへのPRなどにより、効果的な木材利用の普及促進に努める。

##### (2) 木材利用に関する教育活動等の推進

- ア 小・中・高校生の木材利用普及のため、木材を使用した「ものづくり」、「木工・工作」コンクールへの協力などにより、児童・生徒はもとより、教職員、保護者も含めた「木育」活動を推進する。

イ 木育活動を行う関係団体、行政等と連携して、将来を担う子供達に「木と共にある暮らしの木と触れ合うあたたか味」を感じてもらい、将来も木材を使ってもらえるような普及活動を推進する。

### 3 地球温暖化防止対策としての木材利用

#### (1) 気候変動問題等への対処

気候変動問題への取組に森林整備、伐採後の木材利用が正式に位置付けられたことを受け止め、非住宅を含む建築物の木造化、内装、外構の木質化が企業のCSR活動の一環として評価されるような仕組みの構築に努める。

また、国民の間に浸透してきているSDGsの取組を活用し、循環型資源、地域型資源である国産材需要拡大への理解を一層深める活動を幅広く展開する。

#### (2) 違法伐採対策の推進等

ア 違法伐採対策に関しては、クリーンウッド法に対応して、輸入国として先進的な取組を導入してきた経緯に鑑み、政府や国際的な動きに協調した上で、工務店等川下への働きかけを行い、効果的な施策の推進を図るとともに、合法性等の証明された木材・木材製品の利用促進、供給体制整備、信頼性向上のための取組を強化する。

イ 改正クリーンウッド法の施行(令和7年4月)に対しては、グリーン購入法及び林野庁ガイドラインに基づく取組との整理を含めて、効果的、効率的な運用となるよう働きかけを強化する。また、会員等への迅速な情報提供に努めるとともに、改正クリーンウッド法の円滑な施行に向けて会員等に周知するとともに体制整備の取組を推進する。

ウ また、海外の林業・木材関係機関等と連携、協調して必要な情報の収集に努める。

#### (3) 木質バイオマス利用等の促進

化石燃料の使用削減への貢献や未利用材・間伐材の有効活用のため、木質バイオマスの発電利用等について、現状の燃料材の需給ひっ迫の状況に鑑み、関係団体との一層の連携を図り、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した事業者認定や適切な供給体制の構築、情報提供などの推進に取り組む。

## II 住空間、街づくりへの総合的な木材利用の取組

住宅、公共・商工業施設、身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策・税制などの充実強化に取り組む。

## 1 住空間への取組

### (1) 木造住宅等の取組

ア 住宅部門における木材利用は、極めて重要であり、その拡大のための消費者・需要者に対する多様な普及啓発や部材・製品開発等を推進する。また、地域住宅のブランド化、木造建築の技術先導、木造住宅施工能力向上・継承などの地域材利用の木造住宅づくり対策に積極的な参画を推進する。

イ 木材を使った住宅の耐震化や省エネ住宅リフォーム、工法・製品開発等を推進する。

### (2) 建築関係諸制度への対応

建築関係諸制度については、木材利用促進が図られることを基本として引続き適切な対応に取り組むこととし、必要な制度の見直し、設計仕様等基準の充実、税制改正等に取り組む。

また、改正された建築基準法、住宅品質確保促進制度等に適切に対応するため、品質性能が明確な「安心」、「信頼」のJAS製材品、乾燥材の生産、供給の促進に取り組む。

### (3) 建築関係者との連携促進等

木材の利用拡大のため、これまで推進してきた各地域における建築・設計 関係団体等との連携の枠組みの強化に取り組む。

また、令和7年度に予定されている改正建築基準法の施行や花粉症対策に資するスギ材の利用拡大の気運を醸成・普及していくため、地域の木材関連事業者や工務店等の連携による木造建築の取組、消費者へのサービス提供等を効果的に推進する。

## 2 街づくり・公共建築物等への木材利用

住宅のほか、公共建築物、商工業施設などを含め街づくり全体への木材利用の推進に取り組む。

- (1) 「都市(まち)の木造化推進法」に基づき、公共建築物にあっては法制度に基づく国等施設の着実な木造化、木質化、市町村方針策定の一層の拡大とそれに基づく実効性確保の推進活動に取り組む。また、協定制度の普及に努めるとともに、経済界との連携を図りつつ、民間建築物の木造化、木質化の拡大に取り組む。

木材利用推進中央協議会や森林を活かす都市の木造化推進協議会と連携し、制度・基準の見直しを国に働きかけつつ、国等の整備支援対策や建築事例などの普及、情報提供に取り組むとともに、部材・工法開発等を推進する。

- (2) 林野庁補助事業も活用し、非住宅、中高層建築物の木造化、木質化を推進するとともに木のある暮らしや木の街づくりの普及啓発等の強化に取り組む。
- (3) また、身の回りの日常用品、机、椅子等家具への一層の木材利用推進に取り組む。



### 3 地域材・国産材の利用拡大

地域材・国産材の利用拡大に向け、1 及び 2 に加え次の事項に取り組む。

- (1) 「木材利用推進中央協議会」、「国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会」、「森林(もり)を活かす都市(まち)の木造化推進協議会」等、中央・地方の木材・建築関係団体、消費者団体、NPO等との連携による取組に努める。
- (2) 農林水産省木材利用推進計画等関係機関の取組に対応し、庁舎等の施設への地域材利用の推進、着実な木材供給の推進に取り組む。
- (3) 地域材製品・部材等の安定的な供給、大径材の利用開発に取り組む、特に製材品(ムク材)の利用の促進に努める。

## III 木材産業のグリーン成長に向けた産業構造の確立

### 1 木材産業の経営安定化の取組

#### (1) 経営の安定化対策

ア 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、林業施設整備等利子助成制度などの有効活用を努める。

イ 経営革新等中小企業対策、事業再生・ものづくりなどの支援対策、制度が3年延長された軽油引取税の免税措置、等の有効活用に取り組む。

#### (2) 雇用対策等

ア 雇用調整助成金や雇用創出に係る関係事業などの有効活用を推進する。

イ 働き方改革を進める中で、企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働行政等諸制度・施策の遵守(コンプライアンス)等を普及推進する。

ウ 厚生労働省から技能実習評価試験実施機関として認定(令和5年10月)されたことを踏まえ、外国人技能実習制度に係る安全規範確認業務及び試験実施業務を行なう。

エ 林野庁の特定技能制度への木材産業の追加検討を踏まえ、全木連として木材産業の追加実施に必要な措置の検討を行い、準備の整ったものから順次実施する。

#### (3) 労働安全対策等

ア 令和6年度から適用される労災保険率千分1引下げは木材・木製品製造業全体で労災保険料数億の負担減と試算され、労働安全が経営の負担軽減にも直接つながることも踏まえつつ、ブロックゼロ災推進会議等への出席・情報提供等に取り組む。

イ 令和6年度林野庁予算における労働安全関係事業に即して、製材工場等の安全診断・指導を実施するとともに安全研修会を開催する県木連への

助成を行う。また、林業機械化協会と連携し林野庁予算事業による安全講習会等を実施する。

## 2 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に、いわゆる物流の「2024年問題」も見据えながら取り組む。

### (1) 「物流の2024問題」への対応

「物流の2024問題」に対応して、農林水産省に設置された「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」等に参画し情報の収集共有を図るなど物流問題への対応を強化する。

### (2) 高度な木材加工・流通構造の確立

ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取組を推進する。特に、品質の安定した乾燥材生産・供給の大幅拡大を強力に推進する。

JAS構造材利用の拡大に対応し、JAS認証工場を普及しJAS材生産の強化を図る。

イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、林業施設整備等利子助成制度、木材加工設備等リース導入支援制度などの有効活用と制度の充実に取り組む。

ウ 住宅、公共・商工業施設、公共工事など多様なニーズに応じた安定的な製品加工・供給の推進並びに木材流通の変化等への的確な対応を推進する。

### (3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取組

ア 原木の安定供給・確保体制の構築や森林の持続可能性の確保された木材の安定供給体制の構築に向け、中央や地方において需給情報連絡協議会に参加し、木材の需給動向の的確な把握や情報伝達に取り組む。

イ 製材、合板、チップ、バイオマス利用等森林資源の最大限の活用を推進する。

ウ 素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用と制度充実に取り組む。

エ 持続可能性の確保された木材を生産するため、地域における再造林の確保の活動に取り組む。

### (4) 技術・製品開発への取組

ア 効率的で原木の大径化にも対応する製材加工システム、一層の効率的な乾燥技術など木材加工機械等の技術開発促進と産・学・官の連携体制強化を推進する。

イ 木造住宅の振興のための工法、性能、維持管理に関する技術開発を推進する。また、消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム・耐震

- 改修用部材、木製フェンス等部材・利用技術開発を推進する。特に、地域材・国産材の利用が低位な梁、桁、2×4工法への利用開発を推進する。
- ウ 中高層の建築物の木造化、木質化促進のため、建築関係者と連携し部材、工法等の開発を推進する。
- エ JAS製品の普及を促進するための技術開発を、国・都道府県の試験・研究機関、関係団体、機械メーカー等と連携して取り組む。

#### (5) 木材貿易・海外との交流

- ア 国産材の海外への輸出促進  
木材輸出振興協会等と連携して、家具等を含めた国産材製品の輸出拡大、特に付加価値が期待できる輸出の拡大に向けての取組を引続き推進する。
- イ 貿易問題への対応と海外との交流  
(ア) 関係団体等との連携の下に、TPP、日EU経済連携協定、日米貿易協定による木材貿易の動向を注視し、国際競争力確保のため、国内対策の一層の充実を国に働きかけるとともに、効果的な実施に努める。  
(イ) 米国、インドネシア等の木材関係団体等との意見交換を引続き実施し、必要に応じ韓国の木材関係団体との意見交換を行なう。  
(ウ) 輸入木材、木材製品のクリーンウッド法への対応について改正後の対応も含め、林野庁ガイドラインに基づく合法木材認定事業者への情報提供等に努める。

### 3 東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震の復興・復旧と木材需給安定の取組

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、パーク等の適切な処理対策などに引き続き取り組む。

能登半島地震の復旧・復興に当たっては、被災県と連携し、木造、木材製品の利用が推進されるよう取り組む。

## IV 安全・安心の木材利用・供給の推進

### 1 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

非住宅、中高層建築物においては構造計算に耐えられる品質性能の明確な木材製品の供給が不可欠であり、JAS製材品の利用・供給、製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示に取り組む。また、産地認証材・合法性証明木材の供給体制整備を引き続き推進する。

#### (1) JAS制度、JAS木材製品の利用・供給の促進

- ア 令和7年度に予定されている改正建築基準法の施行を踏まえ、一般消費者、需要者、建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、JAS製

品の普及を図るため、ホームページ、木材利用イベント、マスコミ等を通じて「信頼できるJAS製材品」の利用普及と供給促進に取り組む。

イ 国、独立行政法人、都道府県、市町村などの公共建築物への製材JAS製品の率先使用を推進する。

ウ 都市部における木材利用拡大のためにはゼネコン等の要求に応えられる部材供給の図る必要があり、その手段としてのJAS製品の重要性について木材産業関係者への普及を促進する。

また、そのために林野庁補助事業を最大限に活用し、非住宅、中高層分野でのJAS構造材の利用拡大について、施主、設計者、施工者、材料供給者が連携を強化する幅広い取組を展開する。

エ 林野庁補助事業を活用し、乾燥材の普及、国産材木材の強度データ等に関する試験調査事業を行う。

オ FAMIC におけるJAS規格の原案作成検討会に委員として参画し、木材の生産、加工、流通の観点から改正に対する意見を提言する。

カ 「JAS製材品普及推進展示会」に替わる新たな表彰制度として、製材工場の安定供給や安定品質等技術的取組の表彰を検討する。

## (2) 製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散量等級表示について、JAS制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引き続き適切に実施する。

## (3) 合法木材・都道府県産認証材の取組及びクリーンウッド法への対応

ア クリーンウッド法に対応して、林野庁ガイドラインに基づく認定供給事業者が信頼できる供給者であることを広く発信し、需要者、消費者の違法伐採対策への理解を深め、民間需要における合法伐採木材の利用拡大を図るため、展示会等に出展し、各種メディアを活用した普及活動を展開する。

イ クリーンウッド法に基づく制度への円滑な移行と林野庁ガイドラインに基づく事業者認定及び合法木材供給制度の信頼性確保のため、認定団体、合法木材供給事業者等を対象とした研修会、セミナー等を開催する。

ウ 改正クリーンウッド法が令和7年4月に施行されることを踏まえ、会員、木材関連事業者、消費者等への情報提供、理解の促進及び体制の構築に努める。

エ 都道府県産材認証制度等の一層の充実及びそれに基づく製品供給の推進に取り組むとともに、都道府県の枠を超えた取組の在り方についても都道府県関係者と連携し検討する。

## 2 木材の健康・安全対策

### (1) 木材の健康性能の普及

ア 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引き続き取り組む。

- イ アセトアルデヒドやT-VOCの規制等の動きについては、木材利用促進に支障がないよう引続き適切に対応する。
- ウ 自然素材(ムク材)は、健康に影響のある化学物質を放散しないことをPRし、内装材などへの一層の利用促進に取り組む。

## V 組織活動の活性化等

### 1 全国木材産業振興大会の開催

第58回全国木材産業振興大会を、10月31日に鹿児島県(鹿児島市)において九州支部、鹿児島県木連の協力の下に開催する。

### 2 団体活動の活性化等

#### (1) 制度・施策の提言等

- ア 関係国会議員へ木材産業の振興に関する予算等の陳情活動を実施する。
- イ 国・地方の行政機関や林業・木材産業、木造住宅等関係団体、試験研究機関との意見交換、木材利用拡大を通じた森林・木材産業振興のための提言活動等を積極的に実施する。

#### (2) 関係団体との連携強化

木材利用推進の飛躍的な拡大を図るため、「森林を活かす都市の木造化推進協議会」を中心に、森林・林業・木材、建築、中小企業・消費者の関係団体等との連携強化を推進する。

#### (3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取組

- ア 全木連ホームページ、全木連時報を充実し、木材の特質・利用推進、木材利用・木材産業関連諸制度、金融税制、販売、技術情報等を幅広く適時適切に提供・普及する。
- イ 全木連時報等を通じた会員間の各種情報の共有化を推進する。
- ウ 木材PRポスター及び木材利用優良施設カレンダーを作成し、木材利用促進に努める。

#### (4) 各種委員会の開催

木材利用推進、木材産業振興の政策提言等のために各種委員会等の開催を行う。

#### (5) 全木連事務所の移転

現在、全木連事務局が入居する永田町ビルは建替が予定されていることから、令和6年6月に千代田区一番町の全国町村議員会館への移転を行う。

## 2. 令和6年度収支予算

令和6年度収支予算書総括表  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目          | 当年度         | 前年度           | 摘 要 |
|--------------|-------------|---------------|-----|
| I 一般正味財産増減の部 |             |               |     |
| 1. 経常増減の部    |             |               |     |
| (1) 経常収益     |             |               |     |
| ①受取会費        | 33,401,000  | 29,998,000    |     |
| ②負担金収入       | 3,220,000   | 3,220,000     |     |
| ③事業等収入       | 60,957,500  | 64,580,000    |     |
| 事務収入         | 53,800,000  | 53,800,000    |     |
| 事業収入         | 7,157,500   | 10,780,000    |     |
| 出版事業         | 5,800,000   | 5,800,000     |     |
| 木材製品認定収入     | 150,000     | 150,000       |     |
| 貸室収入         | 1,207,500   | 4,830,000     |     |
| ④受取補助金等      | 680,075,760 | 904,152,000   |     |
| 国庫補助金        | 652,198,760 | 878,762,000   |     |
| 受託事業収入       | 27,877,000  | 25,390,000    |     |
| ⑤雑収益         | 200,000     | 200,000       |     |
| ⑥移転費用引当金取崩収入 | 7,000,000   | 0             |     |
| 経常収益計        | 784,854,260 | 1,002,150,000 |     |

(単位:円)

| 科 目          | 当年度         | 前年度           | 摘 要 |
|--------------|-------------|---------------|-----|
| (2) 經常費用     |             |               |     |
| ①事業費         | 761,031,260 | 984,857,000   |     |
| 役員報酬         | 11,282,000  | 11,282,000    |     |
| 給料           | 46,020,000  | 46,020,000    |     |
| 貸手金          | 29,077,000  | 29,077,000    |     |
| 事務負担金        | 0           | 0             |     |
| 福利厚生費        | 8,435,000   | 8,435,000     |     |
| 旅費           | 13,927,500  | 13,677,000    |     |
| 委員等旅費        | 0           | 0             |     |
| 通信運搬費        | 5,009,000   | 5,009,000     |     |
| 減価償却費        | 0           | 0             |     |
| 消耗什器備品費      | 570,000     | 570,000       |     |
| 消耗品費         | 2,158,000   | 2,158,000     |     |
| 材料費          | 5,876,000   | 5,876,000     |     |
| 車借上料         | 0           | 0             |     |
| 印刷製本費        | 9,589,000   | 9,589,000     |     |
| 会議場費         | 1,690,000   | 1,690,000     |     |
| 会場費          | 840,000     | 840,000       |     |
| 光熱水料         | 125,000     | 125,000       |     |
| 賃借料          | 15,905,000  | 15,905,000    |     |
| 広告宣伝費        | 9,661,000   | 9,661,000     |     |
| 諸謝金          | 6,345,000   | 6,345,000     |     |
| 租税公課         | 0           | 0             |     |
| 交際諸費         | 118,000     | 118,000       |     |
| 雑費           | 15,808,000  | 15,808,000    |     |
| 支払負担金        | 4,537,000   | 4,537,000     |     |
| 支払寄付金        | 260,000     | 260,000       |     |
| 委託費          | 572,198,760 | 796,275,000   |     |
| 退職金引当金       | 1,600,000   | 1,600,000     |     |
| ②管理費         | 28,623,000  | 17,293,000    |     |
| 役員報酬         | 1,677,000   | 1,677,000     |     |
| 給料           | 4,600,000   | 4,600,000     |     |
| 貸手金          | 505,000     | 505,000       |     |
| 事務負担金        | 200,000     | 200,000       |     |
| 福利厚生費        | 1,985,000   | 1,985,000     |     |
| 旅費           | 1,867,000   | 1,867,000     |     |
| 通信運搬費        | 320,000     | 320,000       |     |
| 消耗什器備品費      | 0           | 0             |     |
| 消耗品費         | 100,000     | 100,000       |     |
| 材料費          | 0           | 0             |     |
| 印刷製本費        | 250,000     | 250,000       |     |
| 会議場費         | 70,000      | 70,000        |     |
| 会場費          | 120,000     | 120,000       |     |
| 光熱水料         | 70,000      | 70,000        |     |
| 賃借料          | 2,376,000   | 1,610,000     |     |
| 広告宣伝費        | 220,000     | 220,000       |     |
| 諸謝金          | 0           | 0             |     |
| 交際諸費         | 40,000      | 40,000        |     |
| 租税公課         | 1,574,000   | 1,010,000     |     |
| 支払負担金        | 4,000       | 4,000         |     |
| 委託費          | 100,000     | 100,000       |     |
| 雑費           | 12,100,000  | 100,000       |     |
| 登記料          | 45,000      | 45,000        |     |
| 退職金引当金繰入     | 400,000     | 400,000       |     |
| 事務所移転費用引当金繰入 | 0           | 2,000,000     |     |
| 經常費用計        | 789,654,260 | 1,002,150,000 |     |
| 当期經常増減額      | △ 4,800,000 | 0             |     |

# 令和6年度正味財産増減計算書実施事業内訳

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目             | 実施事業会計       |             |              | その他会計       |             |             | 法人会計       | 合計          |
|-----------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
|                 | 木材普及・調査事業    | 認証木材の普及事業   | 小計           | 出版事業        | その他事業       | 小計          |            |             |
| I 一般正味財産増減の部    |              |             |              |             |             |             |            |             |
| 1. 経常増減の部       |              |             |              |             |             |             |            |             |
| (1) 経常収益        |              |             |              |             |             |             |            |             |
| ①受取会費           | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 33,401,000 | 33,401,000  |
| ②負担金収入          | 0            | 0           | 0            | 3,220,000   | 0           | 3,220,000   | 0          | 3,220,000   |
| ③事業等収入          | 0            | 150,000     | 150,000      | 60,807,500  | 0           | 60,807,500  | 0          | 60,957,500  |
| 事務収入            | 0            | 0           | 0            | 53,800,000  | 0           | 53,800,000  | 0          | 53,800,000  |
| 事業収入            | 0            | 150,000     | 150,000      | 7,007,500   | 0           | 7,007,500   | 0          | 7,157,500   |
| 出版事業            | 0            | 0           | 0            | 5,800,000   | 0           | 5,800,000   | 0          | 5,800,000   |
| 木材製品認定事業        | 0            | 150,000     | 150,000      | 0           | 0           | 0           | 0          | 150,000     |
| 貸室収入            | 0            | 0           | 0            | 1,207,500   | 0           | 1,207,500   | 0          | 1,207,500   |
| ④受取補助金等         | 0            | 0           | 0            | 0           | 680,075,760 | 680,075,760 | 0          | 680,075,760 |
| 国庫補助金           | 0            | 0           | 0            | 0           | 652,198,760 | 652,198,760 | 0          | 652,198,760 |
| 受託事業収入          | 0            | 0           | 0            | 0           | 27,877,000  | 27,877,000  | 0          | 27,877,000  |
| ⑤雑収入            | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 200,000    | 200,000     |
| ⑥事務所移転費用引当金取崩収入 | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           | 7,000,000  | 7,000,000   |
| 経常収益計           | 0            | 150,000     | 150,000      | 64,027,500  | 680,075,760 | 744,103,260 | 40,601,000 | 784,854,260 |
| (2) 経常費用        |              |             |              |             |             |             |            |             |
| ①事業費            |              |             |              |             |             |             |            | 761,031,260 |
| 役員報酬            | 2,251,000    | 783,000     | 3,034,000    | 7,248,000   | 1,000,000   | 8,248,000   |            | 11,282,000  |
| 給料手当            | 4,073,000    | 1,059,000   | 5,132,000    | 17,337,000  | 23,551,000  | 40,888,000  |            | 46,020,000  |
| 賞与              | 296,000      | 74,000      | 370,000      | 2,096,000   | 26,611,000  | 28,707,000  |            | 29,077,000  |
| 事務負担金           | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 福利厚生費           | 1,515,000    | 310,000     | 1,825,000    | 6,610,000   | 0           | 6,610,000   |            | 8,435,000   |
| 旅費交通費           | 1,005,500    | 6,000       | 1,011,500    | 3,339,000   | 9,577,000   | 12,916,000  |            | 13,927,500  |
| 委員等旅費           | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 通信運搬費           | 150,000      | 62,000      | 212,000      | 2,513,000   | 2,284,000   | 4,797,000   |            | 5,009,000   |
| 減価償却費           | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 消耗什器備品費         | 82,000       | 21,000      | 103,000      | 467,000     | 0           | 467,000     |            | 570,000     |
| 消耗品費            | 4,000        | 15,000      | 19,000       | 1,169,000   | 970,000     | 2,139,000   |            | 2,158,000   |
| 材料費             | 394,000      | 0           | 394,000      | 0           | 5,482,000   | 5,482,000   |            | 5,876,000   |
| 車借上料            | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 印刷製本費           | 130,000      | 83,000      | 213,000      | 6,089,000   | 3,287,000   | 9,376,000   |            | 9,589,000   |
| 会議費             | 38,000       | 29,000      | 67,000       | 1,623,000   | 0           | 1,623,000   |            | 1,690,000   |
| 会場費             | 50,000       | 30,000      | 80,000       | 760,000     | 0           | 760,000     |            | 840,000     |
| 光熱水料費           | 22,000       | 5,000       | 27,000       | 98,000      | 0           | 98,000      |            | 125,000     |
| 貸借料             | 1,079,000    | 270,000     | 1,349,000    | 6,116,000   | 8,440,000   | 14,556,000  |            | 15,905,000  |
| 広告宣伝費           | 9,000        | 11,000      | 20,000       | 1,241,000   | 8,400,000   | 9,641,000   |            | 9,661,000   |
| 諸謝金             | 0            | 0           | 0            | 0           | 6,345,000   | 6,345,000   |            | 6,345,000   |
| 租税公課            | 0            | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |            | 0           |
| 交際諸費            | 20,000       | 39,000      | 59,000       | 59,000      | 0           | 59,000      |            | 118,000     |
| 雑費              | 1,000        | 2,000       | 3,000        | 27,000      | 15,778,000  | 15,805,000  |            | 15,808,000  |
| 支払負担金           | 119,000      | 90,000      | 209,000      | 4,328,000   | 0           | 4,328,000   |            | 4,537,000   |
| 支払寄付金           | 180,000      | 80,000      | 260,000      | 0           | 0           | 0           |            | 260,000     |
| 委託費             | 1,030,000    | 80,000      | 1,110,000    | 2,738,000   | 568,350,760 | 571,088,760 |            | 572,198,760 |
| 退職金引当金          | 185,000      | 55,000      | 240,000      | 1,360,000   | 0           | 1,360,000   |            | 1,600,000   |
| ②管理費            |              |             |              |             |             |             | 28,623,000 | 28,623,000  |
| 役員報酬            |              |             |              |             |             |             | 1,677,000  | 1,677,000   |
| 給料手当            |              |             |              |             |             |             | 4,600,000  | 4,600,000   |
| 賞与              |              |             |              |             |             |             | 505,000    | 505,000     |
| 事務負担金           |              |             |              |             |             |             | 200,000    | 200,000     |
| 福利厚生費           |              |             |              |             |             |             | 1,985,000  | 1,985,000   |
| 旅費交通費           |              |             |              |             |             |             | 1,867,000  | 1,867,000   |
| 通信運搬費           |              |             |              |             |             |             | 320,000    | 320,000     |
| 消耗什器備品費         |              |             |              |             |             |             | 0          | 0           |
| 消耗品費            |              |             |              |             |             |             | 100,000    | 100,000     |
| 材料費             |              |             |              |             |             |             | 0          | 0           |
| 印刷製本費           |              |             |              |             |             |             | 250,000    | 250,000     |
| 会議費             |              |             |              |             |             |             | 70,000     | 70,000      |
| 会場費             |              |             |              |             |             |             | 120,000    | 120,000     |
| 光熱水料費           |              |             |              |             |             |             | 70,000     | 70,000      |
| 貸借料             |              |             |              |             |             |             | 2,376,000  | 2,376,000   |
| 広告宣伝費           |              |             |              |             |             |             | 220,000    | 220,000     |
| 諸謝金             |              |             |              |             |             |             | 0          | 0           |
| 交際諸費            |              |             |              |             |             |             | 40,000     | 40,000      |
| 租税公課            |              |             |              |             |             |             | 1,574,000  | 1,574,000   |
| 支払負担金           |              |             |              |             |             |             | 4,000      | 4,000       |
| 委託費             |              |             |              |             |             |             | 100,000    | 100,000     |
| 雑費              |              |             |              |             |             |             | 12,100,000 | 12,100,000  |
| 登記料             |              |             |              |             |             |             | 45,000     | 45,000      |
| 退職金引当金          |              |             |              |             |             |             | 400,000    | 400,000     |
| 経常費用計           | 12,633,500   | 3,104,000   | 15,737,500   | 65,218,000  | 680,075,760 | 745,293,760 | 28,623,000 | 789,654,260 |
| 当期経常増減額         | △ 12,633,500 | △ 2,954,000 | △ 15,587,500 | △ 1,190,500 | 0           | △ 1,190,500 | 11,978,000 | △ 4,800,000 |



令和6年度収支予算（参考：資金ベース）

令和6年4月1日から

令和7年3月31日まで

(収入の部)

(単位：円)

| 科 目          | 予算額           | 前年度予算額        | 備 考 |
|--------------|---------------|---------------|-----|
| I 事業活動収支の部   |               |               |     |
| 1. 事業活動収入    |               |               |     |
| ①会費等収入       | (36,621,000)  | (33,218,000)  |     |
| 会費           | 33,401,000    | 29,998,000    |     |
| 振興大会負担金      | 3,220,000     | 3,220,000     |     |
| ②事務負担金収入     | (53,800,000)  | (53,800,000)  |     |
| 給与負担金等収入     | 53,800,000    | 53,800,000    |     |
| ③事業収入        | (7,157,500)   | (10,780,000)  |     |
| 出版事業収入       | 5,800,000     | 5,800,000     |     |
| 木材製品認定収入     | 150,000       | 150,000       |     |
| 貸室収入         | 1,207,500     | 4,830,000     |     |
| ④補助金等収入      | (680,075,760) | (904,152,000) |     |
| 補助金          | 652,198,760   | 878,762,000   |     |
| 受託事業         | 27,877,000    | 25,390,000    |     |
| ⑤雑収入         | (200,000)     | (200,000)     |     |
| 雑収入          | 200,000       | 200,000       |     |
| ⑥引当金取崩収入     | (7,000,000)   | (0)           |     |
| 事務所移転費用引当金収入 | 7,000,000     | 0             |     |
| 事業活動収入計      | 784,854,260   | 1,002,150,000 |     |

(支出の部)

(単位：円)

| 科 目          | 予算額           | 前年度予算額        | 備 考 |
|--------------|---------------|---------------|-----|
| 2. 事業活動支出    |               |               |     |
| ①事業費支出       | (709,762,260) | (933,588,000) |     |
| 木材産業振興活動費    | 3,550,500     | 3,300,000     |     |
| 補助事業費        | 652,198,760   | 878,762,000   |     |
| 受託事業費        | 27,877,000    | 25,390,000    |     |
| 木材普及調査事業費    | 5,700,000     | 5,700,000     |     |
| 出版事業費        | 5,100,000     | 5,100,000     |     |
| J A S 普及事業費  | 1,600,000     | 1,600,000     |     |
| 木材製品認定普及事業費  | 1,080,000     | 1,080,000     |     |
| 振興大会費        | 3,220,000     | 3,220,000     |     |
| 旅費交通費        | 4,100,000     | 4,100,000     |     |
| 会議費          | 2,530,000     | 2,530,000     |     |
| 負担金          | 2,806,000     | 2,806,000     |     |
| 減価償却費        | 0             | 0             |     |
| ②管理費支出       | (76,318,000)  | (63,552,000)  |     |
| 役員報酬         | 9,866,000     | 9,866,000     |     |
| 給与手当         | 27,262,000    | 27,262,000    |     |
| 福利厚生費        | 11,000,000    | 11,000,000    |     |
| 事務負担金        | 200,000       | 200,000       |     |
| 事務所費         | 9,760,000     | 8,994,000     |     |
| 需用費          | 5,810,000     | 5,810,000     |     |
| 交際費          | 100,000       | 100,000       |     |
| 広告費          | 220,000       | 220,000       |     |
| 雑費           | 12,100,000    | 100,000       |     |
| ③諸税公課支出      | (1,574,000)   | (1,010,000)   |     |
| 諸税公課         | 124,000       | 124,000       |     |
| 消費税          | 1,450,000     | 886,000       |     |
| ④特定預金支出      | (2,000,000)   | (4,000,000)   |     |
| 退職給付引当金支出    | 2,000,000     | 2,000,000     |     |
| 事務所移転費用引当金支出 | 0             | 2,000,000     |     |
| 事業活動支出計      | 789,654,260   | 1,002,150,000 |     |
| 事業活動収支差額     | △ 4,800,000   | 0             |     |
| II 投資活動収支の部  |               |               |     |
| 1. 投資活動収入    |               |               |     |
| 退職引当資産取崩収入   | 0             | 0             |     |
| 投資活動収入計      | 0             | 0             |     |
| 2. 投資活動支出    |               |               |     |
| 退職金          | 0             | 0             |     |
| 投資活動支出計      | 0             | 0             |     |
| 投資活動収支差額     | 0             | 0             |     |
| III 予備費支出    |               |               |     |
| 当期収支差額       | △ 4,800,000   | 0             |     |
| 前期繰越収支差額     | 83,942,717    | 74,321,948    |     |
| 次期繰越収支差額     | 79,142,717    | 74,321,948    |     |

令和6年度収支予算(資金ベース)  
特別会計  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(収入の部)

(単位:円)

| 科 目          | 予 算 額       | 前年度予算額        | 備 考     |
|--------------|-------------|---------------|---------|
| I 事業活動収入の部   |             |               |         |
| 1 事業活動収入     |             |               |         |
| ① 補助金等収入     | 800,000,000 | 1,845,000,000 |         |
| JAS構造材実証支援事業 | 0           | 1,845,000,000 | 令和4年度補正 |
| JAS構造材実証支援事業 | 800,000,000 | 0             | 令和5年度補正 |
| 事業活動収入計      | 800,000,000 | 1,845,000,000 |         |

(支出の部)

(単位:円)

| 科 目          | 予 算 額       | 前年度予算額        | 備 考     |
|--------------|-------------|---------------|---------|
| II 事業活動支出の部  |             |               |         |
| 1 事業費支出      |             |               |         |
| ①補助事業費       | 800,000,000 | 1,845,000,000 |         |
| JAS構造材実証支援事業 | 0           | 1,845,000,000 | 令和4年度補正 |
| JAS構造材実証支援事業 | 800,000,000 | 0             | 令和5年度補正 |
| 事業活動支出計      | 800,000,000 | 1,845,000,000 |         |
| 事業活動収支差      | 0           | 0             |         |

令和6年度収支予算(資金ベース)

特別会計

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(収入の部)

(単位:円)

| 科 目        | 予 算 額  | 前年度予算額 | 備 考 |
|------------|--------|--------|-----|
| I 事業活動収入の部 |        |        |     |
| 1 事業活動収入   | 20,000 | 20,000 |     |
| ① 国産材マーク収入 | 20,000 | 20,000 |     |
| 国産材マーク収入   | 20,000 | 20,000 |     |
| 事業活動収入計    | 20,000 | 20,000 |     |

(支出の部)

(単位:円)

| 科 目         | 予 算 額  | 前年度予算額 | 備 考       |
|-------------|--------|--------|-----------|
| II 事業活動収入の部 |        |        |           |
| 1 事業費支出     | 20,000 | 20,000 |           |
| ① 国産材マーク事業費 | 20,000 | 20,000 |           |
| 国産材マーク事業費   | 20,000 | 20,000 | ホームページ更新等 |
| 事業活動支出計     | 20,000 | 20,000 |           |
| 事業活動収支差     | 0      | 0      |           |

令和6年度収支予算 (参考: 資金ベース)  
特別会計 (外国人技能実習)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(収入の部)

(単位: 円)

| 科 目        | 予 算 額      | 前年度予算額     | 備 考 |
|------------|------------|------------|-----|
| I 事業活動収入の部 |            |            |     |
| 1 事業活動収入   |            |            |     |
| ① 受取入会金    | 1,000,000  | 500,000    |     |
| ② 受取会費     | 7,340,000  | 6,870,000  |     |
| ③ 認定料収入    | 2,000,000  | 2,000,000  |     |
| ④ 受検料収入    | 8,000,000  | 4,000,000  |     |
| ⑤ 出版収入     | 90,000     | 100,000    |     |
| ⑥ 雑収入      | 10,000     | 50,000     |     |
| 事業活動収入計    | 18,440,000 | 13,520,000 |     |

(支出の部)

(単位: 円)

| 科 目         | 予 算 額      | 前年度予算額      | 備 考 |
|-------------|------------|-------------|-----|
| II 事業活動支出の部 |            |             |     |
| 1 事業費支出     |            |             |     |
| 給与負担金       | 8,300,000  | 8,300,000   |     |
| 賃金          | 0          | 0           |     |
| 旅費交通費       | 3,650,000  | 2,360,000   |     |
| 委員等旅費       | 950,000    | 570,000     |     |
| 通信運搬費       | 1,425,000  | 1,200,000   |     |
| 消耗品費        | 620,000    | 220,000     |     |
| 印刷製本費       | 200,000    | 100,000     |     |
| 会議費         | 0          | 150,000     |     |
| 賃借料         | 225,000    | 0           |     |
| 諸謝金         | 2,070,000  | 1,080,000   |     |
| 支払負担金       | 1,000,000  | 800,000     |     |
| 事業活動支出計     | 18,440,000 | 14,780,000  |     |
| 事業活動収支差     | 0          | △ 1,260,000 |     |



# 会 員 名 簿





## 会 員 名 簿

### 1) 都道府県木連会員

| 名               | 称 | 代 表 者         |
|-----------------|---|---------------|
| 北海道木材産業協同組合連合会  |   | 松 原 正 和 (副会長) |
| 青森県木材協同組合       |   | 島 英 樹         |
| 岩手県木材産業協同組合     |   | 日 當 和 孝 (副会長) |
| 宮城県木材協同組合       |   | 米 澤 光 秀       |
| 秋田県木材産業協同組合連合会  |   | 大 坂 真 一       |
| 山形県木材産業協同組合     |   | 松 田 賢         |
| 福島県木材協同組合連合会    |   | 鈴 木 裕 一       |
| 茨城県木材協同組合連合会    |   | 野 上 満 正       |
| 栃木県木材業協同組合連合会   |   | 東 泉 清 寿       |
| (一社)群馬県木材組合連合会  |   | 平 方 宏 (副会長)   |
| (一社)埼玉県木材協会     |   | 島 崎 政 敏       |
| (一社)千葉県木材振興協会   |   | 田 渕 和 正       |
| 神奈川県木材業協同組合連合会  |   | 栗 林 一 郎       |
| (一社)山梨県木材協会     |   | 天 野 公 夫       |
| (一社)東京都木材団体連合会  |   | 庄 司 良 雄 (副会長) |
| 新潟県木材組合連合会      |   | 重 川 隆 廣 (副会長) |
| 富山県木材組合連合会      |   | 米 澤 政 幸       |
| (公社)石川県木材産業振興協会 |   | 通 善 一 洋       |
| 福井県木材組合連合会      |   | 清 川 主 税       |
| 長野県木材協同組合連合会    |   | 宮 崎 正 毅       |
| 岐阜県木材協同組合連合会    |   | 吉 田 芳 治       |
| 静岡県木材協同組合連合会    |   | 柳 川 真佐明       |
| (一社)愛知県木材組合連合会  |   | 西 垣 洋 一 (副会長) |
| 三重県木材組合連合会      |   | 落 合 賢 治       |
| 滋賀県木材協会         |   | 高 橋 文 夫       |
| (一社)京都府木材組合連合会  |   | 辻 井 重         |

| 名 称             | 代 表 者         |
|-----------------|---------------|
| (一社)大阪府木材連合会    | 津 田 潮 (副会長)   |
| 兵庫県木材業協同組合連合会   | 野 村 俊 彰       |
| 奈良県木材協同組合連合会    | 谷 奥 忠 嗣       |
| 和歌山県木材協同組合連合会   | 榎 本 長 治       |
| (一社)鳥取県木材協会     | 前 田 八壽彦       |
| (一社)島根県木材協会     | 三 吉 庸 善       |
| (一社)岡山県木材組合連合会  | 田 中 信 行       |
| (一社)広島県木材組合連合会  | 竹 内 徳 將 (副会長) |
| (一社)山口県木材協会     | 林 克 彦         |
| 徳島県木材協同組合連合会    | 多 田 雅 信       |
| (一社)香川県木材協会     | 樋 口 浩 良       |
| (一社)愛媛県木材協会     | 菊 池 正         |
| (一社)高知県木材協会     | 小 川 康 夫 (副会長) |
| (一社)福岡県木材組合連合会  | 平 川 辰 男       |
| (一社)佐賀県木材協会     | 山 崎 鉄 好       |
| (一社)長崎県木材組合連合会  | 高 島 正 弘       |
| (一社)熊本県木材協会連合会  | 鍬 本 行 廣       |
| 大分県木材協同組合連合会    | 安 部 省 祐 (副会長) |
| 宮崎県木材協同組合連合会    | 外 山 正 志       |
| (一社)鹿児島県林材協会連合会 | 柴 立 鉄 彦       |
| (一社)沖縄県木材協会     | 小 山 幹 太       |

2) 業種別団体会員

| 名 称                 | 代 表 者   |
|---------------------|---------|
| (一社)全国LVL協会         | 中 西 宏 一 |
| 全国素材生産業協同組合連合会      | 日 高 勝三郎 |
| 全国木材チップ工業連合会        | 佐 合 隆 治 |
| 全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 | —       |
| 全国銘木連合会             | 吉 田 芳 治 |
| (一社)全国木材市売買方組合連盟    | 松 山 能 久 |
| (一社)全国木材検査・研究協会     | 島 田 泰 助 |
| 全国木材防虫JAS協議会        | 長谷川 健 治 |
| (一社)全国木造住宅機械プレカット協会 | 工 藤 和 夫 |
| (一社)全日本木材市場連盟       | 守 屋 長 光 |
| 日本合板工業組合連合会         | 井 上 篤 博 |
| 日本集成材工業協同組合         | 中 島 浩一郎 |
| 日本ツーバイフォーランバーJAS協議会 | 植 竹 孝 広 |
| (一社)日本特殊加工化粧板協会     | 荒 浪 力 也 |
| NPO法人日本バーク堆肥協会      | 奥 田 哲 士 |
| 日本複合・防音床板工業会        | 松 川 保   |
| (一社)日本フローリング工業会     | 田 伏 大 伸 |
| 日本木材防腐工業組合          | 越 井 潤   |
| (一社)木材産業退職金共済会      | 菅 野 康 則 |

### 3) 賛助会員

| 名                | 称 |
|------------------|---|
| (株)一条工務店         |   |
| 兼松サステック(株)       |   |
| (一社)木のいえ一番協会     |   |
| (株)久我            |   |
| (株)ケー・エイチ・ケー     |   |
| 庄司木材(株)          |   |
| 住友林業(株)          |   |
| 大日本木材防腐(株)       |   |
| ナイス(株)           |   |
| (一社)日本CLT協会      |   |
| 日本製紙連合会          |   |
| 日本木材輸入協会         |   |
| (一社)日本林業土木連合協会   |   |
| (一社)日本ログハウス協会    |   |
| ニューハウス工業(株)      |   |
| 宮川工機(株)          |   |
| 木構造振興(株)         |   |
| 林業・木材製造業労働災害防止協会 |   |
| (一社)林業機械化協会      |   |
| (一社)林道安全協会       |   |
| 全国木材協同組合連合会      |   |

# 定 款



## 一般社団法人全国木材組合連合会定款

昭和 29 年 3 月 10 日任意団体として発足  
昭和 31 年 5 月 25 日第三回通常総会に  
おいて法人に組織変更  
昭和 31 年 7 月 24 日社団法人認可  
平成 25 年 4 月 1 日一般社団法人設立登記  
平成 26 年 11 月 27 日一部変更  
令和元年 10 月 8 日一部変更  
令和 2 年 5 月 13 日一部変更  
令和 2 年 11 月 18 日一部変更  
令和 3 年 5 月 12 日一部変更  
令和 5 年 5 月 25 日一部変更

### 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、木材の利用及び木材産業に関する調査分析、知識及び技術の普及等を行うことにより、低炭素社会構築に貢献する木材利用の推進や木材関連産業の健全な発展を図りもって社会経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 木材利用に関する調査研究、技術発展、普及
- (2) 木材産業の振興に関する調査研究、普及
- (3) 木材利用及び木材産業に関する諸制度の調査研究、普及、関係団体との意見調整並びに提言
- (4) 木材産業に関する技術、技能、労働安全に関する調査研究及び普及
- (5) 木材貿易振興のための調査、交流
- (6) 木材・木製品の品質、認証の調査研究、普及
- (7) 外国人技能実習制度に基づく技能実習評価試験の実施
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行う。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 木材利用及び木材産業の振興の活動を行う都道府県の区域団体又は全国団体

(2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する木材関係団体等

(3) 特別会員 本会とともに木材利用拡大活動に参画する団体又は企業等

2 前項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団等法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

2 会員は、その名称又は代表者の氏名、住所に変更があったときは遅滞なく本会に届けなければならない。

(会費)

第7条 会員は総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 本会は会員が次の各号に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、その会員に対して総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ又は本会の目的遂行に反する行為を行ったとき

(3) その除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 解散したとき

(2) 会費を2年以上滞納したとき

(3) 総正会員が同意したとき

2 会員の資格喪失の場合において、既に納入した会費は返還しない

## 第3章 総 会

(総会の開催)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成し、通常総会と臨時総会とす



る。

- 2 前項の総会をもって一般社団等法人法上の社員総会とする。
- 3 通常総会は毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会の決議により必要と認めるとき
  - (2) 正会員の5分の1以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したとき

(招集)

第12条 総会は、法令で別段の定めがある場合や前条第3項の場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会の招集は会日の10日前までに正会員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知しなければならない。
- 3 前条第4項第2号に掲げる場合は、請求があった日から30日以内に総会を招集するものとする。

(決議事項)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事又は監事の選任又は解任
- (3) 会員の除名
- (4) 理事又は監事の報酬等の額及び報酬等の支給基準
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びその附属明細書の承認
- (6) 会費及びその徴収方法の決定
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第14条 総会の議長は、総会において出席正会員の中から選出する。

(決議)

第15条 総会は、正会員の有する議決権の半数を有する正会員の出席で成立し、総会の決議は出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項にかかわらず、次の決議事項については、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決を必要とする。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令及びこの定款で定められた事項

(議決権)

第16条 正会員は、総会において、おのおの一個の議決権を有する。

- 2 総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使

し、又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、当該会員又は代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。  
(総会の決議の省略)

第17条 総会の決議の目的である事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第18条 会長が正会員全員に対し総会に報告すべき事項を通知した場合において、その報告を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

(役員)

第20条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 53名以上60名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、12名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を業務担当理事とすることができる。

3 前項の会長を一般社団等法人法上の代表理事とし、専務理事及び業務担当理事を一般社団等法人法第91条第1項第2号に基づく業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員である団体の代表者又は構成員の中から総会において選任する。ただし、正会員である団体の代表者又は構成員以外であっても総会の決議を経て選定することができるものとする。

2 会長、副会長、専務理事及びその他の業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、理事若しくは職員を兼ねることができない。

4 理事のうち同一親族(3親等以内の親族及びこのものと特別な関係にある者をいう。)又は他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表しその業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 専務理事は会長を補佐して本会の業務を執行する。また、専務理事以外の業務執行理事は本会の業務を分担執行する。

5 会長、専務理事及びその他の業務執行理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事、使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務、財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 役員は、任期満了又は辞任により退任した場合において第20条第1項の定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の残任期間とする。また、補欠の監事の場合も同様とする。

(解任)

第25条 役員は、総会の議決を経て解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員報酬は無報酬とする。ただし、常勤役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額により支給することができる。

(顧問)

第27条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、当会運営上の重要事項について意見を述べることができるものとする。

3 顧問は、理事会の決議に基づき、会長が任命する。

4 顧問の報酬は無報酬とする。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及びその他の業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で定める事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 法令上の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは専務理事又はその他の業務執行理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集は開催日の一週間前までに書面をもって、日時、場所、会議目的の事項につき通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第33条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席により成立する。

2 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事若しくは監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第22条第5項の規定による報告は適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第6章 事務局

(事務局)

第37条 本会に事務局を置き、業務処理するために必要な職員を置く。

- 2 職員の任免は、会長が行う。
- 3 事務局に関する必要事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(資産)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成し、会長が管理する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、本会の資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書の案を作成し理事会の決議を経て総会に報告する。これを変更するときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 会長は毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号はその内容の報告、第3号から第5号は承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 第1項の書類及び監査報告については、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は総会の決議により変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産処分等)

第45条 本会が清算する場合において、有する残余財産は総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第46条 本会は、剰余金の分配は行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法で行う。

## 第10章 委任

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当会の運営に関し必要事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事（会長）は、吉条良明とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和5年5月25日から施行する。



木材産業シンボルマーク

本文用紙は間伐紙（木になる紙）を使用しています。